

## 第一 想 定 (續キ)

### 四、退却、追撃ニ伴フ給養法

#### 情況 第四 (退却)

- 一、九日午後六時師團長は再び飛行隊長より敵情に關し左の報告を受く本早朝湯澤附近を出發せる敵は午後五時頃主力を以て金山に遠し尙前進を續行しあり其一部は既に新庄を通過せり、同時師團長は無線電信を以て本軍より左の通報を受く
- 步兵一旅團野砲兵一聯隊(輜重二中隊を附す)を貴官の指揮に屬す部隊は本九日福島に下車を終り明日米澤に到着の筈
- 右の情況に依り師團長は敵と決戦を避け一時山形南方金井、長谷堂、大森山の線に退却し再興を期するの決心を爲し師團戰鬪部隊は午後十時より退却行動に移る筈なり
- 二、同時大行李糧秣車輛は携帶糧秣受領の爲楯岡野戰倉庫に到着しあり大行李炊

具車輛は土生田を前進中なり  
 先進輜重隊(彈藥二中隊)の中輜重一中隊は補充の爲歸行の途中にして金谷を通過しつつあり其他の師團輜重は天童―漆山間に位置す兵站輜重兵中隊(播野戰倉庫にて尋常糧秣積載)は東根に位置しあり  
 三、九日夕山形には兵站參謀、兵站司令部員及兵站自動車一中隊(彈藥)、兵站輜重兵一中隊(糧秣)到着しあり

### 第一問題

#### 一、師團長退却ノ決心ニ基キ師團經理部長ノ爲スヘキ處置

##### 講評

#### 一、行李輜重の處置

1. 大行李、大行李炊具車輛(日下土生田を前進中)を引續き前進せしめ一食にても炊事を爲さんとするものあり炊事場に到着し炊事に著手するは早くも七時半なるべく炊具を大隊二組の割合に配當しあるを以て炊事(一食)を了するは夜半十二時前後となり其處置適當と認め難し又炊事を了り十時迄金谷に歸還せしむと云ふもの

あり研究充分と認め難し携帶糧秣受領の爲楯岡に到着しある大行李を之か受領を爲すことなく空車の儘金谷に歸り曩に卸下せし糧秣を積載して退却する案あり、前計畫の通り受領して其儘後退せしむる案あり後者の案にて金谷に卸下せし糧秣の處置は師團輜重兵中隊(彈藥)を積みたる空中隊に積載せしむるものと、燒却すと云ふものあり  
 假令時間に餘裕ありとするも金谷の殘置糧秣の處置には他に方法あるべく本夜楯岡に前進せし大行李を金谷に歸還せしむるは特に此際の處置としては適當ならず

金谷の殘置糧秣を全部燒却せるものあるは一考を要す又師團輜重空中隊は命令受領迄には已に金谷を通過しあるへし

#### 2. 師團輜重兵中隊

金谷を通過中の空中隊をして金谷にて大行李を卸下せし糧秣を積載せしむる案あり空中隊は前述の如く已に金谷を通過しありて間に合はざるのみならず各所に點々(車廠の位置)卸下しある糧秣を取纏め一中隊に然も短時間に積載せしむるは實行甚た困難のこととす

天童の師團輜重をして其積載品を卸下し楯岡に逆行せしむる案あり而して天童に卸下せしものは更に在山形の兵站輜重中隊をして運搬せしむる爲天童に逆行せしむと

此方法に依るときは楯岡に到着するは已に十時頃となり時間の關係無理なるのみならず順次に天童に卸下せしもの山形に卸下せしもの處置を必要とし多大の手数を重ねるのみならず處置巧妙に失し本情況の如き場合に採るべき方法としては適當と認め難し

### 3. 兵站輜重兵中隊

東根より楯岡に到り携帶糧秣と積載替を爲さんとするものあり單に品種の差異なり逆行して迄も此方法を採るの價值尠きにあらずや

兵站輜重兵中隊を未だ何等偵察しあらざる東根、下川原、風間、山形道の片點線路を退却せしめむとするものあり晝間と雖片點線道は通過困難なるものあり一考を要す

### 4. 兵站自動車中隊

兵站と交渉し兵站自動車中隊を使用せんとするものの中二回楯岡、上の山間を

運轉せんとするものあり午後六時半に山形を出發せしむと云ひ、一時間六里を行進せしむと云ふ共に甚た無理なる要求にして實行不可能に了るへし

自動車の出發は午後七時半(早くも七時なるへし)一時間の行程は夜間なるを以て多くも三里と計算する外なかるへく一回の運轉に止まるへし二回運轉(先彈上の山に至り卸下し出)せは三十四里乃至四十里に上り短時間に斯くの如き要求は適當と認め難し

(参照)

陣中要務令第二六一(行軍一日の行程)

自動車中隊は八十乃至百二十軒を標準とす

### 二、携帶糧秣の補充

楯岡にて退却し來る部隊に交付せんとする考案あり戦線に近き此地點にて此方は適當と認め難し受領部隊は一度停止して背囊を脱し旅鞍囊を開き現品を受領することとなりて尠からざる混雜を生ずることとなるへし

### 三、野戰倉庫(楯岡及山形)の糧秣及地方物資の處置

1. 楯岡にて地方車輛を蒐集し之を利用して上の山に送付すと云ふものあり二、三

時間に多数の地方車輛を集め得へしとは思考し得ず之を集め得とするも其編成監視を如何に爲さんとするや

2. 大石田、谷地、山邊間の物資或は尾花澤、山形間の物資を焼却するもの、退却途中の物資を上山の山に後送するもの、後衛に經理部員一を配屬し退却途中集合物資を發見次第焼却すと云ふものあり

此狀況にて如斯大仕掛の處置は實行可能とは考へ得ず

山形にて極力物資を蒐集し上の山に後送すと云ふものあり此處置は可ならん而して此場合兵站の擔任と爲すを至當とすへし

(参照)

住民所有の糧秣を退却に方りて滅却するは國際法上許さるるや否やの見解

陸戦の法規慣例に關する規則第五三

一 地方を占領したる軍は國の所有に屬する現金、基金及有價證券、貯藏兵器、輸送材料、在庫品及糧秣其他總て作戰動作に供することを得へき國有財産の外之を押收することを得ず

一 私人に屬する糧秣と雖其儘殘存して敵手に委することは其戰鬥力を増加するを以て我軍の目的を達する爲一時之を押收することは差支なしとは一般國法學者の唱ふる所なり但し戦利品と異にして領收證を交付し平和克復後其支拂國を定め人民の損害とならざる様賠償の方法を講ずべきものとす

#### 四、退却間の給養

天童、寒河江にて増食を行はんとするものあり其着眼は可なり然れ共時間の關係上實施或は困難に陥るへし寧ろ陣地附近に準備し大に英氣を回復せしむることに努むるを可とせん

上の山にて物資を蒐集すと云ふものあり上の山は兵站の管区内なるを以て特に兵站と打合を爲すこと必要なり

#### 原案

- 一、大行李、輜重に對する處置(大行李は上の山に、輜重は赤湯に退却するものと判斷す)
  1. 大行李炊具の前送に關する命令は之を取消し炊具車輛は金谷に歸還し大行李長の指揮に入らしむ
  2. 楯岡に到着せし大行李は前計畫の通り携帶糧秣を積載し大行李長の指揮に入らしむ
  3. 金谷に残置せる糧秣は爾餘の大行李をして規定外に積ましむ尙生する殘餘は師團經理部員に交付せしむ

(参照)

戦間期の給養法

一、戦列部隊大行李車輛數

携帶糧秣(一日分)受領ニ要スル車輛數

〇〇〇 } 差引 〇〇〇

二、輜重車輛の積載力に關しては梱包積載教範第七七に左の如く示しあり

輜重車ノ積載量ハ附載品(踏鐵囊……)ヲ除キ五十貫匁ヲ基準トス

已ムヲ得ス一時積載量ヲ増加スル場合ト雖平易ナル地形ニ於テ七十五貫匁ヲ超ユヘカラス

4. 師團輜重兵空中隊(金谷通過中)をして楯岡に於て携帶糧秣一日分を積載して退却せしむ

5. 在天童師團輜重兵中隊(三中隊<sup>な</sup>)をして山形通過の際師團野戰倉庫に立寄り糧秣一日分を分載退却せしむ

6. 在東根兵站輜重兵中隊

師團の退却を通報し山形を後退し兵站の指示を受けしむ

三、楯岡、山形野戰倉庫の糧秣の處理

1. 楯岡野戰倉庫(一日分)

一日分及加給品、重患者食品は兵站と交渉し兵站自動車一中隊の援助を受け上の山に後送す

殘餘の一日分は大行李、輜重(携帶受<sup>領</sup>)及自動車に分載し尙殘餘を生ずるものは地

方運搬具を以て後送し其能はさるものは焼却す

金谷に最後に殘置せるものは焼却の外なかるへし

2. 山形野戰倉庫(二日分)

一日は已に述べたる通り天童よりの師團輜重兵中隊に分載す

殘餘の一日分は兵站と交渉し兵站輜重兵中隊にて上の山に搬送す

(附言)

山形市内の集合物資は兵站にて處理することとし在山形師團經理部員其業務を援助す

#### 四、師團の給養

經理部員三を上<sup>の</sup>山に先行せしめ退却し來る師團の爲給養上の諸施設に任せしむ

主食品及加給品は楯岡又は山形野戰倉庫より後方のものを使用し副食物は兵站と交渉の上現地に於て調辨す

#### 五、其他

1. 楯岡には最後迄主計正部員一及主計二を止め野戰倉庫及物資の處理に遺憾なきを期す

2. 楯岡野戰倉庫の業務處理を混雜なからしむる爲(退却と知るや敵の住民反抗の舉に出つるや明なるを以てなり) 兵力一中隊を要求す

### 原案説明

本問題の研究には左の著眼を必要とす

一、迅速に後方の整理を完了すへきこと

(参照) 歩兵操典草案第四三八

夜間退却ヲ行ハントスルニ方リテハ豫メ晝間ニ於テ敵ニ秘シ爲シ得ル限リ諸準備ヲ備ヘ其實施ヲシテ混淆ナカラシムルコト緊要ナリ

二、糧秣諸品を敵手に委せざること

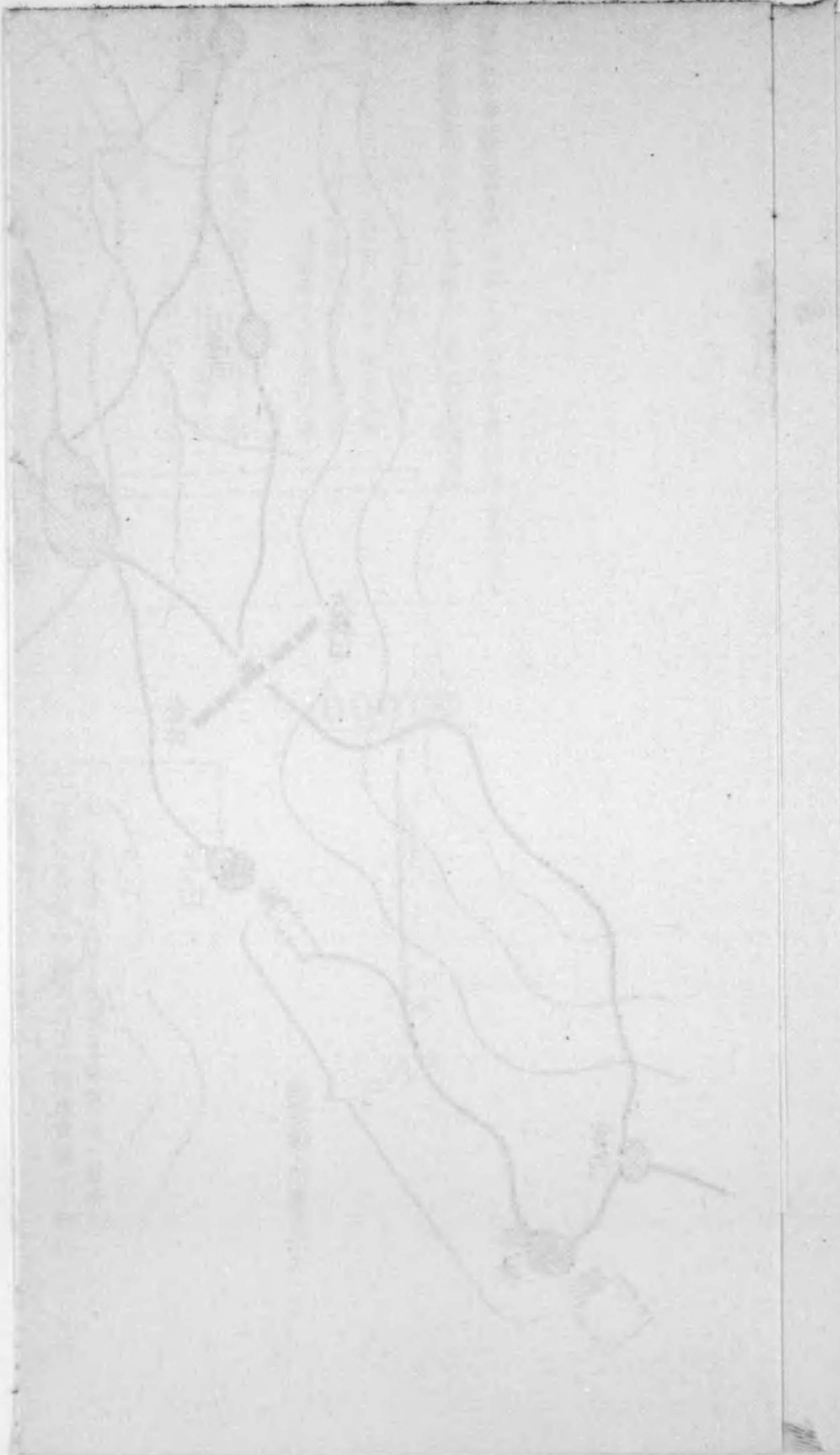
(参照) 陣中要務令第四三七

軍隊ハ前進或ハ駐軍中高級指揮官ノ命令アルニ非サレハ其地方ノ物件ヲ燼滅スルヲ許サス之ニ反シ退却ニ在リテハ糧秣其他ノ諸品ヲ敵手ニ入ラシメサル如クスルコト甚ダ緊要ナリ

右に依り最先に處理すへきもの左の如し

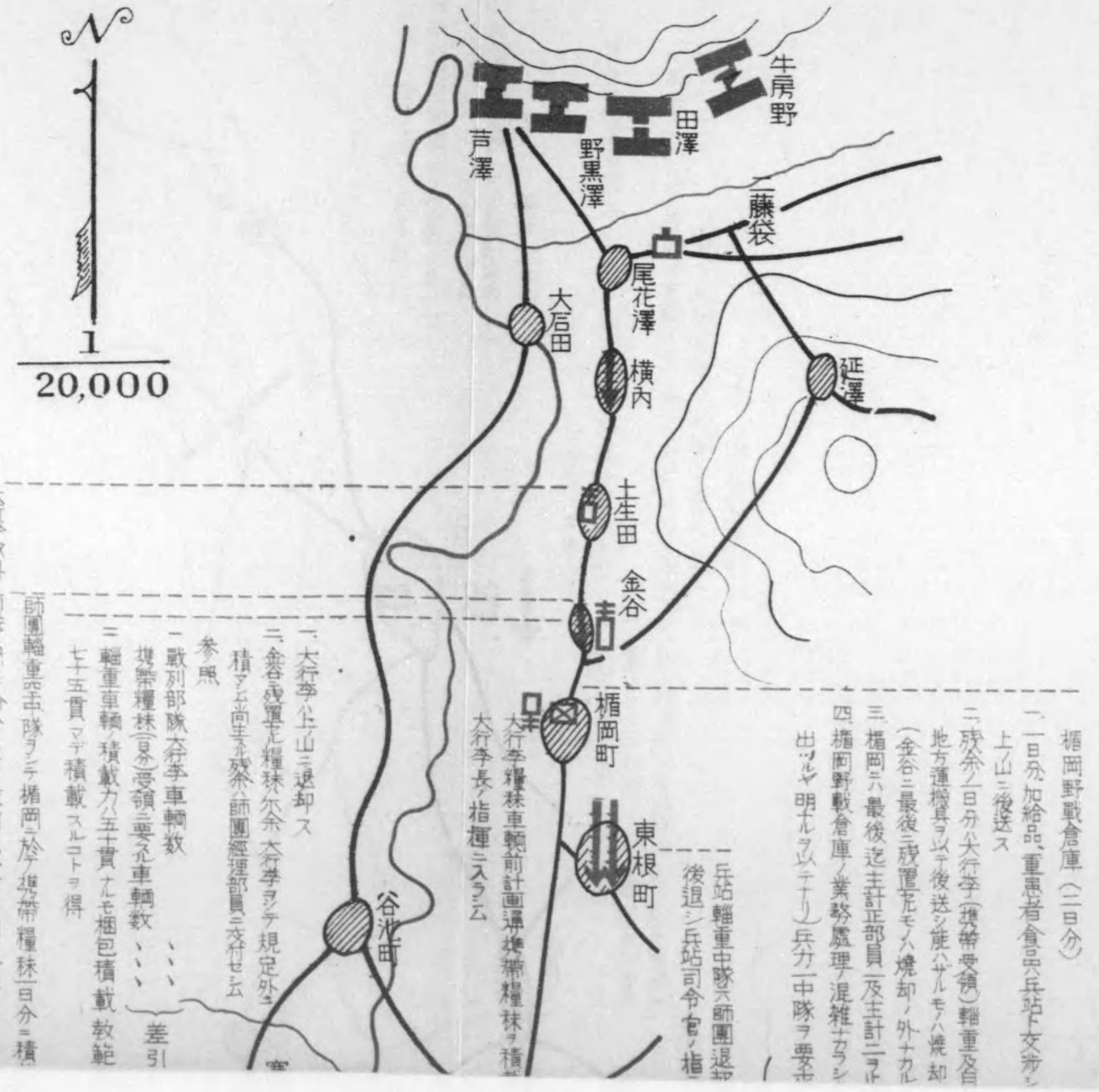
1. 楯岡及山形野戰倉庫に集積せる糧秣の處置

2. 山形市内の集合物資を成るへく多く我陣地内に吸收すること(之は兵站の任なり)



〔参考〕

師團長ノ退却ノ決心ニ基テ師團經理部長ノ處



楯岡野戰倉庫(二日分)

一 日分加給品、重傷者食料、兵站下支所、上山ニ後送ス

二 残余ノ日分大行李(携帶受領)輜重及自地方運搬具ヲ以テ後送シ能ハサルモハ燒却

(金谷ニ最後ニ設置スルノ燒却ノ外ナカレ)

三 楯岡ニ最後迄主計正部員一及主計ニヨリ

四 楯岡野戰倉庫ノ業務處理混雑ナカラン出ルルヤ明ルルヲ以テナリ)兵力一中隊ヲ要ス

一 兵站輜重中隊六師團退却後追シ兵站司令官ノ指

東根町

楯岡町

大行李糧秣車輛前計画運携帶糧秣積、大行李長ノ指揮ニ入ラン

谷池町

一 大行李上山ニ退却ス

二 金谷殘置ル糧秣尔余大行李ヲテ規定外ノ積マシ向主計残余ハ師團經理部員ニ交付セシム

参照

一 戰列部隊大行李車輛數

携帶糧秣(日分受領)要車車輛數

二 輜重車輛ノ積載力ハ五十貫ヲモ楯包積載數七十五貫マテ積載スルコトヲ得

師團輜重中隊ヲ楯岡ニ於テ携帶糧秣日分ニ積、大行李炊具ノ前送ニ關スル命令公レテ取消シ炊具車輛ハ金谷ニ歸還

二、糧秣諸品を敵手に委せざること

(参照)陣中要務令第四三七

軍隊ハ前進或ハ駐軍中高級指揮官ノ命令アルニ非サレハ其地方ノ物件ヲ燬滅スルヲ許サス之ニ反シ退却ニ在リテハ糧秣其他ノ諸品ヲ敵手ニ入ラシムサル如クスルコト甚タ緊要ナリ

右に依り最先に處理すへきもの左の如し

1. 楯岡及山形野戰倉庫に集積せる糧秣の處置
2. 山形市内の集合物資を成るべく多く我陣地内に吸收すること (之は兵站の任なり)

任部長ノ處置

糧秣受領(輜重及自動車ニ分載)尚殘余ヲ生ズモノハ  
倉庫兵站下交渉兵站自動車中隊ノ援助ヲ受ケ

モノハ燒却ノ外ナカルヘシ)

正部員(及主計)ニ野戰倉庫及物資ノ處理ニ遺憾ナキヲ期ス  
於處理ノ混雜ナラシムル爲(退却ト知ルヤ敵國ノ住民及抗ノ拳ニ  
之兵力中隊ヲ要求ス

輜重中隊六師團退却ヲ通報山形ニ  
シ兵站司令官ノ指示ヲ受ケム

師團輜重兵中隊(三中隊)ヲテ山形通過ノ際  
師團野戰倉庫ニ立寄り糧秣一日分ヲ分載  
退却セシム(師團輜重ハ赤湯ニ退却ス)

山形野戰倉庫(二日分)  
一日分ハ天童ヨリ退却スル師團輜重ニ分載ス  
二日分ハ兵站下交渉兵站輜重兵中隊ヲテ上山ニ搬送ス  
山形市内集合物資ハ兵站ニ處理スルベトシ在山形師團經理部員  
其業務ヲ援助ス

師團ノ給養  
一 經理部員ヲ上山ニ先行シ退却シ來ル師團ノ爲給養上ノ諸  
施設ニ任セシム  
二 主食品及加給品楯岡又山形野戰倉庫ヨリ後送ノモノヲ快  
用シ副食物ハ兵站下交渉上現地ニ於テ調辦ス

後退後ノ位置ヲ示ス



糧秣一日分ニ積載シテ後退セシム  
車輜ハ金谷ニ帰還シ天行李長ノ指揮ニ入ラシム

差引  
モ梱包積載教範ニヨレハ

シテ規定外ニ  
員ニ交付セシム

天童町

寒河江町

山邊町

山形市

金井

上山

宮内

赤湯



3. 楯岡、金山に於ける殘餘糧秣の處置

三、師團の志氣を回復する爲陣地到着後特に給養を良好にすること

#### 情況 第四(追撃)

一、九日午後九時頃迄に諸情報を綜合し師團長は左の情況を知り依然攻撃を續行せしむ

1. 師團前面の敵後方に於ては日没後より車輛部隊並徒歩部隊の若干は北方に前進中なり

2. 本九日戦鬪に参加せし前面の敵兵力は歩兵約八、九千野砲七、八門、重砲數門なるか如し

二、斯くして同夜半正子迄に師團前面の敵は巧に我包圍を脱し逐次北方に退却中なり茲に於て師團長は敵を横堀方向に追撃するに決し左の處置を爲したり

1. 追撃隊(歩兵第一聯隊野砲兵第一大隊工兵第一聯隊騎兵)をして羽州街道を横堀に向ひ追撃せしむ

2. 師團主力は追撃隊に續行し同羽州街道を前進す

3. 衛生隊は

戦鬪間の給養法

- 4. 野戦病院は略す
  - 5. 先進輜重隊は
  - 6. 大行李は十日午前五時金谷出發……(次の問題の關係上略す)
  - 7. 爾餘の師團輜重(九日夜楯岡に前進しあり)は十日午前六時楯岡を出發し新庄に前進せしむ
  - 8. 師團長は師團主力縱隊の先頭に在りて行進す
  - 三、九日夜消費せし携帶糧秣は午後六時より七時迄の間に於て楯岡師團野戦倉庫に於て大行李に交付せられたるも大行李は戦況上各部隊の位置に分進することなく他の大行李と共に一團と爲り金谷附近に宿營せり
- (注意) 情況第三中左記及情況第四(退却)を削る
- 「午前十時飛行隊長より左の報告を受けた  
砲十數門を有する敵の一縱隊(歩兵約一萬、二、三千)は湯澤方向より前進し本九日午前  
十時頃院内町を通過して南下せり」

### 第二問題

一、師團長追撃ノ決心ニ基キ師團經理部長ノ爲スヘキ處置

### 原案

- 一、大行李(携帶糧秣積載)車輛を師團本隊の後尾に續行せしめ機を見て携帶糧秣の補充を行はしむ
- 二、追撃隊に經理部員主計二を配屬し給養の援助に任せしむ、別に主計正一、主計三を新庄に派し師團の給養に充つる爲差當り糧秣一日分(特に加給品を含む)を調辨集積せしむ
- 三、兵站輜重兵一中隊に携帶糧秣一日分(楯岡にて)を積載せしむ
- 四、金谷に卸下せし糧秣は楯岡師團野戦倉庫の保管に移さしむ

### 情況第五

- 一、師團は夜間困難なる追撃を敢行し敵に多大なる損害を興へ十日午前十時頃前衛を以て新庄に達し師團主力は其後方に隊伍整頓中なり追撃隊は敵を急追して同時頃金山を占領せり
  - 二、敵は歩々の抵抗を試みつつ巧に我包圍を脱し主力を以て已に横堀及上院内附近に退却し有力なる一部隊を以て中田附近の隘路を占領せしめたり
- 我が追撃隊は正午頃更に一部隊を以て中田附近の敵を攻撃す追撃隊は昨九日以

來の戦勝に依り志氣大に昂り前進に努むるも遺憾なから地形險難にして戦況發展を見ることなく夕陽西に没するに至れり  
 追撃隊は一部隊を以て敵と觸接を保持せしめ主力を以て金山附近に師團前衛を以て泉田に爾餘の主力を以て新庄附近に宿營せり  
 (師團司令部は泉田に在り)  
 三、此日大行李は各部隊の位置に分進し先進輜重隊は名木澤に師團輜重は尾花澤、大石田、土生田間に宿營せり  
 四、金山、新庄附近の住民は多くは他に避難し止まるもの僅少なり、物資は敵に於て多大に利用したる形跡なく概ね平常の通なり

### 第三問題

#### 一、十日夜ニ於ケル師團ノ給養法

(注意)

給養命令の形式を以て答解すへし

講評

一、給養の方法は左の各種の案に分れたり

1. 師團輜重兵中隊の糧秣を以て給養するもの
2. 師團全部の經理部の調辨せる糧秣に依るもの
3. 各部隊の直接徴發せるものに依るもの
4. 追撃隊は携帶糧秣に、其他の師團各部隊は經理部の調辨せるもの
5. 追撃隊の中、中田附近にて戦闘中のものは携帶糧秣其他は部隊の直接徴發せる糧秣に、師團各部隊は(4)と同一なるもの
6. 追撃隊は直接徴發せるものに師團各部隊は(4)と同一なるもの

第一案 師團輜重兵中隊に積載せる糧秣を使用せしは師團の給養を確實にし前日來の給養の粗惡を救はんとするにありて其主旨は可なるも輜重を進め糧秣を分配する爲には多くの時間を要し給養を遅緩することとなるへし

第二案 離隔せる金山の部隊の給養も一途に統轉するは一考を要すへく寧ろ追撃隊長に於て多少自由に處理し時の情況に適合し得る如く仕向くるを可とすへし

第三案 新庄町は將來師團の給養の根據ともなるべき地點なるを以て將來の需

要に鑑み物資の調辨其他に關し特に深甚の注意を必要とす占領後時間の経過  
少きに之を各部隊各個の調辨に委するは一考を要すべく勉めて溫和なる方法  
を採用するを可とす勿論師團が廣地區に散在して宿營し大行李、輜重の到着遅  
く然も迅速に給養を必要とする場合に於ては部隊の直接徴發に依るは差支なし  
第四、五案 特に已むを得ざるに在らざる限り追撃隊爾後の補給の困難を顧慮し  
携帶糧秣の使用は極力之を節し其愛惜に努むるを可とすへし

二、携帶糧秣の補充

九日費消せし携帶糧秣の補充に關し何等指示なく部隊長に一任するは一考を要  
すへし

昨九日は各部隊に對し携帶糧秣を積載せし大行李の分進は取止むとの命令を出  
されあるへきに依り本十日其補充に關し一言し置くを適當とす

三、大行李の補充を輜重兵中隊の糧秣を以て補充する場合等の注意を與へざる  
ときは大麥の不足は各部隊に於て調辨を行ふこととなるへし

此場合師團本隊の分は各部隊の調辨に委するは已に述べたる事由に依り適當な  
らざるへし

第三問題

一、十日夜ニ於ケル師團ノ給養命令

原案

一、給養は師團經理部の現地に於て購買せる糧秣に依り午後五時より新庄停車場  
前に於て分配す

本日大行李(携帶糧秣を積載しあり)を以て携帶糧秣の補充を爲し置くへし

大行李の補充は師團輜重兵中隊の糧秣により同新庄停車場に於てす

經理部長指示事項

一、本日増食及戰勝を祝する爲加給品を支給せらる其現品は他の糧食品と共に分  
配す

二、大行李補充の際馬糧は完全定量を以て分配するを以て各部隊に於て之か調辨  
に及ばす

追撃隊長へ

一、給養は部隊の直接徴發せる糧秣に依り其徴發地區は貴官に於て指定すへし

二、本十日大行李(携帶糧秣を積載しあり)を以て携帶糧秣の補充を爲し置くへし、大行李の補充は師團輜重兵中隊の糧秣に依り午後六時より泉田に於てす

三、本十日現地調辨に依り増食及加給品(其定量は已に示され、あるものと假定す)を支給すへし

原案に對する説明

追撃隊長は各部隊をして直接徴發せしむることなく、經理部員をして一途に徴發して分配することとなるへし、特に此點に注意を要す

第四問題

一、師團經理部長トシテ新庄町附近物資蒐集ノ方針

原案 (要旨)

一、蒐集方針

1. 十日夜の給養の爲所要のものは師團經理部長をして一途に徴發せしむ(集合物め差押をなすものとす)
2. 爾後日々補給の爲所要のものは地方官衙を介し有力なる商人、名望家より購買の方法に依り廣く地方物資の吸収を圖る

第三 想 定

四、給養と大行李、輜重の行動

作戰給養の研究と行李、輜重の行動

作戰給養の研究と行李、輜重の行動とは特に密接なる關係を有するを以て本問題に關しては充分の研究を爲し置くこと必要なりとす。補給と行李、輜重との關係に就ては陣中要務令及輜重兵操典草案に左の如く示しあり

陣中要務令第四二八

戰地ニ於ケル人馬ノ給養並衣糧、兵器就中糧秣、彈藥ノ補充ハ用兵上重大ナル要務ニシテ其實施宜シキヲ得サレハ遂ニ作戰ノ目的ヲ達成スルコト能ハサルニ至ル故ニ指揮官ハ行李、輜重等ノ部署ニ關シ常ニ細密ノ注意ヲ爲スト共ニ此等ノ長モ亦絶ヘス所屬指揮官ト連絡シ適時其需用ニ應シ得ルノ準備ニ在ルコト肝要ナリ

輜重兵操典草案綱要第一

輜重兵ノ本領ハ戰役ノ全期ニ互リ間斷ナク迅速確實ニ軍需品ノ輸送及補給ニ任  
スルニ在リ軍隊カ絶ヘス其戰鬥力ヲ維持シ其活動ヲ保有スルト否トハ主トシテ  
輜重兵ノ行動如何ニ存ス

### 第三想定

所要地圖 二十萬分ノ一、磐井、石巻、新庄、仙臺、福島  
五萬分ノ一、仙臺、岩沼、白石、桑折

一、藍軍は青森附近に上陸の後數梯團となりて陸羽街道を南進中にして其先頭梯  
團は十二月十五日花巻(水澤北方約十里)附近に到着す、他に敵の一部隊は一ノ關附近に到  
着し在り

赤軍は此敵を擊攘すへき任務を以て陸羽街道に依る徒歩行軍と東北本線に依る  
鐵道輸送とを併用して福島—郡山間に集中中なり

二、赤軍に屬する第一師團(師團の編組第一想定に同じ)は仙臺附近を占領し軍主力の進出を容易  
ならしむへき任務を以て十二月十七日朝松川(福島南方約三里)附近を出發陸羽街道を前  
進し同日夕騎兵聯隊の主力を以て大河原に、師團戰鬥部隊を以て白石—藤田間に  
達し宿營せり此日夕刻迄に師團長は諸情報を綜合し左の情況を知る

1. 兵力未詳の敵の一縱隊は一ノ關方向より陸羽街道を南進し本十七日午後二時  
頃高清水(仙臺北方約十里)を通過せり仙臺附近には今朝來敵の騎兵斥候出沒す  
陸前濱街道及角田、丸森方面には敵兵を見す

2. 我騎兵旅團は仙臺に位置し敵情搜索中なり  
(注意)

- 一、戰地は敵地とす鐵道は福島及中村—一ノ關間は目下運轉を中止しあり
- 二、仙臺市には平時より軍隊駐屯しあらざるものとす
- 三、師團輜重兵中隊二中隊には出發の際共に尋常糧秣を積載しあり

### 情況第一

一、十二月十七日夜師團は翌日の前進を顧慮し右の如く宿營せり

- 歩兵第一旅團(歩兵第二聯隊缺)
- 野砲兵第一大隊
- 工兵第一中隊
- 衛生隊(三分の一缺)
- 騎兵聯隊の大行李

白石

給養の研究と大行李輜重の振動

其他の師團戰列部隊

齋川—藤田間

(師團司令部は齋川に在り)

輜重兵第一大隊

野戰病院(四箇)

瀬の上—福島間

輜重兵糧食一中隊は糧食補給の爲前進し後桑折に宿營せり

二、敵情に關し爾後得る所なく午後九時師團長は明日の爲左記命令を下達せり

軍隊區分

第一師團命令

十二月十七日午後九時  
於齋川師團司令部

飛行隊

飛行第一中隊

右縱隊

司令官大佐 某

步兵第二聯隊

騎兵一分隊

一、兵力未詳ノ敵ノ一縱隊ハ一ノ關方向ヨリ陸羽街道ヲ南進シ本十七日午後二時頃高清水(仙臺北方)ヲ通過セリ青森附近ニ上陸セシ敵ノ先頭梯團ハ十二月十五日花卷(水澤北方)ニ到着セリ

我騎兵旅團ハ仙臺附近ニ騎兵聯隊ハ大河原ニ在リ

二、師團ハ明十八日仙臺ヲ占領スル目的ヲ以テ同地ニ向ヒ前進セントス

前衛

司令官少將 某

步兵第一旅團(第二聯隊缺)

騎兵第一聯隊(二分隊缺)

野砲兵第一大隊

工兵第一中隊

衛生隊三分ノ一

左側衛

司令官少佐 某

步兵第三聯隊第三大隊

騎兵第一分隊

本隊(同行軍序列)

師團通信隊(前衛ノ後尾)

無線電信隊(續行)

師團司令部

給養の研究と大行李輜重の行動

三、飛行隊ハ明早朝ヨリ飛行ヲ開始シ主トシテ花卷

方向ノ敵情ヲ搜索スヘシ

但シ成ルヘク早ク白石附近ニ前進着陸場ヲ設備ス

ヘシ

四、右縱隊ハ白石ヨリ高倉、互理、荒濱、上ヲ經テ仙臺ニ

向ヒ前進スヘシ

互理附近ヨリ特ニ前衛ト連スヘシ

五、前衛ハ明十八日午前六時其步兵先頭ヲ以テ白石

北方三吉米橋梁ヲ出發シ大河原岩沼ヲ經テ七北田

ニ向ヒ前進シ前面ノ敵情ヲ搜索スヘシ

六、左側衛ハ先ツ前衛ニ續行シ大河原ヨリ村田、管生、

茂庭、郷六、竿澤ヲ經テ小角ニ向ヒ前進スヘシ

七、本隊タル諸隊ハ明十八日朝左ノ如ク集合シ行軍

序列ニ從ヒ前衛ノ後方千五百米突ヲ續行スヘシ

師團司令部

步兵第二旅團(一聯隊ト一大隊缺) 午前六時迄ニ深向(標) 路上ニ途上隊

歩兵第二旅團(一聯隊ト)  
 工兵第一大隊(一中隊缺)  
 野砲兵第一聯隊(一大隊缺)  
 歩兵第四聯隊  
 野砲兵聯隊段列  
 衛生隊(三分ノ一缺)

工兵第一大隊(一中隊缺) 午前六時迄ニ齋川南端ヲ先頭ト  
 野砲兵第二聯隊(一大隊缺) シ前同斷  
 歩兵第四聯隊 午前六時迄ニ越河停車  
 衛生隊(三分ノ一缺) 午前六時迄ニ越河北端  
 八、諸隊大行李ハ……(別ニ研究ス)  
 九、輜重ハ……(同)  
 一〇、予ハ午前六時陸羽街道上澤向(白石南方約四吉)ニ在  
 リ爾後本隊ノ先頭ニアリテ行進ス

師團長 中將 某

下達法

各隊命令受領者ヲ集メ印刷セルモノヲ配付ス

第一問題

一、師團命令中ニ加フヘキ大行李輜重ニ關スル事項  
 講評

大行李に發する命令に就き研究せは次の如し

一、大行李の本隊に續行すへき距離

千五百米、三千米と示したるものあり舊輜重兵操典には其距離を示されありたるも改正草案には之を示しあらず陣中要務令第二七九に左の如く示しあり

大行李ハ高級指揮官ニ依リ通常一縱隊ノモノヲ集メテ一將校(大行李長ト稱ス)ノ指揮ニ屬シ中隊ノ後方若干距離(師團ニ在リテハ通常二千米ニ在リテ行進セシメ云々)

二、集合法

一個所に集合せしめたるものあり二、又は三箇に區分し途上に集合せしめたるものあり

本情況に於ては少くも二箇所(白石宿營部隊)に分ち途上に集合せしむるを指揮統轄上便利にして混雜を尠からしむる所以なるへし集合の爲一地に開進せしむる案あり圖上適當の地積なきのみならず之を集合するも大部の大行李は本隊の後方に一道路上を續行し來るより外なき狀況に依て側方に集合し更に前進するは無益のことなるへし

1. 集合に關し陣中要務令第二八六に左の如く示しあり



大行李ノ集合ニ關シテハ特ニ他部隊ノ行動ヲ妨害セサルコトニ注意スルヲ肝要トス之カ爲軍隊指揮官ハ集合場ノ數、位置要スレハ之ニ至ルヘキ道路及集合時刻並本隊又ハ先進輜重隊ニ續行スヘキ距離其他必要ノ件ニ關シ詳細ニ指示シ各部隊長モ亦各必要ナル件ニ就キ周到ナル規定ヲ爲スヲ要ス

## 2. 輜重兵操典草案第二九六に次の如く示しあり

大行李ノ集合ヲ指揮スルニハ一地ニ集合スル場合ト數地區ニ集合スル場合ト行進路上ニ集合スル場合トニ依リ其趣ヲ異ニスルモノトス

一地ニ集合スル場合ニハ大行李ノ指揮官ハ各部隊ノ宿營地ト地形殊ニ道路網ノ關係トヲ顧慮シ必要ト認ムル地點ニ豫メ所要ノ將校若ハ特務曹長ヲ派遣シ必要ナル部署ヲ爲サシムルヲ可トス而シテ大行李ノ指揮官ハ各部隊大行李ノ集合前其集合場ニ到リ當時ノ狀況ニ應シ集合方法ヲ決定シ逐次來著マル大行李ニ所要ノ指示ヲ與ヘテ集合セシムルモノトス  
數地區ニ集合スル場合ニハ大行李ノ指揮官ハ適宜將校若ハ特務曹長ヲ其集合場ニ派遣シ之カ集合ニ關シ所要ノ部署ヲ爲サシムルモノトス

行進路上ニ集合スル場合ニハ大行李ノ指揮官ハ將校若ハ特務曹長ヲ所要ノ地點ニ配置シ各部隊大行李ヲシテ過早ニ行進路上ニ進出セシメサルヲ要ス而シテ強ヒテ行進路上ニ於テ整然タル行進順序ヲ整ヘントスルトキハ往々時機ヲ失スル虞アリ故ニ狀況ニ應シ適宜ノ斟酌ヲ加ヘ行進順序ハ要スレハ發進後休止等ノ時期ヲ利用シテ修正スルヲ可トスルコトアリ  
大行李ノ集合ヲ容易ナラシムル爲狀況之ヲ許セハ大行李ノ指揮官ハ豫メ翌日ノ爲メ集合場ヲ偵察シ大行李ノ集合法ニ就テ所要ノ意見ヲ具申スルカ或ハ命令受領者ヲ介シテ集合上必要ナル希望ヲ述フルヲ可トス

## 三、集合時刻

白石宿營部隊大行李、午前八時、同十時半、同十一時半等に分れ本隊に就ても各種に分れたり

集合時刻は次の通り計算するを可とせん

### 1. 本隊大行李の集合時刻

大行李の集合時刻 = 本隊の出發時刻 + 13分(本隊の行軍長徑 + 2,000)

(注意)

本情況に於ては右縱隊及左側衛を本隊と分離して行動せしむるに依り本隊の行軍長徑より其分を減せざるへからず

$$x = 6 + 13(0,000 + 2,000) = 8,06$$

### 2. 白石宿營部隊大行李集合時刻

$$x = 6 + 13(0,000 + 2,000 + 4,500) = 9,05$$

次に輜重に關する命令に就き研究せん

### 一、前進目標

前進目標は岩沼、槻木、大河原の三に分れたり

行李輜重の指揮運用に關する講話筆記(服部輜重兵中佐の歩兵學校)に依れば

輜重の到るべき地點を如何に選定すべきやは主として敵情及地形に依る即ち敵に關する顧慮なきときは軍隊其日の行軍

給養の研究と大行李輜重の行動

目標と沿道の宿營力とに依り定まり敵に關する顧慮ある時は其顧慮する地點附近を基礎として夫より後方の地點にして而かも輻重自己の爲安全の地點を選んで第一の目標となす故に某地に於て敵と遭遇する場合に於ては軍隊の行動目標は縦ひ遙かに前方に取るも輻重は其遭遇點を基礎として先づ第一の行軍目標となし爾後輻重を前進せしめ得るに至らば更に第二の行軍目標を指示するものとす而して其目標は敵に關する顧慮あるときは師團にありては戰線と豫想せらるる地點より約四里を可とし敵に關する顧慮少なきときは多少戰列部隊に近く前進せしめ得るも當夜又は翌朝敵と相見ゆることあるを顧慮せば宿營に移るときより依然として戰闘間に於ける必要の距離を保存せしめあるを可とす

十七日午後二時高清水附近を通過せる敵は同夕古川又は三本木附近に宿營せるものとし本十八日早朝に其宿營地を出發せば仙臺南方一里中田附近に於て遭遇するならん即中田附近を基準として其後方四里の地點を求むれば槻木附近に輻重の前進目標を探るを適當とすへし

大行李の後方三吉米に續行すへしと示したるものあるは誤なり

陣中要務令第二八〇

師團輻重ハ通常一指揮官ノ統一指揮ニ依リ行動スルモノニシテ高級指揮官ハ其先頭ノ出發地點及時刻及到着地點要スレハ取ルヘキ道路ヲ指示シ大行李ノ後方ヲ行進セシム而シテ其先頭ハ大行李ノ後尾ヲ距ル概ネ四千米以内ニ在ラシムルヲ通常トス若シ先進輻重隊ヲ出スヲ要スルトキハ該輻重隊ハ通常本隊ノ後方ヲ近ク行進セシムルモノトス

二、出發時刻(附行軍中前方より取るべき距離)

出發時刻は午後五時、七時、八時等區々に分れたり

大行李の後方に取るべき距離に關しては前述の通り陣中要務令第二八〇に「師團輻重ノ先頭ハ大行李ノ後尾ヲ距ル概ネ四千米以内ニ在ラシムルヲ通常トス」とあり衛生隊の越河を出發するは午前六時なり又其後方に二千米の距離、大行李の長徑〇〇〇米、大行李の後方に四千米を取りて輻重は前進するを以て之に依り其出發時刻を計算するを得へし  
出發地點は瀬上となしたる者多きも集合の際後退する等の不利、混雜を避くる爲稍其前方長岡附近を先頭の出發地點と定むるを可とせん  
出發地點を長岡とせば輻重の出發時刻は午前五時半となるへし  
命令に單に「其ノ宿營地ヲ出發シ云々」と示したるものあり已に述べたる所に依り(陣中要務令第二八〇)先頭の出發地點を示すべきものとす

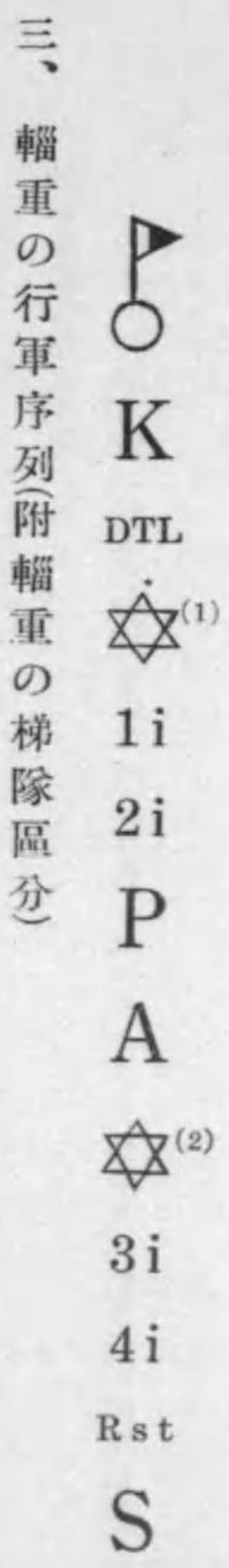
原案

八、大行李は左の如く集合し師團大行李長某輻重兵大尉の指揮を以て本隊の後方約二千米を距て跟隨すへし

- 白石宿營部隊 午前九時白石北端橋梁を先頭として本道上
- 齋川以南宿營部隊 午前八時澤同を先頭として本道上



せざるなるへし成るべく部隊の建制を破らす尙現在の宿營情況を顧慮し指揮上最も便利なる方法に依るを可とすへし大體此著眼を以て左の如く定むるを可とせん



師團輜重内各部の行軍序列は使用上の順序を顧慮し輜重兵大隊長之を定むるものとす又梯隊區分に關しては編制改正に依り其長徑を減少せられたる爲師團敵に近き場合に於ては師團輜重は梯隊に區分せざるを通常とす

陣中要務令第二八〇

師團輜重へ通常一指揮官ハ統一指揮ニ依リ行動スルモノニシテ云々

然れとも補充並道路若は警戒等の關係に依り又大なる輜重若は師團敵に遠き場合に在りては大隊長は適宜之を若干團(縦隊又は横隊)に區分するを可とすることあり本情況に應ずる輜重の行軍序列の例を示せば左の如し

師團(甲)輜重(車輛編制)の行軍序列



(参考)

1. 行軍長徑
- |      |   |
|------|---|
| 輜重   | ○ |
| 中隊   | ○ |
| 野戰病院 | ○ |
| 馬廠   | ○ |

2. 行進順序ノ例
- 佐々木輜重兵少佐著輜重勤務講義錄輜重梯隊ノ部參照

情況 第二

一、師團は豫定の如く十二月十八日朝其宿營地を出發せり午後一時師團長は師團本隊の先頭に在りて岩沼南端に達す此時北方に方り盛に小銃聲、次て砲聲の起るを聞く斯くして前衛司令官より左記要旨の報告に接す

1. 歩兵約二三千砲數門を有する敵は仙臺南端大年寺附近に陣地を占領し沖野(仙臺南端長町東)附近にも若干の敵兵を見る

給養の研究と大行李輜重の行動

2. 我騎兵旅團は仙臺北方地區より吉岡方向に向ひ敵情を偵察中なり又我騎兵聯隊は熊野堂(増田西北方五吉米)附近に在り此時迄に右側衛は閑上附近に到着せり是より先師團長は騎兵旅團長及飛行隊長の通報及報告に依り左の情況を知る

1. 約歩兵一旅團を下らざる敵は本十八日早朝三本木を又其一部は吉岡附近を出發して南下せり
2. 青森灣に上陸せし敵は徒步行軍に依るの外鐵道を以て本十七日迄に一ノ關に輸送せられたるもの歩兵約一旅團砲十數門を算す

二、軍の集中は順調に進捗しつつあり我第二師團は來る二十一日福島附近に集中を完了する豫定なり

### 第二問題

#### 一、師團長ノ決心

原案

師團は増田附近に陣地を占領し後續師團の來著を待たんとす

理由 (略す)

### 情況第三

一、師團長は増田附近に陣地を占領し後續師團の來著を待つ決心を爲す此時軍司令官より無線電信を以て左の命令に接したり

第一師團は敵を急追することを避け増田附近を堅固に保持することに努むへし

茲に於て師團長は前衛に本隊の一部を増加し前面の敵を攻撃、大年寺山附近を占領して師團の陣地占領を掩護せしめ次て諸偵察の後概ね左記の如く陣地を占領したり

右翼隊

歩兵第一旅團(歩兵第一聯隊缺)

(餅谷北端より飯ノ坂之を含まず北端間を占領)

左翼隊

歩兵第二旅團(一部隊を以て大達山大森山を占領せしむ)

(飯ノ坂、野田山間(右翼より歩兵第一三聯隊同四聯隊の順序に)を占領)

兩翼隊の境界は鐵道線路とす

砲兵隊

主力を以て飯ノ坂東方地區に、一大隊を同西方地區に陣地を構築せしむ

給養の研究と大行李輜重の行動

豫備隊

步兵第一聯隊(舊前衛)工兵第一大隊 植松に位置す(工兵隊は兩翼隊及砲兵隊の工事を援助せしむ)  
衛生隊は其三分の一を笠島に、殘餘の主部は植松に位置せしむ(野戰病院、先遣輜重隊に就ては後に研究す)  
師團司令部は飯ノ坂に在り

二、大年寺山附近の敵は我前衛の攻撃を受け午後四時頃北方に退却せり  
前衛は長町西北方高地を占領し師團の陣地占領を掩護し日没後本隊に合する筈なり

我騎兵聯隊は本夜笠島に後退して宿營し騎兵旅團は鈎取(長町西方四吉米)附近に位置す

三、師團は午後五時頃概ね豫定の陣地を占領し工事を急ぎつつあり

四、岩沼町は本日午後三時頃敵飛行機の爆彈火を蒙り居民騷擾を極め我軍鎮撫に努め同五時頃稍平靜に向ひたり

(注意)

騎兵旅團行李、輜重は師團の行李輜重と共に或は其附近に行動しあるへきも其研究は省略す

第三問題

一、大行李、輜重ノ停止ノ位置如何

講評

大行李の位置

岩沼、槻木、大河原等の各案に分れたる

戰鬪間大行李の停止位置は萬一師團退却のことある場合其退却を妨げさること  
及停止間敵砲彈の被害を受けさることの二點を顧慮して定むべきものとす

其距離は兩者を比較し其距離大なるものを採り大行李は我第一線より二里内外  
の地點に位置するを適當とす(其計算は省略す)本情況に於ても岩沼南端附近を可とす  
へし

輜重の停止位置

輜重の停止位置を槻木、大河原、白石等に定めたるものあり大行李の停止地點を岩  
沼とせば大行李の長徑及其後方距離四、〇〇〇即ち大行李先頭の位置より約二里の  
地點を可とすへし

師團は本日槻木を目標に前進し來りたり槻木は岩沼を距る二里にして以上の要  
件に合すべきにより其位置を變更するを要せざるへし此輜重の位置は第一線より

四里の地點となるへし

### 第四問題

#### 一、十八日夜ニ於ケル師團ノ給養法給養命令

原案

給養は大行李の糧秣に依るへし其補充は輜重兵中隊に積載せる糧秣に依り明十九日午前八時より岩沼南端に於てす

#### 講評並研究

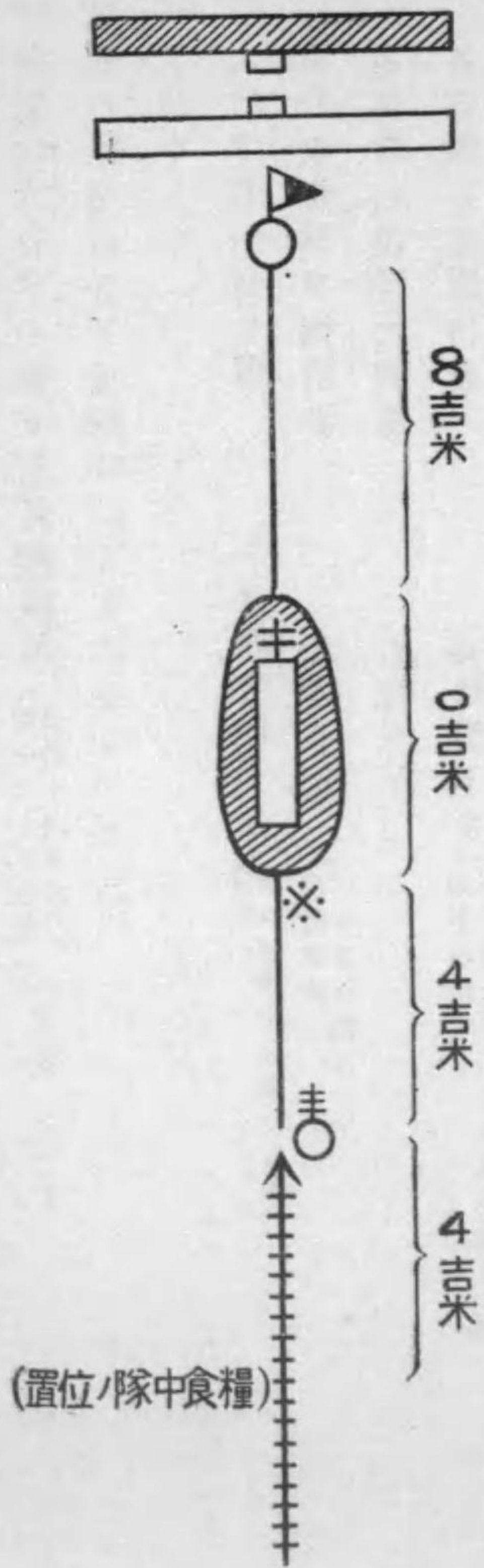
##### 一、大行李糧秣を使用する場合の給養命令

大行李の糧秣に依り給養する場合給養は大行李の糧秣に依るへしと示すもの及單に補充法のみを示すものと二あり大行李の使用權は各部隊長に與へられあるを以て(陣中要務令 第四三八)理論上後者の示し方を適當とすへし然れとも一考を要すへきは  
大行李か常に各部隊と行動を共にするものなれば或は此理論にて可ならんも  
大行李一團となりて師團の後方に續行する場合之か分進は師團長の命令に依る(陣中要務令 第四二七)ものにして各部隊長任意に之を使用し得ざるなり依て大行李か各

部隊と共に同行し各部隊長に於て任意に使用し得る場合は單に補充法のみを示し大行李か獨立して一團となり行動する場合は給養は大行李糧秣に依るへし其補充は云々と示すを可とすへし勿論此場合に於ても師團長より命令又は指示の方法により「本夜大行李を各部隊の位置に分進せしむる」ことを各部隊に示すとせば或は補充法のみを示すも差支なかるへし

##### 二、大行李糧秣補充の場所と時刻

岩沼槻木の二案あり大行李の獨立して宿營する本情況の如き場合には左の方法に依り其位置を決定するを適當とすへし而して此方法に依れば通常糧秣交付所



給養の研究と大行李輜重の行動

の位置は大行李の獨立宿營地附近(情況により宿營の後端中央前)となるへし  
今師團の給養命令午後四時に下りたるものとせば

一、大行李

大行李長へ命令著 午後四時四十分(傳騎の速度一分間二百米)  
 大行李糧秣車輛出發 五時十分(出發準備三十分と假定す)  
 各部隊の位置に到着 七時七分  
 各部隊の位置出發 七時四十分(卸下の爲三十分を要するものと假定す)  
 交付所へ着 十時四十分

二、輜重兵(糧食)中隊

輜重大隊長へ命令著 午後五時二十分  
 (糧食)中隊長へ命令著 五時五十分(大隊長命令作成十分)  
 同中隊出發 六時二十分(出發準備三十分)  
 交付所へ着 八時二十分

糧秣卸下經理部員交付準備完了九時二十分(準備一時間)  
右の計算に依れば交付所を大行李の宿營地の後端附近に設ければ糧秣の交付

は九時二十分より開始することを得へく而して大行李の糧秣交付所に到着する  
は十時四十分なり

今糧秣交付所を大行李宿營地中央附近に設けたりとせば

大行李の糧秣交付所着 午後十時十分

糧食中隊同 八時五十分(交付開始九時五十分)

となるへし更に糧秣交付所を大行李宿營地の前端附近に設けたりとせば

大行李の糧秣交付所着 午後九時四十分

糧食中隊同 九時二十分(交付開始十時二十分)

糧秣交付の準備完了し暫くして大行李受領の爲到着する場合を考ふる時は糧  
秣交付所は大行李宿營地の中央附近に設くるを理想とすへし

但し大行李宿營地の中央に輜重を進むるは反て混雜の原因となる場合は其後  
端附近を可とすへし

次に今師團長の命令及輜重兵大隊長の中隊長に與ふる命令を自動車傳令に依  
りたるものとして計算すれば左の如し  
自動車傳令は一時間四〇吉米(一分間六六〇米)にして八吉米を行くに十五分な



るも豫備を見込み八吉米二十分を要するものと假定す

大行李の行動は二十分宛早く輜重中隊の行動は五十分早きこととなるへし

大行李宿營地の後端に同中央に設けたるとき 同前部に設けたるとき

大行李の糧秣交付所着時刻 午後十時二十分 午後九時五分 九時二十分

糧秣交付を開始し得る時刻 八時半 九時 九時半

此場合糧秣交付所は大行李宿營地の前部より稍後方の地點を理想と爲すこととなるへし

要するに大行李の獨立して宿營せる如き情況に於て糧秣交付所の開設を必要とするときは大行李の宿營地(詳細に述べれば其中央附近)附近に之を選定するを可とすることとなるへし此地點は交付開始の時間最も早く大行李輜重何れも無益の徒勞待ち合せの時間なしを避け最も合理のものとなふを得へし

以上の研究は戰鬪間に於ける交付所決定の要領に就て述べたるものとす行軍(戰備行軍)の場合にありては通常前衛宿營地の後端及本隊宿營地の中央附近に時として宿營地の前方に選定せらる

(参照)

輜重兵操典草案第三三

糧秣交付所ハ地形就中道路網ヲ關係諸隊配宿ノ状態等ニ依リ一定スル能ハスト雖通常前衛宿營地ノ後端及本隊宿營地ノ中央附近ニ選定セラレ又時トシテ本隊宿營地ノ前方ニ選定セラルルコトアリ

三、大行李糧秣補充時期

本夕補充すと云ふものあり明朝補充すと云ふものあり本夕補充とせば輜重中隊は糧秣交付所の位置に到着する爲十四里を行軍し更に後方に少くも一里後退して宿營し計十五里となり少しく無理なる要求なるか如し師團は本夕陣地を占領し明十九日前進することなく又勿論後退することもなき本情況に於て強ひて本夕補充の要はなかるへし

強ひて本夕補充せざるへからすとせば夫は敵航空機に對する顧慮上日中の補充を避くるの要あるか爲なり

此場合明朝未明迄に補充を完了する爲には輜重は少くも夜半に其宿營地を出發せざるへからさることとなる要る本夜中に交付所に到り糧秣を交付し置くを可とす

本情況に於て右の關係を生ずるも其何れを採用するやは高級指揮官の意圖に依り決するの外なかるへく茲には假りに前者に依り明十九日朝八時より補充することとして情況を進めん

第二師團自明治三十七年八月二十六日作戦間糧秣交付ニ關スル例

月	日	區	分	日
八	二六	二七	二八	二九
此日大行李糧秣ヲ使用セシモ其補充ヲ行ハス				
九	一	二	三	四
一	二	三	四	五
右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ
午前七時	午前七時	午前七時	午前七時	午前七時
午後四時終了	午後四時終了	午後四時終了	午後四時終了	午後四時終了
馬	馬	馬	馬	馬
大麥	大麥	大麥	大麥	大麥
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
副食物	副食物	副食物	副食物	副食物
若干	若干	若干	若干	若干
充品ニ充ツ	充品ニ充ツ	充品ニ充ツ	充品ニ充ツ	充品ニ充ツ
右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ

考	備	二	三	四	五
一	戰間師團大行李停止ノ位置ト戦線ニ在ル各部隊トノ距離近キモノ二里遠キモノ五里ニ達ス而シテ日々糧秣馬分進ノ命令ハ早キハ午後五時遅キハ同七時後ニアリ故ニ糧秣馬カ各所屬隊ニ至リ糧秣ヲ交付シ了リ舊位置ニ復歸ノ時刻早キハ夜十二時遅キハ翌日ノ午後六時ニ至レルモノアリキ	黒崎西南 土井二等主計 外ニ下士以下五名	右ニ同シ	右ニ同シ	江官屯東端 稻垣三等主計 外ニ下士以下四名
		午前十一時	午前十時	午前九時	午前七時
		午後四時終了	午後三時終了	午後三時終了	午後二時終了
		馬	馬	馬	馬
		大麥	大麥	大麥	大麥
		五〇	五〇	五〇	五〇
		副食物	副食物	副食物	副食物
		若干	若干	若干	若干
		充品ニ充ツ	充品ニ充ツ	充品ニ充ツ	充品ニ充ツ
		右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ

第五問題

講評

一、十七日夜師團長ノ大行李長ニ與フル命令

一、大行李の給養法を示さざるは不可なり大行李は獨立して宿營し且之に各別命

給養の研究と大行李輸重の行動

令を與ふるものなるを以て給養法は別に之を示すを至當とす

二、各部隊の大行李糧秣補充に關しては別に師團長より各部隊長に命令せられあり大行李長には参考の爲に示すべきものとす原則としては大行李長當然の責任として補充を行はしむべきものにはあらざるなり

原 案

第一師團命令 十二月十七日午後五時  
於飯ノ坂師團司令部

- 一、敵ハ略ス
- 二、師團ハ略ス
- 三、師團各部隊ノ位置別紙要圖(要圖ノ位置ハ想定ニ示シタル通ニ付略ス)ノ如シ
- 四、大行李ハ現在地附近ニ………(宿營法ハ次ノ問題ニ關係アルヲ以テ後ニ研究ス)糧秣車輛ヲ各部隊ノ位置ニ分進セシムヘシ
- 大行李糧秣ハ明十八日午前八時岩沼南端附近ニ於テ補充ス
- 五、大行李ノ給養ハ………(次ノ問題ノ關係上省ク)
- 六、予ハ飯ノ坂ニ在リ

師團長 中 將 某

下 達 法

自動車傳令ヲ以テ筆記シタルモノヲ交付ス

研 究

大行李糧秣車輛の分進に就て

一、行軍間大行李の指揮

行進間大行李は若干團に區分し大行李附將校及特務曹長をして指揮せしむ(輜操第二九九)

二、大行李の分進命令

大行李の分進に關する命令受領の遲速は全般の給養に至大なる關係を有するを以て大行李の指揮官は單に連絡者の報告のみに信賴することなく必要に際しては進んで情況を確むるの處置を講ずること必要なり(輜操第三〇〇)

三、大行李分進命令受領後又は受領前爲すべき處置

- 1. 糧秣車輛區分の時期及其要領(輜操第三〇八)
- 2. 各部隊大行李人馬に要する所要糧秣を分進に先たち殘置の件(輜操第三〇七)
- 3. 分進に方り宿營に要する諸材料は分進に先たち之を殘置する件(輜操第三〇七)

四、大行李分進の指揮

- 1. 大行李の分進を最も迅速確實に實施する方法(三〇三)
- 2. 分進に關する命令の下達法(同)
- 3. 各部隊大行李長の分進の指導、部隊到着後の處置(三〇四)

五、大行李の誘導

- 1. 各部隊長は大行李の到着を迅速確實ならしむる爲適時其宿營地に誘導するの手段を講ずるを要す(陣中要務令 第三三〇)
- 2. 大行李連絡者及其行動
  - イ、大行李附將校、特務曹長の内一名は通常高級指揮官との連絡に任ずるものとする(二九九)
  - ロ、連絡者を派遣すへき場合(二五九)
  - ハ、連絡將校の誘導に關する意見、具申及各部隊命令受領者との連絡(大行李ノ地點及時刻ノ豫定)

七、糧秣車輛の歸行

ハ、連絡將校の大行李長への報告(三〇二)

- 1. 大行李獨立して宿營せしむる場合と雖其一部若は大部を各部隊の位置に分進せしめ其用を辨したる後宿營地に歸還せしむることあり(陣中要務令 第三二七)
- 2. 分進せる車輛は其積載品の交付終れば所屬部隊長の命に依り速に歸還するものとする(三〇七)

八、大行李糧秣の補充

- 1. 大行李、部隊と共に宿營する場合
 

大行李所屬部隊の宿營地に到着せば早晚糧秣の補充を受けざるへからざるを顧慮し常に大行李長は人馬一般の状態に鑑み比較的強健なるものを選定し成るべく速に給養を得しめ又爲し得る限り輕装せしむる等勞苦を輕減せしむる爲特別の注意を拂ふこと肝要なり(三〇五)
- 2. 大行李の獨立して宿營する場合
 

糧秣の補充は主として分進に任せざる人馬車輛を使用し其不足は分進車輛中比較的人馬の強健なるものを充當する等機宜の處置を講し勉めて勞力を平均ならしむるを可とす(三〇七)

九、糧秣受領隊形

給養の研究と大行李輛重の行動

各部隊大行李の受領の隊形は輓馬編制の場合には數部隊同時に受領し、受領を速ならしむる爲には左圖の如き隊形となすを可とすへし

(注意)

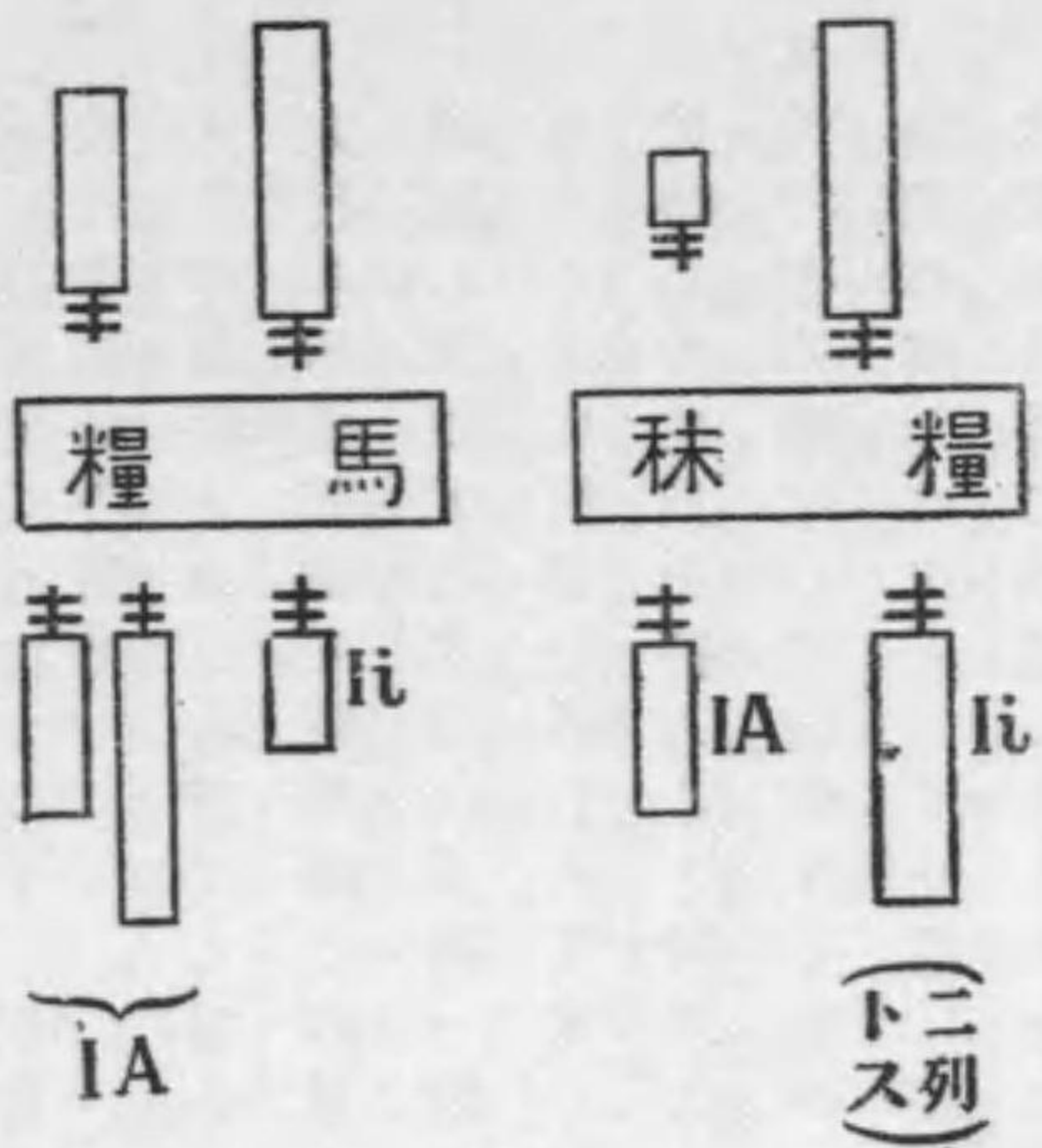
1. 車輛數多き砲兵隊の如きは二、又は三縱隊とす(一縱隊は二列とす)

2. 人糧と馬糧とは別に集合して受領し混雜を生ぜざる如くす

本情況に應ずる分進の要領は口述に止め筆記を省略せり

### 第六問題

一、十八日夜ニ於ケル大行李ノ獨立宿營並給養法



(注意要圖を以て示し給養法を附記すへし)

### 研究

大行李の獨立宿營並給養法

#### 一、大行李の獨立して宿營する場合

1. 戰況切迫し(敵と決戦を交へ勝敗決せず)師團は携帶糧秣を使用する場合の如き此場合師團大行李は初めより全々獨立宿營す
2. 敵に接近し情況上全部の大行李を招致し得るとき例へば明拂曉敵と決戦を交へんとする場合の如き  
糧秣車輛其他一部の大行李のみ分進せしむることあり此場合は分進するも再び宿營地に歸還し他の大行李と共に宿營す  
此場合戰線附近の現地物資に依り給養を爲し得るとき初めより全々獨立宿營す
3. 敵の顧慮上或は退却を豫想せらるるとき大行李は全部各部隊と共に宿營せしか夜半後退して獨立宿營することあり
4. 前衛の大行李の如き要すれば後方本隊の位置に獨立して(又は他の大行李と共に)宿營することあり

(参考)

陣中要務令第三二七

給養の研究と大行李輛重の行動

大行李は時の形勢妨げなければ各所屬部隊の位置に分進せしめ然らざる時は時に宿營地宿營法を指示し獨立して宿營せしむ

大行李を獨立して宿營せしむる場合と雖其一部又は大部を各部隊の位置に分進せしめ其用を辨したる後宿營地に歸還せしむることあり

## 二、給養法

大行李の獨立して宿營する場合大行李は其位置及宿營法の關係上必ずしも本隊と同一の給養法に依るの必要なく勉めて現地物資に依るを可とす之現地物資の調辨比較的容易に實施し得ればなり今之を詳説すれば

- (1)の場合、本隊が携帯糧秣を使用した時は大行李も携帯糧秣を使用することなく先づ現地物資を利用す
- 之に依るを得ざる時は大行李の糧秣を使用するを可とす附近に野戰倉庫の設けある時は之より其補給を受くるを可とす
- (2)の場合、本隊が大行李糧秣を使用した時も同様右の趣旨に依り先づ現地物資(野倉庫の設置せられ戦たる時は倉庫より)に依り之に依るを得ざる時始て大行李のものを使用す
- (3)の場合、初め本隊と共に宿營したるに依り本隊と同一の給養法に依り朝晝の分

は現品を受領して其宿營地に至る

## 三、大行李の給養裝備

大行李(行李の輓、馱馬)の給養裝備は人に就ては一般と同様各自携帯○日、大行李○日、輜重○日、計○日分なるも馬に就ては左の如く定められあり

各馬携帯	○日	
大行李	○日	}
輜重	○日	
		計○日

尙此各馬携帯○日分の内○日分は尋常馬糧なりとす

## 四、大行李の獨立宿營の場合に於ける給養の責任者

從來大行李の獨立宿營する場合給養の責任者は大行李長なりと云ふ者あり所屬部隊長なりと云ふものあり理論上よりすれば或は後者と解するを可とすへし本件に關して改正輜重兵操典草案第三一〇には左の如く示し其責任者を明にせり諸隊大行李一團となり宿營するときは大行李の指揮官は高級指揮官より派遣せられたる給養及衛生機關と連絡し大行李人馬の給養及衛生に遺漏なからしむるの責任を有するものとす

一、大行李の宿營法

1. 宿營法を舍營となしたるもの村落露營となしたるものあり本日住民不安に驅られある現在の情況より見る時は後者に依る明日頃より舍營に移すを可とす尙大行李の宿營法は陣中要務令第三二七に依れば高級指揮官より示さるることとなりあり

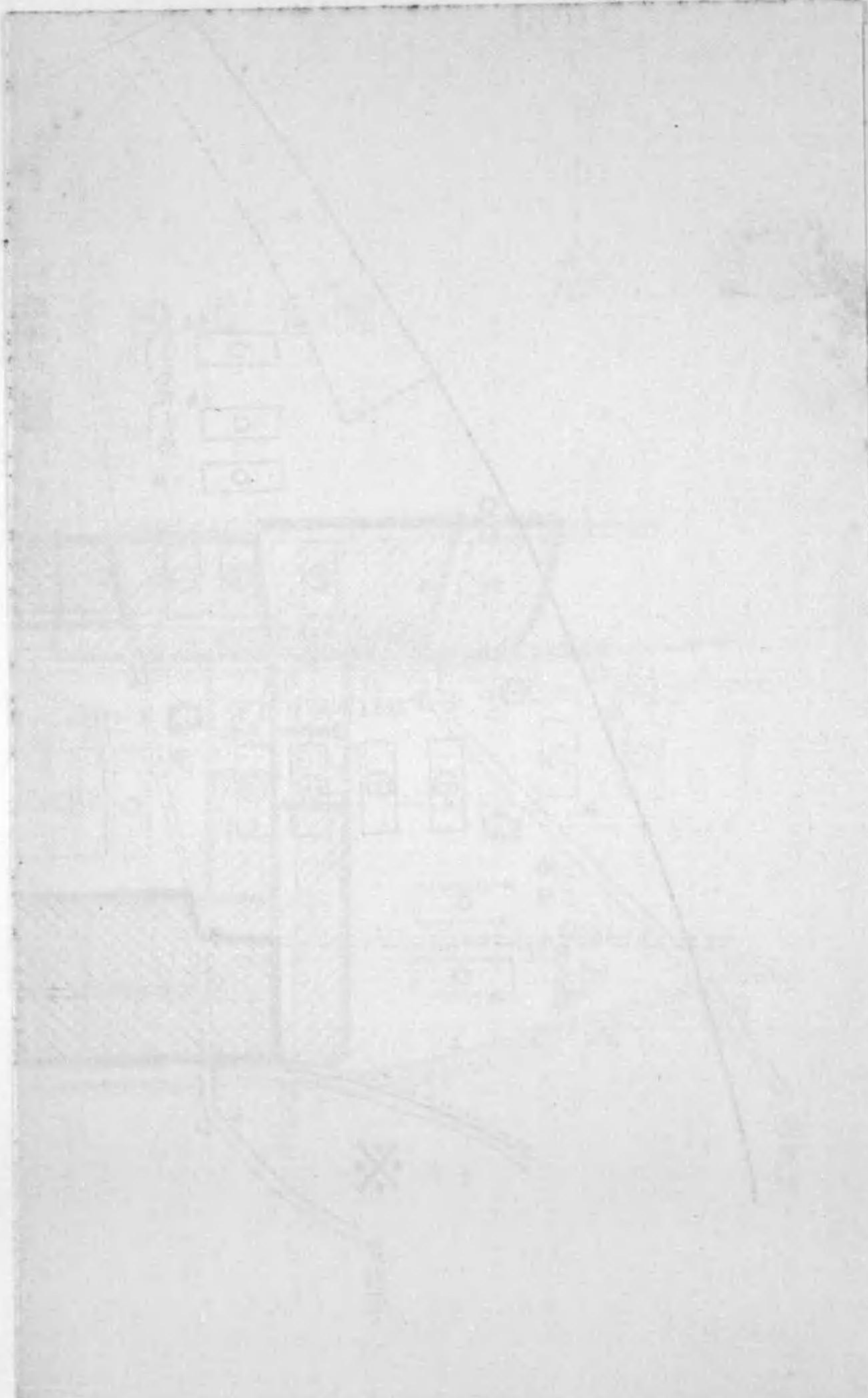
大行李は時の形勢妨げなければ各所屬部隊の位置に分進せしめ然らざるときは宿營地域、宿營法を指示して獨立して宿營せしむ(舊陣中要務令第三一三に依るは單に宿營區域のみ指示すること)

2. 宿營間大行李長の位置

多くは宿營地の中央に位置せしめたり師團長との連絡を密にし萬一の場合に處し得る爲には宿營地の中央に位置するよりは其前端附近に位置するを可とせん

3. 宿營の區分並宿營勤務の監督

單位數多き大行李の如き單位數〇〇あり宿營地域を二又は三に區分し大行李

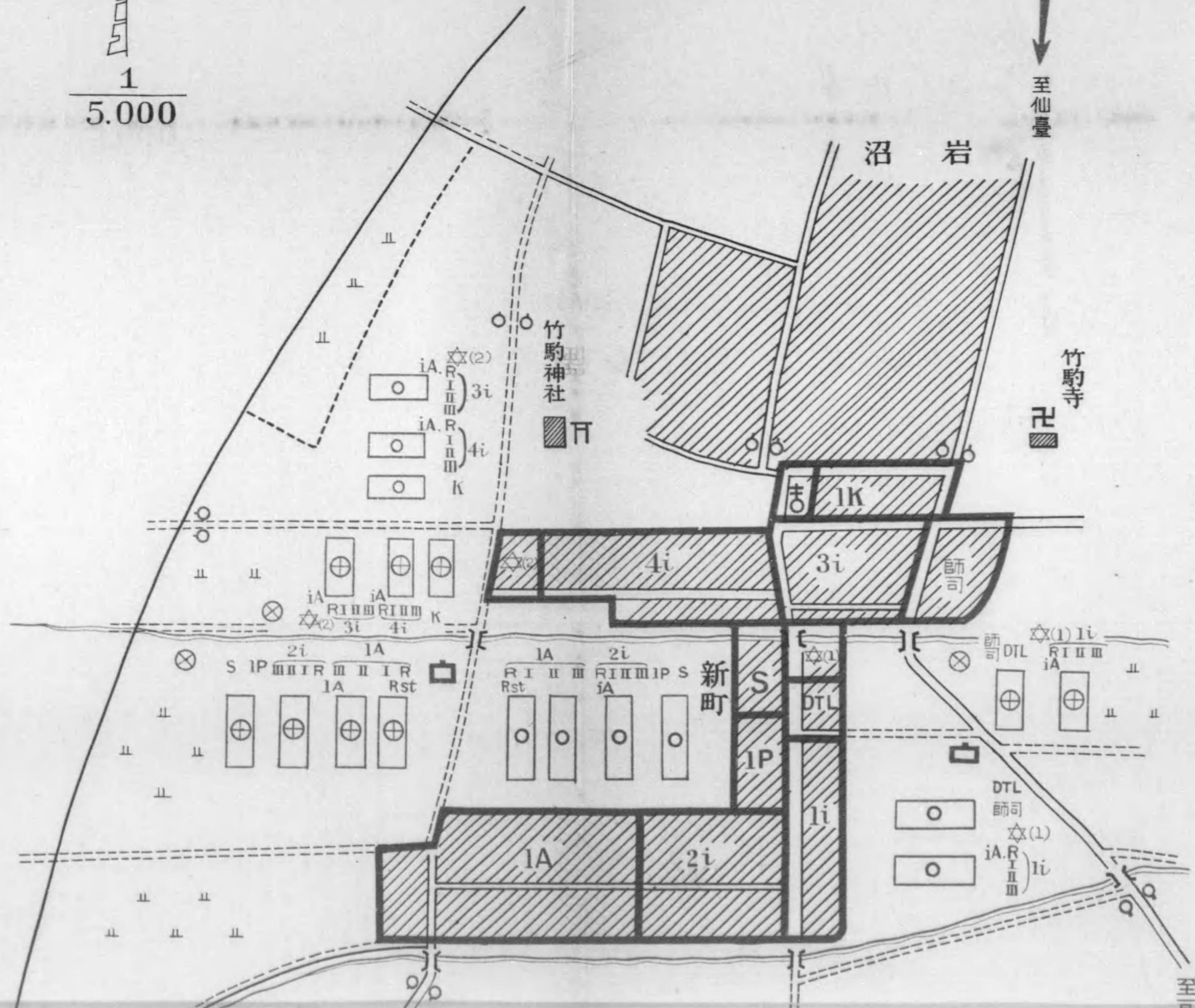


# 新町附近大行李獨立宿營要圖

(二十月十七日於二夜)



F  
↓  
至仙臺



ととなりあり

大行李は時の形勢妨げなければ各所屬部隊の位置に進せしめ然ら  
きは宿營地域、宿營法を指示して獨立して宿營せしむ(舊陣中要務令第三  
示しあり)

## 2. 宿營間大行李長の位置

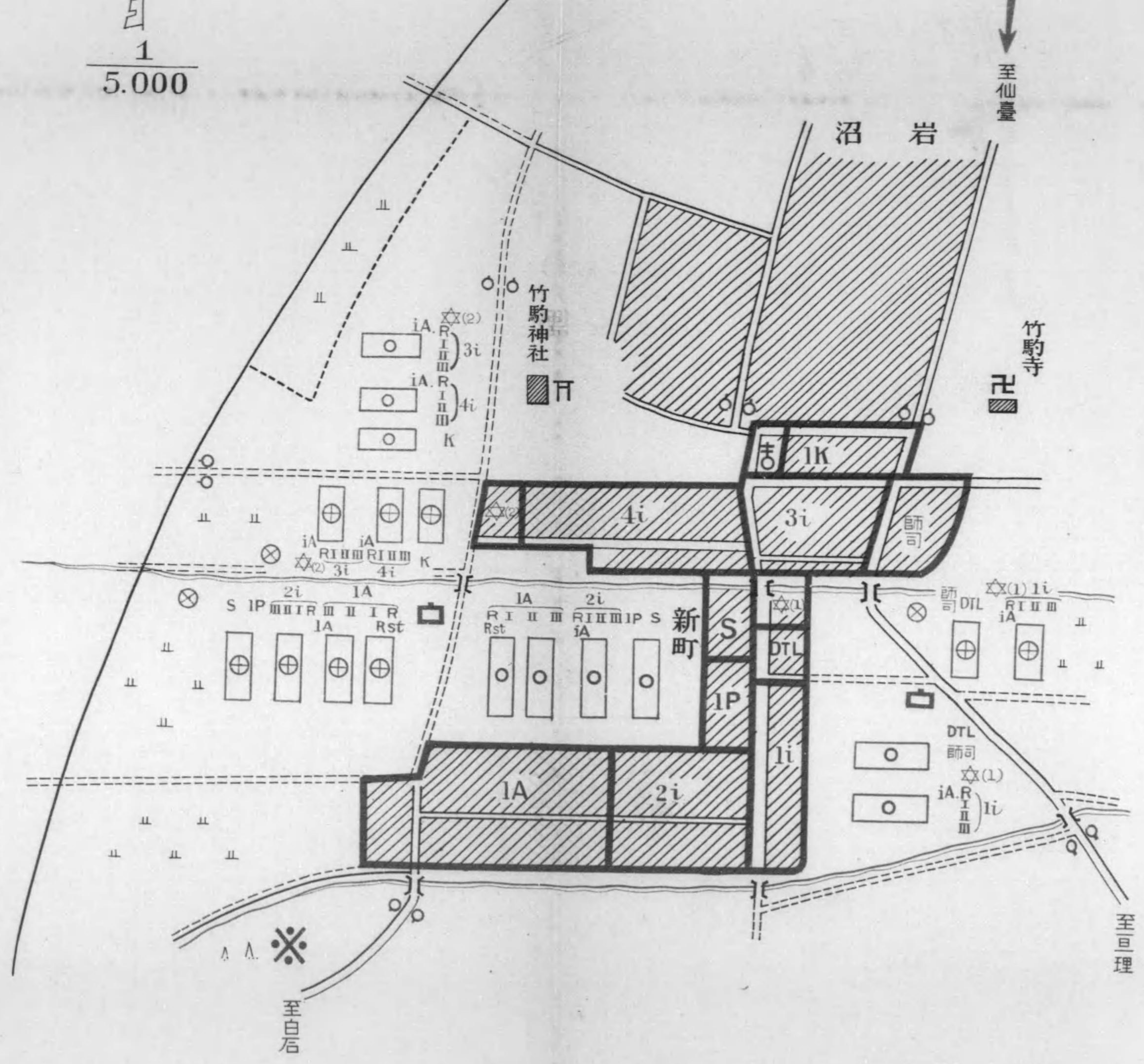
多くは宿營地の中央に位置せしめたり、師團長との連絡を密にし萬一の  
處し得る爲には宿營地の中央に位置するよりは其前端附近に位置する  
せん

## 3. 宿營の區分並宿營勤務の監督

單位數多き大行李の如き單位數〇〇あり宿營地域を二又は三に區分し



1  
5.000



2. 宿營間大行李長の位置

多くは宿營地の中央に位置せしめたり、師團長との連絡を密にし萬一の場合に處し得る爲には宿營地の中央に位置するよりは其前端附近に位置するを可とせん

3. 宿營の區分並宿營勤務の監督

單位數多き大行李の如き單位數〇〇あり宿營地域を二又は三に區分し大行李

大行李は時の形勢妨げなければ各所屬部隊の位置に分進せしめ然らざるときは宿營地域宿營法を指示して獨立して宿營せしむ(舊陣中要務令第三一三に指示あり)

附士官(又は准士官)を以て一地の監督者と爲すを可とすへし特に大行李一縦隊となり行軍長徑に應じて長く宿營する時に於て殊に然りとす

本情況に於ては暫く現在地附近に宿營するものなるにより野砲兵聯隊と同聯隊段列とは區分宿營せず一ヶ所に宿營するを便とすへし尙陣地を占領せる各部隊の位置を顧慮し補充の爲日々の行動の便も顧慮して配宿するを可とせん又各隊大行李は成るべく分散することなく部隊毎に大なる民家に合集して宿營するを可とす二、三名宛各民家に分散宿營せしむるは警戒上より適當ならざるへし

#### 4. 車輛と馬繫場

全部合して一ヶ所に設けたるもの多きも不時の事變に應ずる爲には反て二、三ヶ所に分置する方混雑を少なからしむるを得へし又馬繫場、車廠とを甚しく分離して位置せしめあるものは一考を要す

#### 二、給養法

1. 給養を現地物資に依りたるもの、大行李糧秣に依りたるものあり本情況に於ては町内稍混雑の際なるを以て本日は後者に依るを可とせん

其補充法に就き何等の注意なきも此種の場合其補充は本隊にて其傳票を發行する如く平素より連絡を採り置くを可とすへし

## 2. 補足品の調辨

馬糧大麥は行李輓馬にて四升定量なれば補足の爲之か調辨の要なき筈なり注意を要す但し乗馬の分大麥の不足一升は之を調辨せざるへからず

## 3. 補足品分配區分

各隊大行李(其單位數)に對し分配を行ふ案あるも實施に大なる混雜を惹起することあるへきを以て師司(無電基)、步聯隊四(旅團は歩一、步三に合併)、騎、砲、工、通、衛の十位に纏め分配し大隊の分の如きは聯隊より更に分配するを可とす

## 4. 炊事法

宿營法にて研究せし通り成るべく各部隊毎に一團となり大なる民家に宿營することとし其炊事は地方炊具を利用するを便とす大なる民家には大なる炊具の存するを通例とす

## 5. 支拂法

將來大行李の獨立して宿營する場合屢々なるを以て豫め大行李長を師團經理

部分任資金前渡官吏の分任官となし置くを可とすへし

## 6. 經理部員の援助

輜重兵操典草案第三一〇に經理官の派遣に就き示しあるも大行李の獨立して宿營する場合常に經理官を派遣するの意にはあらざるへし大行李の獨立宿營の場合常に其給養に關し顧慮を拂ふは必要なるも經理官を派するは現地物資に依り給養を必要とする等給養上援助を必要とする場合と見解して可なるへし例へは野戰倉庫の糧秣に依り又は大行李のものを使用し補足品の調辨も左して困難ならざる如き場合には之か派遣を必要とせざるへし尙炊事調理の如きは大行李自ら實施すへきものなることに注意を要す

本情況に於ては大行李宿營地附近は目下混雜しある状態なると引續き暫く此附近に宿營する關係上此際給養の方針(給養の要領)を示し置くを可とするに依り此際は經理部員を派するを可とすへし

要するに大行李獨立宿營の場合師團經理部は常に積極的に援助をなすは必要なるへし然れとも常に之を派遣するの要はなかるへし

尙終に一言すへきは將來大行李の獨立して宿營する場合多きを以て大行李附た

る諸官には豫め之か給養の方法に關し相當の教育を爲し置くの要あるへし

(參考)

作戰給養要綱例第七、師團大行李の獨立宿營及其給養法

### 第七問題

#### 一、十九日夜輜重隊長ニ與フル師團命令

(注意)空糧食中隊の補充は十九日午後より白石に於て兵站輜重兵中隊よりす

講評

#### 一、輜重の宿營區域

宿營區域を槻木以南と示したるもの、槻木、船岡間と示したるもの及槻木、大河原間と示したるものあり

陣中要務令第三三一に左の如く示されあり

輜重ハ概ネ行軍長徑ニ應シテ宿營セルムルモノニシテ高級指揮官ハ通常其先頭及後尾ノ位置ヲ指定シ輜重隊長其範圍内ニ於テ適宜宿營セシムルモノトス

輜重の行軍長徑は約十吉米なり其長徑を短縮して槻木、船岡間に宿營せしは適當

ならず

#### 二、先進輜重隊の派遣

先進輜重隊の派遣を命したるものあり、之か派遣を命せざるものあり後者の理由とする所は午後一時師團長陣地占領に決心せる際已に派遣を命したるものと判断せしを以てなりと、又本夜翌日の爲の命令下達の際之を示すと云ふにあり午後一時師團長の決心は敵と將に戰鬪を開かんとするにはあらざるなり本情況に於て此時機に招致するは何等理由なく師團輜重も何等停止の命令なく引續き前進を續行しあるにあらずや、今夜九時又は十時命令すとの考案は遲きに失すへし師團長は本情況に於て本夜中に一切の戰鬪準備完了し置くを萬全の策とすべく先進輜重も引續き前進を命するを可とすへし

先進輜重隊派遣の命令には彈藥の種類數量隊數を以て示す及病院の數至るへき地點時としては到達すべき時刻及通過すべき道路を指示するものとす  
然るに彈藥に就き彈藥一中隊と示したるものあり歩兵彈藥○小隊、砲兵彈藥○小隊と示すべきものとす

#### 三、輜重の給養

給養の研究と大行李輜重の行動

輻重の給養法を示したるものあり輻重隊勤務令には

師團輻重ハ……………

第二梯隊長ハ……………

とあり茲には本文規定の通り給養の種類は輻重兵大隊長又は第二梯隊長(將來は隊なるも)之を命ずるものとして研究を進め規定の改正を待たんとす

四、糧秣の補充

午前八時岩沼南端に於てと命したるものあり午前八時より大行李に交付すへき筈なるに依り遅くも午前七時迄には到着せしめさるへからず

原案

第一師團命令 十二月十九日午後五時  
於植松師團司令部

一、敵ハ

二、師團ハ

略ス

三、輻重ハ槻木―船岡―大河原間ニ宿營スヘシ

但シ先進輻重トシテ歩兵彈藥一小隊、砲兵彈藥二小隊、野戰病院二箇を即時出發岩

沼北端ニ向ヒ前進セシムヘシ

又糧食一中隊ヲ明十九日午前七時迄ニ岩沼南端ニ進メ其糧秣ヲ師團經理部員ニ交付セシムヘシ其補充ハ同十九日白石ニ於テ兵站輻重中隊ヨリ受ケシムヘシ

四、予ハ飯ノ坂ニ在リ

師團長 中 將 某

下 達 法

自動車傳令ヲ以テ筆記シタルモノヲ交付ス

研 究

一、糧秣の補充

1. 糧秣交付所の數及其位置(位置は第四問題  
研究の二参照)

糧秣交付所は師團の爲一箇所と限らす二箇所に、稀に三箇所に設置せらるることあり

(参照)

輻重兵操典草案第三三二

中隊ノ積載糧秣ニ又ハ三箇所ニ於テ交付スル場合ニ在リテハ云々

給養の研究と大行李輻重の行動

2. 經理部員の糧秣交付所偵察要領(經理部勤務令參照)

- イ、位置 敵就中敵航空機に對し安全にして且陰蔽し混雜を惹起する虞なきや否や
- ロ、交通 各部隊宿營地若は主なる街道との交通の便否、遠近及交通路は車輛の通過に支障なきや否や分配授受の爲行李輜重に對し各適當なる進入退出路を有するや否や
- ハ、面積 糧秣の卸下集積及之を分配するに充分の地積を有するや否や
- ニ、其他 成るべく隘路等の後方なるを可とし又地面平坦堅確なるを良とす

(大正十四年改訂)  
作戰給養教程

(參照)

輜重兵操典第三三一

糧秣交付所ハ概テ左ノ要旨ニ基キ選定スルヲ可トス

敵ノ航空機ニ對シ陰蔽スルコト

交通便ナル道路ノ輻輳點附近ニシテ而モ道路ノ側方ニ於テ中隊及大行李車輛ノ進入、開進、退出ニ便ニシテ糧秣ノ卸下授受等ニ要スル相當ノ地積ヲ有スルコト

發見容易ナルコト

3. 糧秣交付所の地積並設備

イ、地積

輜重集合地積(略す)糧秣集合地積

大行李集合地積は各隊大行李全部同時に集合するときは約百米突平方なるも全部同時に集合すること稀なるへきに依り約二分の一の地積にて足るへし

ロ、設備

防空設備(別に研究す)進入退出路

受付交付所の標旗、標燈、道路標示

燈火(提灯、懐中電燈、衝器、燧、吹等)、雨天の場合の處置(下敷、雨覆等)

(參照)

戰時經理部勤務令第六二

ハ、警戒

輜重兵操典草案第三三〇

情況ニ依リ糧秣交付所ニハ所要ノ警戒ヲ要スルコトアリ

4. 輜重兵中隊の糧秣交付法

給養の研究と大行李輜重の行動

輜重隊勤務令第一九略す)

輜重兵操典草案第三三〇

糧秣積載中隊長の糧秣を補給するには之を糧秣の主任官に交付し該官より諸隊に交付するものとす

輜重兵中隊糧秣積載卸下隊形地積糧秣卸下配列法(作戰給養作業の参考参照)

5. 糧秣の授受に關し師團經理部員と輜重兵中隊長の協議事項

經理部勤務令第六〇(略す)

輜重隊勤務令第一九三(略す)

輜重兵操典草案第三三〇第二項

糧秣交付を命せられたる中隊長は中隊所命の地點に到着する以前所要の人員を隨へ通常自ら先行し糧秣の主任官と協議して速に交付所を決定し正確迅速に糧秣を交付するを要す

同第三三三

糧秣交付所に卸下すへき糧秣は爾後に於ける交付の難易を顧慮するは勿論混雜を豫防し且地積を節約する外品種數量の計算を成るべく容易ならしむ

る如く集積せざるへからす

6. 輜重兵中隊の糧秣卸下時間

輜重兵(糧食中隊の一地に開進し輸送品の卸下又は積載を行ひ終りて退去するには先頭の到着より後尾の退去迄約一時間とす

7. 空中隊の補充

輜重隊勤務令第一九七、第一九八(略す)

輜重兵操典草案第三三五

空虚となりたる中隊の補充は通常所屬隊長より命令せらるるものとす

前項の命令には通常補充を受くへき時日、地點、品種、數量等を指示せらるるものにして途中の宿營其他の事項は中隊長自ら處斷すへきものとす

二、先進輜重の行動

1. 先進輜重隊とは如何

陣中要務令第四三一

戦闘を豫期する場合に於ては高級指揮官は直接戦闘に必要なる若干の輜重を前方に進む之を先進輜重隊と稱す

2. 先進輜重を出すべき場合

師團戦闘を開始せんとするや(時として戦開開始後)師團長は其直轄として先進輜重隊の派遣を命ず

師團戦闘を豫期して前進する時已に發進に方り先進輜重隊を部署し師團本隊の直後に行進せしむることあり(輜重隊勤務令参照)

3. 先進輜重の指揮

通常輜重兵隊附少佐時として某中隊長をして之を指揮せしめ又大隊長自ら之を指揮することあり(輜重隊勤務令参照)

4. 彈藥分配及病院開設の命令(陣中要務令第四五〇第四七〇)

5. 先進輜重隊の給養

(イ) 輜重の給養裝備

各自携帶	○日分	計○日分
大行李	○日分	
輜重		
— 各馬携帶 ○日分 —		

馬		乘馬	
輓(馱)馬	輜重	大行李	○日分
		輜重	
		各馬携帶	○日分 <small>(○日分は非常糧秣)</small>
		大行李	○日分
		輜重	
			計○日分

輜重兵中隊には輜重兵大隊の分は全部携行しあらざるなり従來は輜重大隊本部糧食縦列馬廠の分を缺き彈藥縦列の分は携行しありき

(ロ) 先進輜重隊の給養命令

野戰病院のみは之を糧秣交付所に於て補給し殘餘の先進輜重隊(彈藥中隊)のみに補給せざるは一考を要すへし宜しく經理部は輜重中隊の豫備中より繰合せ要すれば現地に於て調辨し補給を爲すを可とせん  
先進輜重隊は師團長の直轄となりたるもの故(輜重隊勤務令参照)其給養に關しても任意に處置せしむることなく師團長より命令するを可とすへし

第八問題



### 一、師團輜重ノ宿營並給養法

#### 一、輜重の宿營法

1. 宿營を舍營に依りたるもの村落露營に依りたるものあり

輜重隊勤務令第一六六(略ス)

輜重兵操典草案第三四二

中隊ノ宿營ニハ舍營若ハ村落露營ヲ用ヒ寒障僻地ニシテ使用スヘキ村落ナキ時或ハ其他已ムヲ得サルトキノ露營ヲ爲スモノトス

舍營若ハ村落露營ハ通常行軍路ニ接近セシ村落ニ稠密シテ行フモノトス時トシテハ小隊ヲ分離スルコトアリト雖其以下ニ分離スルコトハ速クルヲ可トス

本情況に於て相當の宿營力を有し爾後引續き駐留する見込なるを以て寧ろ舍營となすを可とせん

2. 輜重第〇中隊糧食を槻木北端先頭の位置に宿營せしめたるものあり明十九日補充の爲岩沼へ前進する爲には便利なるも此中隊前進せは代りに第〇中隊は十九日中に此處に宿營することとなり糧秣中隊は常に先頭に、彈藥中隊は常に後方に宿營することとなり適當ならざるへし

3. 野戰病院のみ二箇を合し獨立して一部落に宿營せしめたるものあり警戒の顧

慮上一考を要す

4. 馬繫場車廠の位置警戒法の記入を洩せるものあり

馬繫場に關しては特に注意を要す

輜重兵操典草案第三四三

宿營地ノ設備ハ通常馬繫場ヲ主眼トセサルヘカラス然レトモホヲ得ルコト容易ナラサル土地ニ於テハ寧ロホヲ得ル便

否ヲ顧慮スルコト緊要ナリ

#### 二、給養法

1. 輜重の給養は成るべく地方の物資に依るを原則とすへし(輜重隊勤務令第六七)

本情況に於ても特に給養を遅延するの情況にあらざるを以て勉めて現地物資に依り行李の糧秣を使用するは此方法を用ひ難き時に行ふべきものとす

2. 各部隊の現地に於て購買せる糧秣に依る給養の場合は陣中要務令第四四二に依り購買地域と標準價格を指定すべきものとす(輜重の如き豫め概括して示し置くも可ならん)

3. 馬廠の給養を第〇中隊主計に於て援助すとあるは可ならんも元來馬廠は人〇馬〇〇の小部隊にして計手をして給養に任せしむるものなるを以て原則として獨立して給養せしむべきものとす

給養の研究と大行李輜重の行動

4. 大隊本部附主計は輜重隊長の命を受け當該隊本部に係る給養其他會計經理の事務に服するものなり(輜重隊勤務令第七七)

將來師團全般の給養方法に關し輜重隊長に意見を具申するの職權を與ふる如く爲すを可とすへし研究を要す

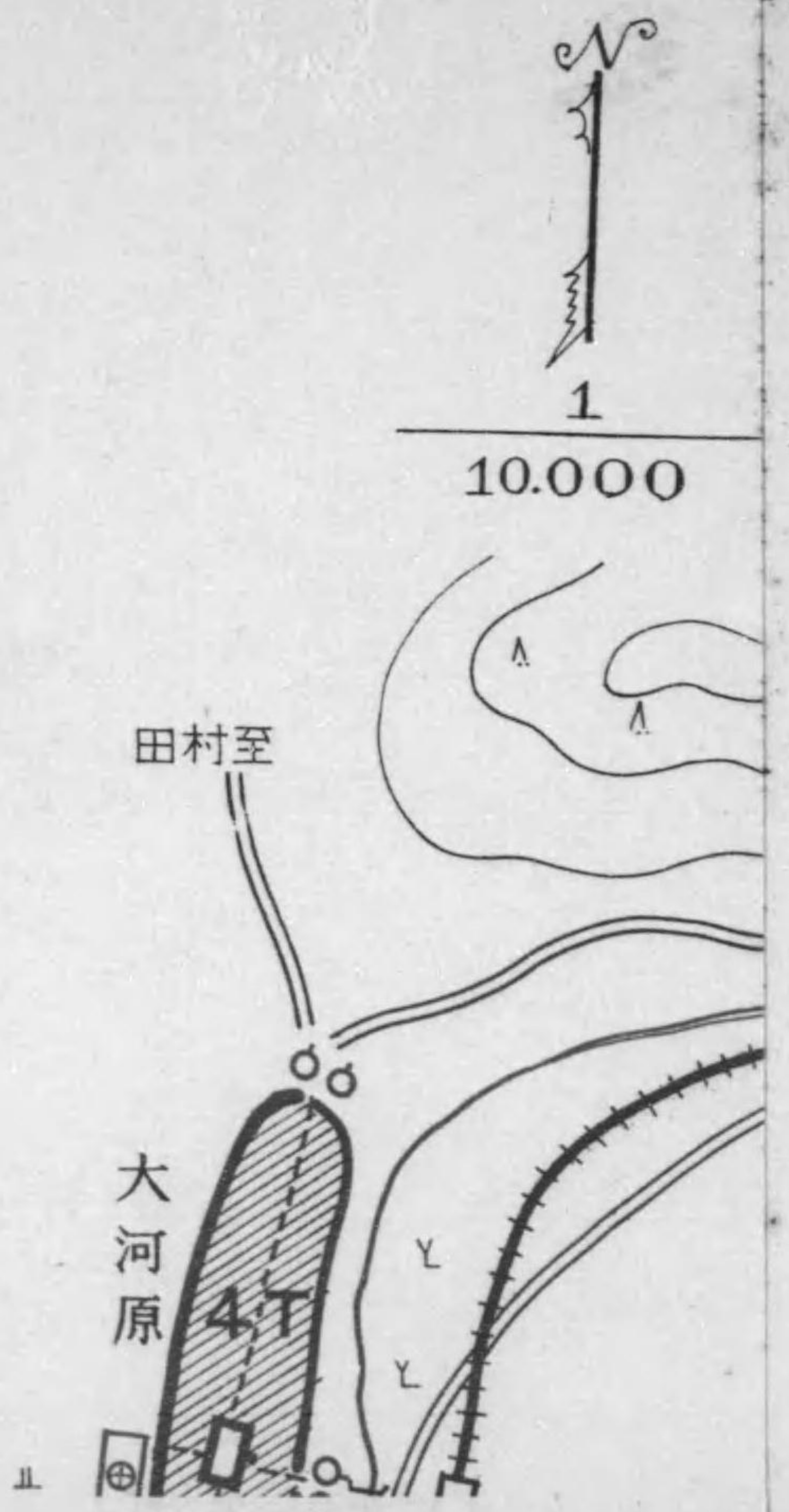
原 案

- 一、宿營法
- 別紙要圖の通
- 二、給養法
  - 1. 給養は部隊の直接購買せる糧秣に依る(調辨地域は宿營地區内とす)
  - 2. 他の中隊又は病院等と共に一町村に宿營せるものは調辨並價格の統一に關し互に協力を爲さしむ
  - 3. 炊事は地方炊具に依る

(注意)

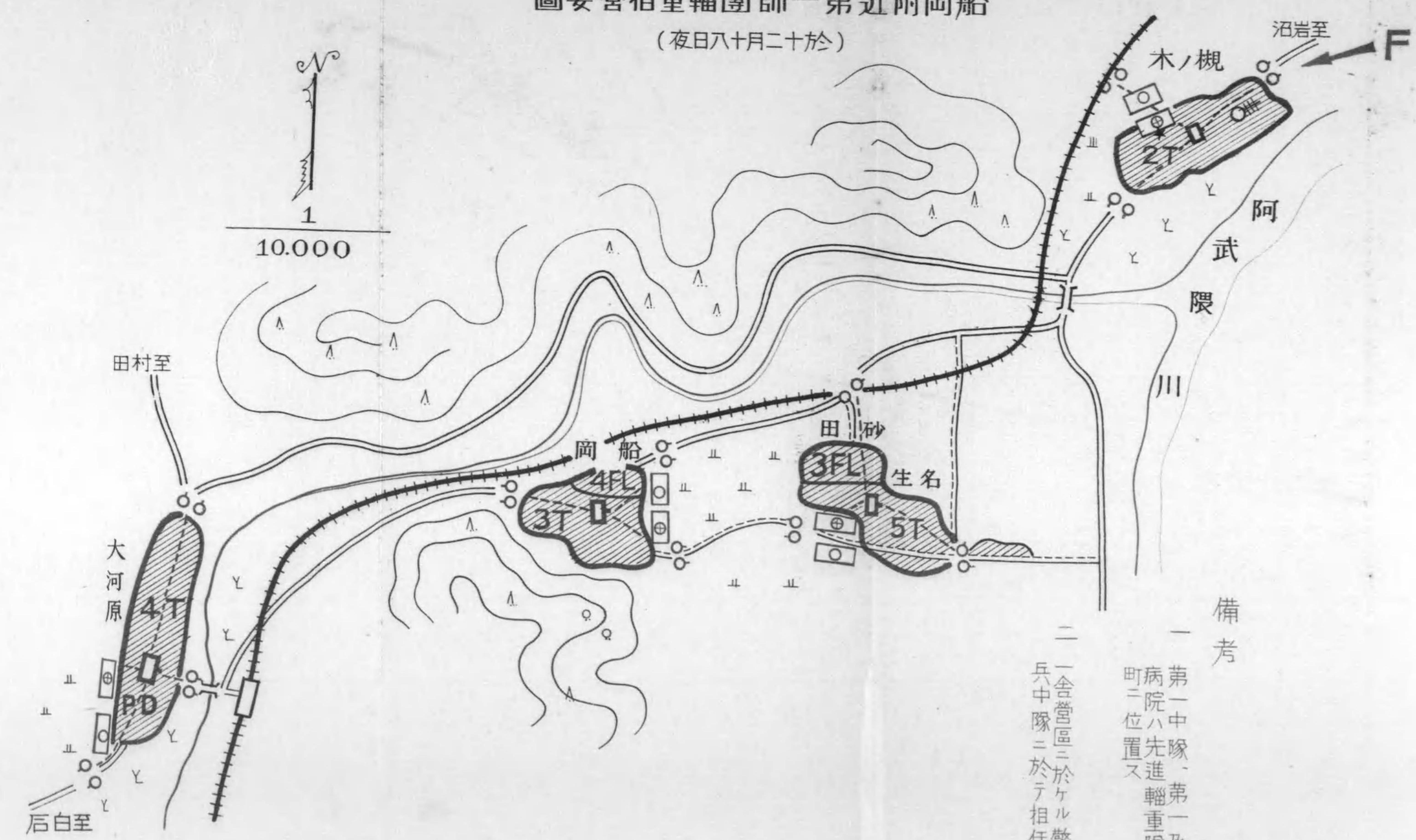
- 一、明十九日以後輜重給養の爲の處置は別に研究するを要す
- 二、師團輜重の給養敵に遠き場合の給養第五問題研究事項参照

F



# 船岡附近第一師團輜重宿營要圖

(於二十月十八日)

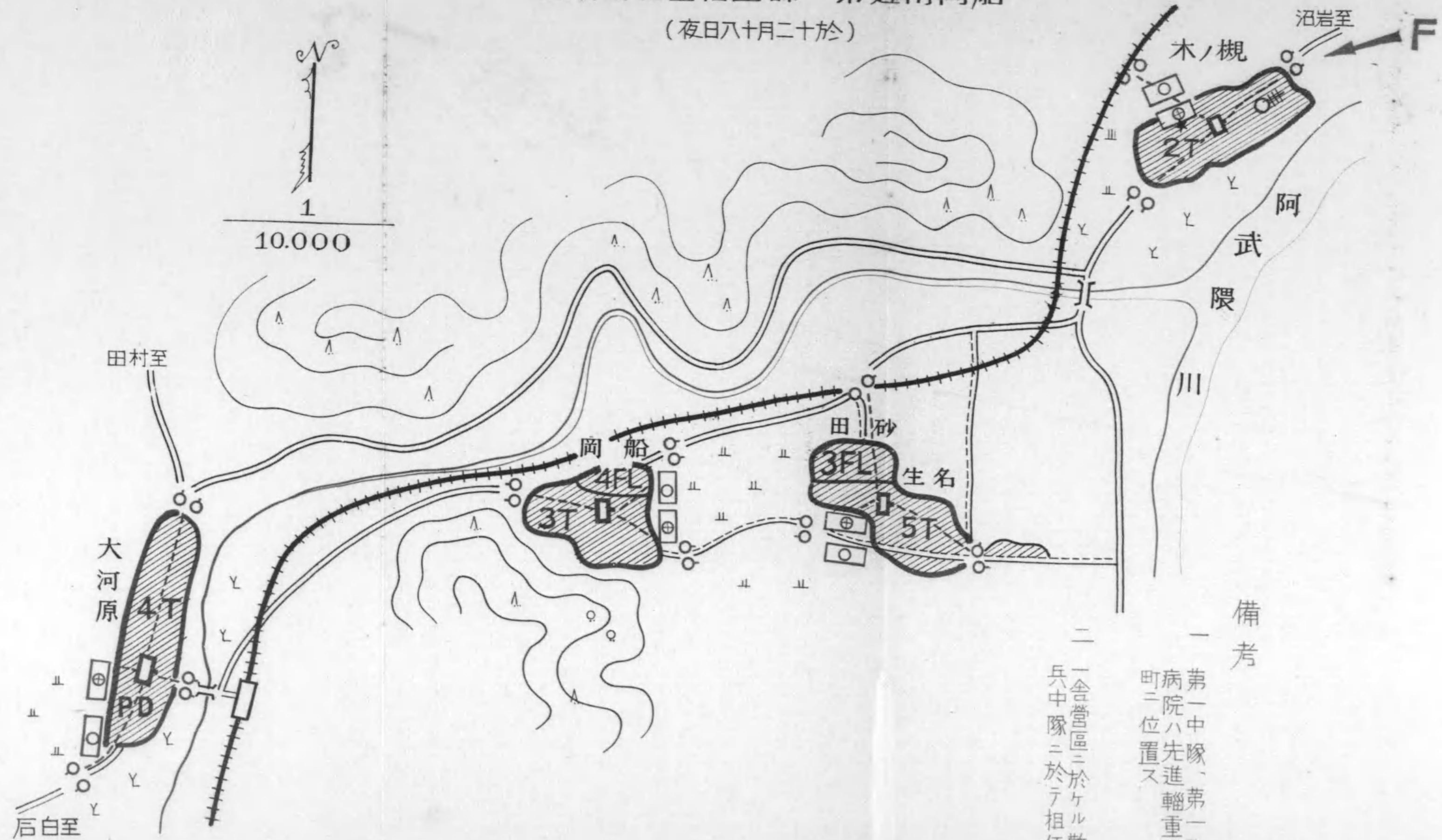


## 備考

- 一 第一中隊、第一及第二野戰病院ハ先進輜重隊トシテ沼岩至
- 二 一舍營區ニ於ケル警戒ハ輜重兵中隊ニ於テ担任スルモノトス

一、明十九日以後輜重給養の爲の處置は別に研究するを要す  
 二、師團輜重の給養敵に遠き場合の給養第五問題研究事項参照

(夜日八十月二十於)



備考

- 一 第一中隊、第一及第二野戰病院ハ先進輜重隊トシテ沼岩至ニ位置ス
- 二 一合營區ニ於ケル警戒ハ輜重兵中隊ニ於テ担任スルモノトス

一、明十九日以後輜重給養の爲の處置は別に研究するを要す  
二、師團輜重の給養敵に遠き場合の給養第五問題研究事項参照



## 第九問題

### 一、増田附近陣地占領間ニ於ケル師團給養施設考案

講評

#### 一、給養法

給養法は左の二案に分れたり

1. 大行李糧秣に依るもの
  2. 倉庫の糧秣に依るもの
- 大行李に積載する糧秣は原則として保存運搬に耐へ得る品種なり而して其積載品は豫備品たるの性質上其使用は現地の物資に依り得ざる時始て使用すべきものとす
- 陣地占領間師團は一地に駐まりあるに依り極力現地物資特に生物を蒐集し直に各部隊に支給するを適當とす
- 大行李の糧秣は此方法に依るを得ざる場合即ち主として行動間に使用せらるるものとす

## 二、野戦倉庫の位置

倉庫の位置は槻木、北條、岩沼の各案に分れたり又輜重の爲外に大河原及槻木に倉庫を設けたるものあり

倉庫の位置は補給の便を主とし戦線各部隊の位置に成るべく接近しあるを可とするも一方敵に對する顧慮より相當の距離を間すること必要なり

此主旨より野戦倉庫の位置は第一線より三、四里位を可とすへし斯くする時は各部隊と倉庫間大行李の行動に適當なる距離にある外大行李の宿营地附近なるを以て之か授受上にも便利なるか如し

輜重は概して物資豊富なる地域に宿營しあるを以て倉庫の設置は之を必要とせざるへし

## 三、同集積量及目的

前進準備用として數日分の糧秣を集積したるものあり元來前進準備用は兵站に於て集積すべきものにして特別の理由なき限り師團に於て之か集積は必要とせざるへし

本倉庫には倉庫の糧秣に依る給養の爲必要な糧秣を集積せは可なるへし

## 四、物資の蒐集法

調辨地區は左の各案に分れたり

1. 岩沼及其附近
2. 槻木、大河原、角田附近
3. 閑上、増田附近

將來軍の進出を顧慮し其行進路上槻木、大河原等の物資は極力愛惜するを可とすべく各部隊は其宿营地附近より調辨を行はしむるも師團經理部は成るべく各部隊の宿营地を離れ側方地區及前方地區敵の到着前に擴張するを可とすへし  
調辨は徴發に依る考案あるも比較的長期に互り將來の調辨をも顧慮するときは勉めて購買の方法に依るを可とすへし

## 五、大行李の給養援助

經理官を派遣せんとする考案あるも大行李は一地に滞在し然も倉庫より直接補給を受け得る情況なるを以て特に主計の派遣を必要とせざるへし

## 原 案

## 一、給養法

給養の研究と大行李輜重の行動

1. 給養は倉庫の糧秣に依る  
二十日より補給を爲し得る如く北條に野戰倉庫を設置す
2. 戰線への補給困難なる場合あるべきを顧慮し聯隊要すれば大隊毎に約二日分の糧秣(丙)一日分は携帶(乙)を現在地附近に集積せしむ

二、野戰倉庫の集積量

1. 集積量  
差向き(尋常糧秣二日分)を日々補給用として集積す  
携帶糧秣(乙)三日分)
2. 倉庫の充實法  
極力現地物資を蒐集し要すれば兵站より補給を受く

第一、増田、閉上の方面

第二、後方海岸道方面

三、各部隊への補給

1. 野戰倉庫、各部隊間は各部隊大行李
2. 野戰倉庫、兵站末地(野戰衣糧廠支廠間)は師團輜重之か運搬に任す
3. 各部隊への運搬は夜間に之を行ふ

四、其他の諸施設

1. 増加給に關する規定
2. 生肉の補給
3. 生水、燃料(要すれば無煙無火燃料)の補給
4. 大行李炊具の配當
5. 調辨地區、調辨價格の指定

(參考)

一、野戰倉庫ノ施設

(大正十四年改訂作戰給養教程) 第二篇第四章第三篇倉庫及第三節第二節倉庫地ノ偵察參照

二、佛軍生肉ノ補給(臨時軍事調査委員月報第三九〇號)

軍隊給養ノ爲要スル肉ハ左ノ方法ニ依リ供給ス

一、軍隊カ直接地方ノ生獸ヲ利用シ得ル場合ニハ各部隊ノ給養將校ハ自ラ生獸ヲ購入シ必要ノ頭數ヲ宿營地内ニ於テ屠殺セシム若シ右ノ方法ニ依ル能ハサルトキハ軍團屠獸廠ヨリ生肉ノ供給ヲ受ク

二、軍團屠獸廠ハ軍團内各部隊ノ生肉補給ヲ擔任ス而シテ其生獸ハ軍團所在地ニ於テ補充シ若シ其補充不可能ナルトキハ軍團屠獸廠ヨリ供給ヲ受ク

三、軍團屠獸廠ハ現在スル地方ノ資源ヲ以テ生獸ヲ補充スルモ其補充不可能ナルトキハ後方ヨリ供給ヲ受ク

四、野戰軍ニ生肉ヲ供スル能ハサルトキハ凍肉冷蔵肉又ハ軍團屠獸廠及其後方ニ於テ製造セル半鹽漬肉ヲ以テ之ニ

代用ス若シ此等ノ肉ヲ使用スル能ハサルトキハ大行李糧食又ハ携帶糧食中ノ味附罐詰肉及味附肉汁ヲ使用ス  
三、佛軍ノ給水勤務(臨時軍事調査委員 月報第四〇號)  
野戰軍管區ノ飲料水供給方法概ネ左ノ如シ

- 一、村落ニ於テ既設ノ給水點ヲ改良使用ス
- 二、病院、廠舎等ノ爲ニハ給水點ヲ特設ス
- 三、庖厨自動車、給水樽自動車ニ對スル給水點ヲ特設ス

(註) 給水點ハ井、貯水槽等ナリ

四、給水樽自動車ハ飲料三千「リットル」ヲ運搬シ得ルモノニシテ之ヲ戰線ニ出來ル丈ケ近ク配置セラレタル大酒樽ニ注ク而シテ部隊ノ車輛又ハ輜壕ニ飲料水ヲ供給スル爲ニ用ユル容器ヲ駄シタル騾馬又ハ驢馬ハ兵員ノ爲ニ飲料水ヲ之ニ求ム

(註) 一、大酒樽ハ葡萄酒用ノモノナルカ如シ高サ六尺位(目測)アリ

二、輜壕ニ飲料水ヲ供給スル水ノ容器ニハ主トシテ小樽ヲ使用ス皮袋モ亦使用セラル

四、青島戰ノ戰例(大正三、四年戰役 給養史拔萃)

石門山附近及孤山浮山附近戰鬪間ノ給養

攻撃前進ニ伴フ師團ノ給養計畫概要

一、給養ハ主トシテ携行糧秣ニ依リ現地物資ヲ補助トス

生肉馬糧代用品及燃料ハ各部隊ヲシテ其宿營地域(他部隊ノ使用セサル地方ハ區域 外ト雖之ヲ利用スルコトヲ得)ニ於テ適宜調辦セシム其價格

ハ從來指示セシモノヲ標準トシ携行糧食中精米挽割麥混用ヲ止メテ精米ノミ(一日一人 六合宛)トシ分配及炊爨ヲ簡單ナ

ラシム

二、騎兵隊及左右兩縱隊ノ携行糧秣ハ二十五日(大正三年 九月)中即墨野戰倉庫ヨリ堀内支隊ノ同糧秣ハ王哥庄兵站倉庫

ヨリ共ニ規定品ヲ受領シテ充實セシム但步兵第四十六聯隊大行李ハ所屬隊ニ復歸ノ後其補給點ニ於テ充實セシム

三、糧秣ノ補充ハ次ノ區分ニ依ル

イ、騎兵隊左右兩縱隊ハ即墨野戰倉庫

但シ左右兩縱隊ノ爲ニハ攻撃ノ進捗ニ伴フテ糧秣分配所ヲ概ネ左ノ地點ニ開設シ(3)ノ場合ニハ兵站ノ補給點ヲ

流亭ニ進メシム

(1) 樓山後ヨリ羅圈澗及劉塚上流庄ノ線ヲ占領シタルトキ北曲附近

(2) 李村河ノ線ヲ占領シタルトキ

(3) 孤山、浮山ノ線ヲ占領シタルトキ

ロ、堀内支隊ハ王哥庄兵站倉庫

但シ攻撃ノ進捗ニ伴フテ逐次柳樹臺―桔桃道上ニ糧秣中繼所ヲ開設セシム又ハ浮山附近占領ノ後ハ張村ニ野戰

倉庫ヲ開設シ兵站補給點ヲ柳樹臺ニ進メ掃海ノ完了ヲ待ツテ沙子口ヨリ併セテ補給セシム

中繼所開設ノ位置及其要否ハ支隊ノ裁量ニ一任ス

ハ、輜重ハ沿道兵站地又ハ野戰倉庫

四、糧秣ノ運搬

左右兩縱隊方面ニ於テハ野戰倉庫分配所間ハ輜重ニ依リ堀内支隊方面ニ於テハ王哥庄兵站倉庫中繼所間ハ大行李

及地方運搬具ニ依リ其兵站補給點ヲ柳樹臺沙子口ニ進メタル場合ハ輜重ノ一部ニ配當ス



本防禦線攻撃準備期間ノ給養

攻撃準備糧秣ノ整備並補給要領

大正三年十月中旬ニ至リ步兵第二十九旅團及攻城重砲兵隊ハ逐次戦地ニ到着シ師團ノ直轄管區内ニ於ケル給養兵額ハ概テ左ノ數ニ達セリ

攻城地區方面 人 三萬五千 馬 一萬八百  
山東鐵道方面 人 七千 馬 八百

師團長ハ張村ニ於テ攻城準備ノ爲糧秣ノ整備並補給要領ヲ次ノ如ク定メタリ

糧秣整備並補給要領

- (一) 糧秣ノ整備ハ各補給單位ニ於テ擔任スルモノトス
- (二) 整備ハ各部隊大行李ニ依ル但シ攻城重砲兵司令部所屬ノモノ(野戰重砲兵)ハ該司令部所屬ノ輸送機關ニ依ルモノトス
- (三) 本整備ハ十月二十七日迄ニ完了スルモノトス  
之カ爲ニ各地區司令官砲兵司令官及砲兵隊長ハ必要ノ區處ヲ爲スモノトス
- (四) 補給ノ爲ニ整備スヘキ要領ハ左記各號ニ依ル
  - (イ) 歩兵、工兵、山砲兵、野戰重砲兵隊ハ定規ノ携帶糧秣以外ニ各隊ノ臨時使用ニ供スル爲左ノ糧食ヲ各陣地若ハ現在地附近ニ集積スルモノトス但シ豫備隊タル歩工兵隊ノ爲ニハ其所屬聯(中)隊ニ於テ各其當該陣地ニ集積スルモノトス

精米罐詰肉、福神漬又ハ梅干

二日分

乾麵飽、罐詰肉

二日分

薪

一日分

木炭

二日分

攻城砲兵隊ハ其陣地附近ニ精米、罐詰肉、福神漬(又ハ梅干)二日分ヲ集積スルモノトス

各隊大行李ハ定規ノモノヲ充實シ置クモノトス

(五) 攻撃前進後ニ於テハ一日分ノ糧秣及薪炭ヲ爾後毎日補充スルモノトス

逐次攻撃前進ニ伴ヒ集積糧秣ノ推進ハ各隊ニ於テ實施スルモノトス

(六) 補給地點ハ第一線推進迄ハ現在ノ儘トシ第一次ニ推進セシ陣地到着後ハ各隊共ニ總テ王家韓哥庄附近トス

第一線ノ第一次前進ニ伴ヒ各部隊大行李ヲ一團トシテ王家韓哥庄附近ニ移轉セシメ張村及下王埠庄野戰倉庫ヨリノ輸送ハ輜重ニ於テ擔任ス

師團經理部長ハ本補給要領ノ實施ニ關シ次ノ如キ計畫ヲ參謀長ニ開申セリ

糧秣整理並補給要領ニ關スル實施方法

- (一) 要領第四項ノ糧秣ハ左ノ如ク野戰倉庫ヨリ交付ス  
精米、罐詰肉、福神漬又ハ梅干二日分ハ二十一、二十二日ノ兩日ニ各一日分ヲ補給ス  
乾麵飽、罐詰肉二日分ハ二十三日ニ補給ス  
薪一日分ハ二十四日ニ補給ス  
木炭二日分ハ二十五日ニ補給ス
- (二) 要領第五項ノ糧秣ハ日々野戰倉庫ニ於テ補給ス

給養の研究と大行李輜重の行動

- (三) 要領第六項中王家韓哥庄附近ニ於テ各大行李ニ補給スヘキ場所ハ二十五日迄ニ師團經理部ニ於テ偵察シ置キ實施ノ際ハ部員二計手ニテ出シテ分配業務ニ當ラシム  
但シ分配所衛兵トシテ歩兵一分隊ヲ請求スルモノトス
- (四) 薪炭ノ補給目下勞山灣ニ木炭三萬五千貫薪六萬貫アリ此中木炭一萬貫薪六千貫ヲ二十四日迄ニ兵站ヲシテ沙子口柳樹臺流亭何レカニ前送セシメ二十五日輻重ヲ以テ野戰倉庫ニ輸送セシム  
前項ノ薪炭ハ兵站ヨリ輸送ノ實況ニ鑑ミ所要ノ師團輻重ヲ以テ野戰倉庫ニ運搬ス
- (五) 井戸掘、去ル六日ノ會議ニ依リテ掘井ヲ要求セシハ歩兵第四十八聯隊及歩兵第五十六聯隊ノ兩隊ノミニシテ七日ヨリ十日ニ至ル迄井戸掘職工ヲ派遣シテ十二個ヲ掘井セシ後歸來セリ爾後各隊ヨリ請求ナケレトモ若シ必要アラハ何時ニテモ派遣スルコトヲ得
- (六) 搬水器、十月下旬ニハ六十個十一月初旬ニ百四十箇ヲ共ニ勞山灣ニ揚陸セシムル旨陸軍省ヨリ通知アリシカ第一回ノ攻撃準備用トシテハ間ニ合ハス差向水筒空樽湯桶汁桶(炊具附)等應用セシムル外ナシ
- (七) 沸水罐、沸水罐ハ龍口ニ揚陸シ目下尙兵站線上ニ在リトノコトニテ數回督促セリ若シ二十四日迄ニ流亭ニ到着セハ二十五日輻重ヲ以テ輸送スヘシ
- (八) 干草、藁第一線露營用トシテ勞山灣ニ在ル干草ヲ利用ス仍テ薪炭ト共ニ前送方ヲ兵站ニ要求シ一人ニ對シ三百匁宛分配ス其搬出ハ薪炭ニ同シ  
大行李及輻重隊ノ馬匹ニハ粟稈等ヲ干草ニ代用セシム  
十一月以後ノ分トシテ全馬匹ニ對スル干草及藁ノ各半定量ヲ内地ヨリ追送スルコトヲ請求セリ
- (九) 給養、二十六日ヨリ精米若ハ半搗米ヲ補給シ精麥ハ當分補給セス副食物ハ成ルヘク容易ナルモノヲ選ヒテ分配

ス但シ輻重ノ諸隊ハ舊ニ依ル  
加給品ハ勉メテ從來ノ通り分配ス但シ第一線部隊ニ支給スルハ警戒上差支ナキカ參謀部ニ於テモ特ニ研究セラレ  
タシ

附記 前揚準備要領及同實施方法ハ十月二十一日ヨリ二十六日迄ニ概ニ豫定ノ如ク實施セリ

總攻撃開始ヨリ開城ニ至ル間ノ給養

最前線部隊ノ給養ノ爲探ルヘキ處置(經理部員給養狀況)

(實施報告ノ一節)

一、各部隊ノ給養ハ概ニ適當ニ行ハレアレトモ尙二、三處置スヘキ事項アリ

(イ) 野戰倉庫ト第一線ニ在ル各部隊陣地トノ距離遠サカルニ從ヒ糧秣ノ運搬ニ困難シツツアリ仍テ分配所ヲ前方ニ進ムルコト(目下各部隊ノ糧秣中糲所ハ概ネ水溝溝、犬山、保兒、口子夾嶺溝、浮山後ノ線ニ在リ又其炊爨線ハ概線ト海泊河トノ間ニ在リ最前線ノ陣地ハ既ニ海泊河ノ右岸ニ接シ本夜ヨリ其左岸ノ工事ヲ爲ス豫定ナリ)

(ロ) 木炭ノ支給量ヲ増加スルコト

本件ハ各部隊一般ニ希望スル所ニシテ現地調辦ノ全然不可能ナルニ依ル薪ハ多少得ラルヘキモ火摺揚リ又被服ノ乾燥其他壕内ノ探煖ニ適當ナラス

(ハ) 乾麵麩ヲ夜食ニ使用スルコトヲ得セシムルコト

夜間作業劇烈ナルニヨリ總攻撃開始以來毎夜々食トシテ握飯、甘薯等ヲ給シアルモ水糲ヲ要シ運搬分配等亦簡單ナラス且既ニ之ニ飽ケル隊アリ

(ニ) 生牛、生野菜ノ給養ヲ十分ナラシムルコト

總攻撃開始以來各部隊主計ハ概ネ糧秣、燃料及露營品等ノ運搬分配ニ忙殺セラレ且宿營地附近ノ物資ハ既ニ缺乏

給養の研究と大行李輻重の行動

シ調辨甚タ困難ナリ

(ホ) 携帶口糧ヲ使用スル場合ハ今後陣地ノ前進ニ伴フテ倍々増加スヘキニ因リ其補給用品ヲ分配所ニ準備シ置クコト  
ト 夜食ニ使用スヘキ乾麩麩ノ補充ニ就テモ亦同シ

二、(略ス)

三、糧秣ノ運搬ハ中繼所ヨリ前方ニハ交通壕又ハ地障ニ依リ兵カ稀ニ駄馬ヲ以テシ後方ニハ大行李ヲ以テセリ分配ハ概ネ未炊糞品ヲ以テ大隊ヨリ中隊ニ交付シ其中隊ハ適宜ニ小隊又ハ分隊ニ分配シ小隊分隊等ハ地方炊具又ハ飯盒ニテ炊糞シアリ稀ニハ中隊ニテ炊糞セルモアリ歩兵第六十七聯隊第二大隊ノ如キハ定式炊具ニテ大隊炊糞ヲナシアリタリ飲湯ハ支那釜又ハ水筒ニテ煮沸セリ最前線ハ食物ヲ運搬スルニハ飯盒、水筒ノ外背負袋又ハ地方器具及定式器具ノ入組品等ヲ應用シアリ水ニハ不足ヲ感シ居ラス

四、佛軍會戰間ノ糧食補給

千九百十七年十月下旬實施シタル Malmaison 會戰ニ於ケル佛步兵第三十八師團(第十一軍團ニ屬ス)作戰計畫ニ伴フ補給計畫中糧食補給ニ關スル事項

一、糧食補給

糧食 Braine 補給停車場  
肉 Braine 屠殺所

歩兵第三十八師團

各部隊大行李ハ補給命令ノ示ス所ニ依リ毎朝上記ノ補給點ニ於テ糧食ノ補充ヲ受ケヘシ

各部隊大行李ハ糧食補給ノ爲先ツ小行李齎營地ニ到リ該地ニ在ル炊糞車及機關銃用小車輛ニ糧食ヲ交付シ終テ其宿

營地ニ歸還ス

各部隊炊糞車ノ前車及機關銃用小車輛ハ所屬部隊長ノ命令ニ依リ夜間糧食ノ補給ニ任ス之カ爲通過路ヲ定ムルコト

左ノ如シ

往路 Chassemy-Vailly-Leesgrands Riez-Aizy-Jouy 道

歸路 Jouy 又ハ Aizy 小道 Maubin St. piette-Vailly-Chassemy 道

糧食ハ次テ各部隊長ノ指示ニ依リ若干ノ驢馬、騾馬若ハ使役兵ニ交付セラレ第一線部隊ノ爲卸下地ニ運搬ス

前記要領ニ依ル補給ノ實行困難ナル場合ニ於テハ地點ニ在ル糧食倉庫ヨリ補給ス

師團倉庫 Vailly 此倉庫ハ師團經理部々員之ヲ設置ス其使役兵トシテ

旅團小倉庫 Aizy-Jouy 師團糧秣蒐集班ヨリ所要ノ人員ヲ屬ス

「スアープ」第四聯隊 戰團司令部 Arras Avriqcourt

「モロッコ」歩兵聯隊小倉庫 戰團司令部 Belfort

混成第四聯隊小倉庫 戰團司令部 Boulogne

聯隊小倉庫ハ各聯隊給養將校ノ代理タル下士之ヲ設置ス其使役兵トシテ各旅團ニ配屬スル國民兵中隊ヨリ所要

ノ人員ヲ取ル

右ノ外第一線各大隊ノ戰團司令部ニハ小ナル糧食倉庫ヲ有ス

以上糧食倉庫ノ充實數量ハ別表ノ如シ攻撃開始一日前迄ニ其充實ヲ完結スヘシ

大隊小倉庫ハ聯隊小倉庫ヨリ聯隊小倉庫ハ旅團小倉庫ヨリ補充ス其方法ハ聯隊長及旅團長ノ定ムル所ニ依ル

旅團小倉庫ハ師團倉庫ヨリ補充ス

給養の研究と大行李輜重の行動

戦闘地域ニ入ル各歩兵部隊ノ各人ニ對シ戦線加入ノ前日左ノモノヲ分配ス依テ各部隊ハ二十四時間前ニ其請求ヲ師團參謀部第一課ニ呈出スヘシ

增加水筒一 (歐人兵ニハ葡萄酒二立、土人兵ニハ珈琲二立ヲ容ル)

(注意) 一、珈琲ヲ適時ニ準備シ得サルトキハ二立ヲ製シ得ル珈琲粒及砂糖ヲ支給ス

二、珈琲ハ宿營地タル Chassery 及 Sermoise ニ於テ各部隊毎ニ交付ス

增加雜糞一 輕糧食二日分ヲ容ル

(注意) 輕糧食二日分ノ種類及數量左ノ如シ

- 戦用 麵 糰 三〇〇瓦
- 「ビスケット」麵糰 六〇〇瓦
- 罐詰 肉 三〇〇瓦
- 「チョコレート」 二五〇瓦
- 麵 一箱
- 「チー ス」 二〇〇瓦
- 砂 糖 一五〇瓦

火酒四分ノ一立 八人ニ對シ二立八水筒一箇ヲ支給ス

(注意) 此火酒ハ輕糧食ト同時ニ分配セス攻撃開始二日前經理部ニ於テ旅團小倉庫ニ準備ス各部隊長ハ之ヲ攻撃開始ノ前夜分配スヘシ

前記輕糧食ハ攻撃第二日以後ニアラサレハ使用スヘカラス攻撃開始日迄ハ普通ノ給養法ニ依ルヘシ其糧食ハ各人

固有ノ雜糞内ニ收容スヘシ

各師團長ハ攻撃第四日以後ハ普通ノ通り給養シ得ル如ク努ムヘシ但シ温食ハ攻撃第二日以後戦闘兵ニ支給シ得ル如ク全力ヲ盡スヲ要ス

二、水ノ補給

水源地ヲ各旅團毎ニ區分シ地點ニ依リ區分シテ之ヲ指示ス

補給用貯水ハ兩旅團地區内ノ二又ハ三戰鬥司令部ニ準備ス其數量一旅團ニテ五百「リットル」入樽三個五十「リットル」器四十個「ポンプ」三及水運搬ノ爲各聯隊ノ戰鬥司令部ニ五百「リットル」入水桶百二十箇ヲ備フ

三、彈藥、發光火具及工兵器械ノ補給(略ス)

四、運搬法

師團倉庫ヨリ聯隊倉庫ニ補給スル爲ニハ補助輸送縱列、糧食縱列及臨時師團ニ屬セラレタル工廠ノ車輛ヲ使用ス旅團倉庫ヨリ聯隊倉庫ニ補給スル爲ニハ驢又ハ騾馬ヲ使用ス之カ爲兩旅團ニ騾二十九又ハ三十頭驢十六又ハ十九頭ヲ屬ス

要スレハ師團ニ請求シテ「カタビラト」及補助輸送縱列車輛ヲ利用ス尙各部隊ハ機關銃用小車輛倉庫ニ在ル土囊ヲ使用ス

五、一般ノ注意

師團旅團聯隊倉庫監視將校ノ任命

毎日夜ノ爲ノ補給請求ハ其日ノ朝八時迄ニ師團參謀部ニ達スル如ク提出ノコト

歩兵第三十八師團長 將官 de Salins

佛第三十八師團糧食諸倉庫充實數量表

品名	旅團糧食倉庫		聯隊糧食倉庫		第一線大隊糧食倉庫		總計
	各小倉庫	計	各小倉庫	計	各小倉庫	計	
戰用麵粉 (各人三〇〇瓦)	一、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇	五、〇〇〇	一五、〇〇〇
罐頭 (特別定量)	五〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	二五〇	七、五〇〇
碗豆 (各箱九〇〇瓦宛)	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
鯖 (箱)	五〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	二五〇	七、五〇〇
「チヨコレ」 (吉瓦)	五〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	二五〇	一、二〇〇
「チ」 (吉瓦)	四〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	一、五〇〇	六〇〇	二五〇	一、二〇〇
固形火酒 (吉瓦)	一〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	六〇〇	二〇〇	一、二〇〇
火酒 (吉瓦)	三〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	八〇〇	五〇〇	一、七〇〇
葡萄酒 (立)	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	六、八〇〇
煙草 (吉瓦)	二〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	五〇〇	一、〇〇〇
「マ」 (箱)	六、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇	一、五〇〇	二〇、六〇〇
蠟燭 (吉瓦)	八〇	五〇	一〇〇	五〇	二〇〇	三〇〇	二、〇〇〇
砂糖及珈琲 (特別定量)	一、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇	五〇〇	一五、〇〇〇

(附言) 第四、五ノ戰例ハ堅固ナル陣地ノ攻撃ノ例ナルモ給養施設ニ於テ本想定ノ例ニ對シ參考ニ資スヘキモノ多キヲ以テ茲ニ之ヲ舉ケタリ

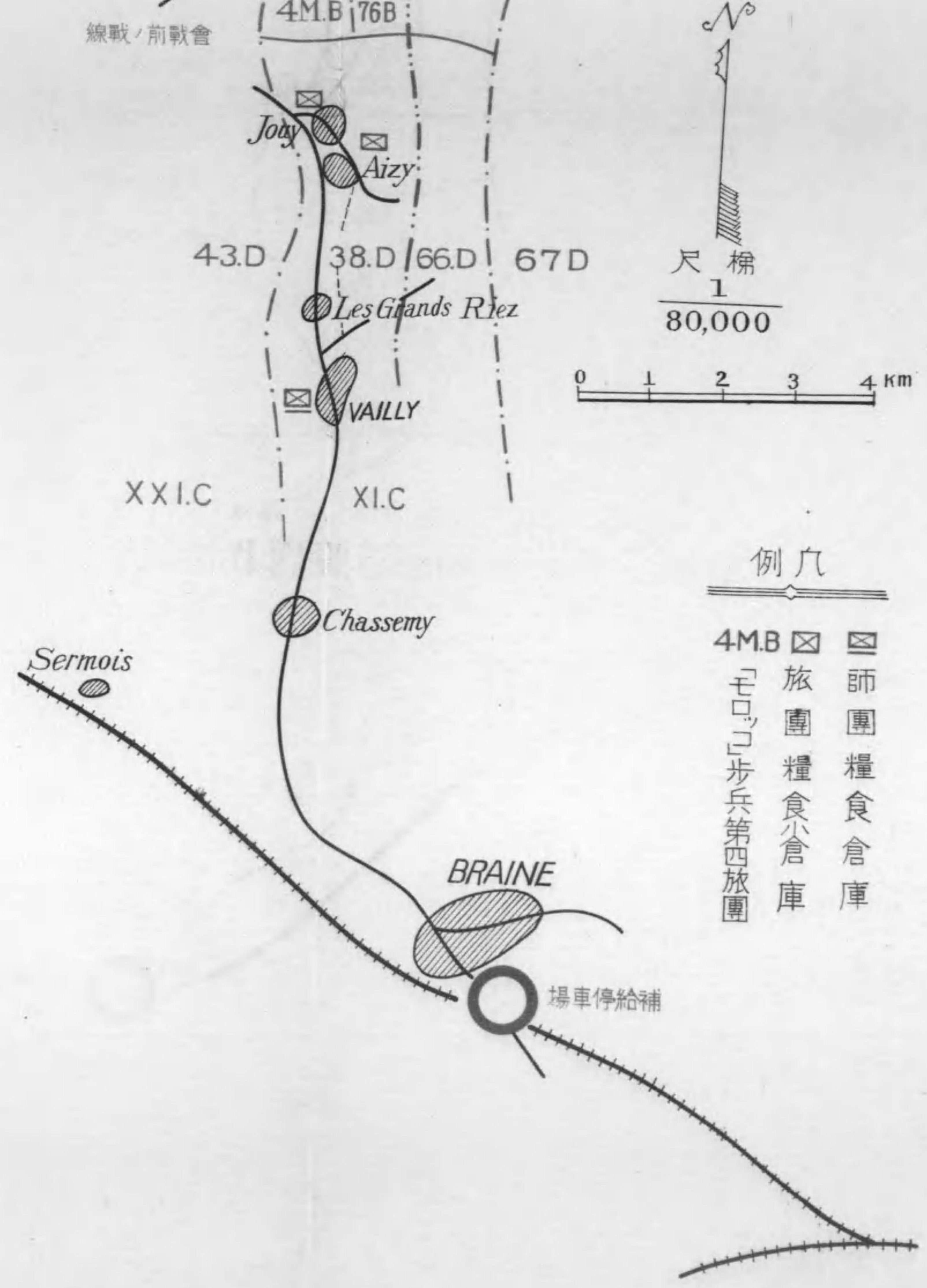
一糧食倉庫  
 二糧食小倉庫  
 三步兵第四旅團

# 佛第三十八師糧食補給計畫圖

（於會戰之馬爾梅索下月十年七十百九千）



線戦 / 前戦會



例 九

- 4M.B ☒ 師團糧食倉庫
- ☒ 旅團糧食倉庫
- 「モロ」 歩兵第四旅團

(附言) 第四、五ノ戦例ハ堅固ナル陣地ノ攻撃ノ例ナルモ給養施設ニ於テ本想定ノ例ニ對シ參考ニ資スヘキモノ多キヲ以テ茲ニ之ヲ舉ケタリ

砂糖 (特別定量)	蠟 及 「吉瓦」 燭	「マ ツ」 (箱)	煙 (吉瓦) 草	荷 備 (立) 酒	火 (立) 酒	固 形 火 (吉瓦) 酒	「チ 」 (吉瓦) ス	「チ 」 (吉瓦) ト	「チ 」 (箱)	鱈 (各箱 九〇〇 瓦宛)	碗 豆 (特別定 量)	罐 頭 (特別定 量)	戰 用 (各人三 〇〇瓦)
一、〇〇〇	八〇	六、〇〇〇	二〇〇	五、〇〇〇	三〇〇	四〇	五〇	五〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二、〇〇〇	五〇	三、〇〇〇	一〇〇	五〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
四、〇〇〇	一〇〇	六、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	二〇〇	四〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
二、〇〇〇	五〇	二、〇〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一五〇	一五〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
八、〇〇〇	二〇〇	八、〇〇〇	四〇〇	八〇〇	八〇〇	六〇〇	六〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
五〇〇	三〇	一五〇	五〇	五〇	五〇	二〇	二五	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
二、〇〇〇	一一〇	六〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	八〇	八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一五、〇〇〇	五〇〇	二〇、六〇〇	一、〇〇〇	六、八〇〇	一、七〇〇	八〇〇	一、二二〇	七、五〇〇	四、〇〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇

## 第四 想定

### 六、師團の前進に伴ふ給養計畫

#### 第四 想定

所要地圖

二十萬分一 仙臺、福島、白河、村上、新潟、日光、長岡、高田

- 一、甲國は常陸、下野、信濃及越中(以上を含む)以南以西の本州、四國、九州を、乙國は北海道、樺太、極東西伯利亞を、丙國は甲國以北の本州を各其國土とす
- 二、乙國は甲國に優る武力を備へ傳統的に對島海峽獲得の企圖を有す而して大正十三年初頭に至り武力なき丙國より佐渡島、及阿賀川以西五泉、白根、赤塚以上を含むの線以北の地域を租借し此處に銳意上陸根據地たるの諸設備を施すに及び益益甲國に壓迫を加へ遂に甲、乙兩國は大正十四年五月一日を以つて交戦状態に入れり

- 三、甲國海軍は大平洋の、乙國海軍は日本海の制海權を有す又乙國は新潟附近租借地に平時混成一旅團の守備隊を駐屯せしめありしか四月二十九日より三十日に



互り約十二萬噸の運送船を新潟に送り三十日より揚陸を開始せり新潟の揚陸行程は一日約半師團と判断せらる丙國は乙國に好意を有す

四、在東京甲國大本營は乙國との國交愈々險惡を加ふるや國家總動員を實施し且國境及日本海沿岸の守備を嚴重にして乙國の侵入に備へ國交斷絶するや新潟附近に在る敵の上陸根據を覆滅せんかため第二(東京)第十五(豊橋)第三師團(名古屋)を基幹とする第一軍をして長野及澁川方面より又獨立第一師團(甲師團)にして東京附近にあり)をして岩代方面より相協應して新潟に向ひ前進せしめたり

五、獨立第一師團の編組及五月一日正午迄に該師團長の知り得たる情況左の如し  
イ、獨立第一師團は左の如く白河附近の國境を越へて前進し得

五月二日朝 歩兵第一旅團(歩兵第四十九聯隊(第三大隊缺))

騎兵第一聯隊

山砲兵第一聯隊第一大隊(聯隊段列三分の一を含む)

工兵第一中隊

衛生隊三分の一

師團通信隊一小隊

五月五日朝

師團司令部

歩兵第二旅團(歩兵第五十七聯隊缺)

山砲兵第一聯隊(第一大隊及聯隊段列三分の一缺)

獨立山砲兵第一聯隊第一大隊及聯隊段列二分の一

工兵第一大隊(第一中隊缺)

師團通信隊(一小隊缺)

衛生隊(三分の一缺)

獨立第一師團無線電信小隊

五月六日朝

歩兵第四十九聯隊(第三大隊缺)

歩兵第五十七聯隊

獨立工兵第一大隊(架橋交通)

第一師團架橋材料中隊

右の外獨立第一師團には獨立飛行第一(偵察用飛行機九機)第二中隊(戦闘用飛行機十二機)を配屬せられありて目下黒磯町附近に飛行場を開設中にして五月四日より飛行を開始し得る豫定に在り又將來之を要すれば獨立第一師團に野戰

師團の給養計畫

重砲の一部を配屬せらるるの準備にあり  
 ロ、第一軍先遣部隊は五月二日より國境を越へて前進し小出島北方地區(魚野川河孟)小千谷(信濃川河孟)及柏崎附近に進出して主力の集中を掩護し其主力は浦佐、十日市町及高田市附近に五月九日迄に集中完了の豫定にして可成速に北進を開始するの企圖を有す  
 ハ、甲國軍の裝備は我軍のものに略同等なり  
 ニ、丙國內の鐵道及通信網は荒廢して相當の修理を加ふるにあらざれば使用に堪へず

第一問題

一、獨立第一師團ノ作戰方針及前進計畫後方勤務ヲ除ク

原案

一、作戰方針

獨立第一師團は五月二日國境を越え得る部隊を以て先遣隊を編成し速に會津若松平地に進出せしめ之か掩護下に爾餘の諸隊を逐次に同平地に集結したる後進路

を開拓して越後平地に進出す  
 二、前進計畫後方勤務を除く

部	隊	日	次
先遣隊	騎兵第一聯隊(一小隊缺)	五月二日	須賀川附近
先遣隊	步兵第一聯隊第十二中隊	五月三日	上戸附近
先遣隊	步兵第一旅團司令部	五月四日	金道附近
先遣隊	步兵第一旅團(第四十九聯隊及步兵第一聯隊第十二中隊)	五月五日	以後敵情ニ依ル
先遣隊	山砲兵第一聯隊第一大隊(分ノ一缺)	五月五日	以後敵情ニ依ル
先遣隊	工兵第一大隊第一中隊(一小隊缺)	五月五日	以後敵情ニ依ル
先遣隊	衛生隊三分ノ一	五月五日	以後敵情ニ依ル
先遣隊	師團通信隊一小隊	五月五日	以後敵情ニ依ル
先遣隊	步兵第四十九聯隊第三大隊	五月五日	以後敵情ニ依ル
先遣隊	騎兵	五月五日	以後敵情ニ依ル
先遣隊	工兵	五月五日	以後敵情ニ依ル
先遣隊	師團司令部	五月五日	以後敵情ニ依ル
先遣隊	步兵第二旅團(第五十七聯隊缺)	五月五日	以後敵情ニ依ル

師團の給養計畫

師團	本隊	第一隊	第一梯團
山砲兵第一聯隊(第一大隊及聯隊)	獨立第一聯隊(第一大隊)	山砲兵第一聯隊(第一大隊)	獨立第一聯隊(第一大隊)
工兵第一大隊(第一中隊)	衛通生隊(三分ノ一)	師團通信隊(一小隊)	獨立第一無線電信小隊
步兵第五十七聯隊	獨立工兵第一大隊(架橋交通)	第一師團架橋材料中隊	步兵第四十九聯隊(第三大隊)
近 附 町 吹 矢			
近 附 町 山 郡			
區 地 岸 左 川 瀬 長			
近 附 市 松 若			
附 町 近 屋	附 町 近 山	附 町 近 山	附 町 近 山
附 福 近 真	區 岸 川 長	區 岸 川 長	區 岸 川 長
附 若 松 市	附 市 若 松	附 市 若 松	附 市 若 松

注意 指導上ノ都合ニヨリ先遣隊ノ前進計畫ヲ本計畫中ニ記入セリ

情況 第一

一、獨立第一師團には所要の兵站諸機關を配屬せられ其主力は師團の國境附近集中に伴ひ逐次黒磯町及西那須野附近に到着し兵站の推進に關し計畫を急きつつあり

二、師團主力國境を越へて前進せば兵站の補給點は直に白河に進められ爾後師團

の前進に伴ひ左の如く兵站を設置せらるる筈なり

1. 師團の爲主なる兵站線路を陸羽街道及越後街道上に設定す

2. 兵站末地の推進を左の如く豫定す

五月五日 白河

同 六日 矢吹、須賀川

同 七日 郡山、中山

爾後は情況に依りて定む

三、師團の前進に伴ひ白河迄の鐵道輸送は大本營之を擔任し彈藥糧秣其他の軍需品は逐次同地に追送せらるる筈なり

四、師團前進地帯に於ける地方物資の狀況附表(附表略)の如し

第二問題

一、師團ノ前進並若松附近集結ニ伴フ師團ノ給養計畫

原 案

師團の給養計畫

獨立第一師團給養計畫(天正十四年五月一日)

四三〇

獨立第一師團經理部

給養方針

一、若松市附近に進出迄の給養  
給養は極力現地物資に依ることを努む  
但し白河―町屋―福良―若松道を前進する部隊の補給は直接兵站よりの追送に依る

二、若松市附近集結間の給養

若松市附近(會津平地)の現地物資を利用することを努む

以上の方針に基き給養を計畫すること次の如し

一、給養法の豫定

別紙第一の通り

二、給養裝備

一、先遣隊及第二梯團に於て各人馬及大行季の給養裝備の變更を要するときは給養擔任官(別紙第一参照)より豫め師團經理部に協議せしむ

七日 同 八日 同 九日

別紙第一

部	隊	區	分	給養		給養擔任	經過
				兵給	額養		
先遣隊	騎兵第一聯隊(一小隊缺)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	騎兵第一	白河
先遣隊	步兵第一聯隊第十二中隊			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第一	吹
先遣隊	步兵第一旅團司令部			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	旅團長	吹
先遣隊	步兵第一旅團(第四十九聯隊及步兵第一聯隊第十二中隊)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第一	吹
先遣隊	山砲兵第一聯隊第一大隊(聯隊段列三)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第一	吹
先遣隊	工兵第一大隊第一中隊(一小隊缺)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第一	吹
先遣隊	衛生隊三分の一			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第一	吹
先遣隊	師團通信隊一小隊			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第一	吹
先遣隊	步兵第四十九聯隊第三大隊			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第一	吹
先遣隊	騎兵一小隊			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第一	吹
先遣隊	工兵一小隊			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第一	吹
師團司令部	師團司令部			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	師團第一	吹
師團司令部	步兵第二旅團(第五十七聯隊)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	師團第一	吹
師團司令部	山砲兵第一聯隊(第一大隊及聯隊段列三)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	師團第一	吹
師團司令部	獨立山砲兵第一聯隊(第一中隊)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	師團第一	吹
師團司令部	工兵第一大隊(第一中隊)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	師團第一	吹
師團司令部	衛生隊(三分の一)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	師團第一	吹
師團司令部	師團通信隊(一小隊)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	師團第一	吹
師團司令部	獨立第一無線電信小隊			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	師團第一	吹
同第二梯團	步兵第五十七聯隊			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第五十七	吹
同第二梯團	獨立工兵第一大隊(架橋交通)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第五十七	吹
同第二梯團	第一師團架橋材料中隊			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第五十七	吹
同左縱隊	步兵第四十九聯隊(第三大隊缺)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第四十九	吹
同左縱隊	步兵第四十九聯隊(第三大隊缺)			0.000 (0.00)	0.000 (0.00)	步兵第四十九	吹

備考

- 一、獨立飛行第一、第二中隊兵站管區内ニ位置スル間ハ直接兵站ヨ
- 二、師團ノ單位 馬 〇〇〇〇トシテ計算セリ
- 三、師團給養總兵額左ノ通り(兵站諸部隊ヲ除ク) 馬 〇〇〇〇
- 四、町屋及福兵附近宿營部隊大行李補充用糧秣ハ兵站ニ於テ直接其 尙御代ニ四日先遣隊猪苗代及若松附近ニ於テ現地物資ニ依ル能

注意

- 一、先遣隊ノ給養ノ細部ハ同司令官ニ於テ計畫スルモノナルモ爲參



師團長に於て給養を擔任するもの(別紙第一参照)に在りては之か變更を行はす

二、師團輜重糧食の配屬

(先遣隊に師團輜重糧食一中隊(其積載品種は先遣隊の要求に依る)を臨時配屬す  
同輜重兵中隊は五月一日先遣隊出發の前日正午白河に於て其指揮下に入らしむ  
(附言)

師團本隊(第一梯團)に屬する輜重糧食は○中隊とす

三、糧食の集積及野戰倉庫の開設

一、師團前進間の給養

五月六日師團本隊(同輜重兵)郡山附近に宿營の際所要の糧食は師團經理部に於て豫め  
同地(輜重の分は須賀川)に集積す

二、若松市附近集結間の給養

若松市に野戰倉庫を設置し師團五月八日以降の所要として差向き師團五日分(師  
團單位(人馬)○○○○以下同し)の糧食(加給品及重患者食品若干を含む)を集積せしむ

三、携帶糧食の前途

兵站をして携帶糧食(乙師團二日分は五月七日以後常に兵站末地附近に於て受け

得る如く準備せしむ

尙先遣隊の爲師團一日分を五月五日迄に若松市情況に依り其後方に前送せしむ

四、師團輻重糧食の運行豫定

師團本隊第一梯團輻重糧食の運行を計畫すること別紙第二(省略)の如し

五、師團經理部員の先遣

一、前進地帯物資情況調査及先遣隊給養援助の爲

先遣隊の配屬(主計正一)

二、前進間の給養準備の爲

郡山へ 主計 一

三、野戰倉庫の開設及附近物資蒐集の爲

若松市へ(先遣隊と同)主計 二

六、各部隊に示すべき事項

一、作戰初期に於ける物資標準價格糧秣代用品、加給品、露營用品、炊事用燃料の定量及加給品支給に關する規定並物資運搬具調達に關し特に注意を要する事項を各部隊に指示す

二、先遣隊司令官に糧食品加給の權限を師團長より委任す

七、兵站に示すべき事項

一、糧秣補給點の推進に關する件(本計畫第一項給養法參照)

二、携帶糧秣準備の件(同第三項の三參照)

說明

一、旅次行軍戰備行軍の場合に於ける行軍計畫の要領

陣中要務令第二六四旅次行軍第二六五戰備行軍參照

二、給養計畫の要領

作戰給養教程(大正十四年改訂陸軍經理學校)第三篇第一章第二節給養及補給に關する計畫參照

三、原案に就て

本想定の師團は獨立師團にして兵站を配屬せられあるを以て軍内に在りて行動する師團と多少趣を異にし計畫中には兵站の推進其他兵站到示すべき事項をも加へたり

1. 給養方針

師團の行動、給養兵額、前進地帯に於ける現地物資の狀況、季節、交通路の狀態を顧

師團の給養計畫



慮し特に給養の確實を主眼とし本文の如く方針を定めたり

## 2. 給養法の豫定

イ、給養兵額 師團單位とは給養人(馬)數を完全師團の總人(馬)數を以て除したるものとす

輻重中隊數は完全師團に對する輻重(糧食)中隊(人糧〇〇、五七)の比に基き算出せり

## ロ、兵站の補給點

茲に補給點とは兵站より糧秣の補給を受くる地點を示し必ずしも兵站末地を意味せず

## ハ、師團本隊(第一梯團)の給養

師團輻重(特に糧食に就て述ぶ)は陣中要務令第二六四に「輻重ハ給養ノ便ヲ顧慮シ要スレ

ハ其一部ヲ戰列部隊内ニ在リテ行進セシム」との趣旨に基き第一梯團と同行せしめたり

第二梯團は兵額少なると直接兵站より補給を受け得るに依り輻重を携行せず

## 3. 給養裝備

茲に給養裝備として研究を要するは各人馬規定外に糧秣の増加携帶を必要とするや、大行李、輻重積載品種の變更を要するや、給養の便を顧慮し輻重の一部を先遣隊等に配屬を要するや等之なり

先遣騎兵隊には或は規定外に糧秣を増加携帶せしむるを可とすることあるへし(陣中要務令第八五)

先遣隊は師團主力と離隔して前方に行動する爲其給養を確實ならしむる爲輻重の配屬を必要とすべく尙最先に戰鬪を豫期する關係上携帶糧秣(特に)の補充に關し顧慮する必要あるへし

先遣隊左側支隊、第二梯團左縱隊は前進地帯の物資、交通路の關係上大行李積載品種に變更を加ふるの要あるへし

## 4. 糧秣の集積及野戰倉庫の開設

イ、郡山附近に糧秣を集積せるは五月六日同地に宿營の爲所要のものを豫め準備するものにして所謂野戰倉庫を設置するの意にはあらず

ロ、若松市に野戰倉庫を設置せるは師團同地附近集結間及新潟方向に向てす

る前進當初所要の糧秣を集積せんとするに在り(前進に移るや速に兵) 站の管理に引繼ぐ)

ハ、携帶糧秣の準備  
師團近く戦闘を豫期するに至れば携帶糧秣の補充を確實ならしむるの方法を講ずるの必要あり

本情況に於て五月七日以後兵站末地に準備せる携帶糧秣は直接師團輜重を以て又要すれば兵站輜重を以て受領前送せしむ

5. 師團經理部員の先遣

前進地帯の物資調査(先遣隊の給養援助共)郡山附近宿營の爲給養準備若松野戰倉庫の開設の爲各獨立して別に部員を派したるは各其任務を確實に實施せしめ得べきを以てなり

### 七、再審試験に於ける作戦給養に関する問題の研究

大正十三、四年度再審試験に於ける作戦給養に就て

最近當校入學試験再審に於ける作戦給養の問題に就き、受験者の爲参考資料として其研究を試みんとす

兩年其想定を設けて給養の問題に關し試問(一人平均時)せられたり

其一、大正十三年度作戦給養問題

#### 想定

一、混成約一旅團ノ敵ハ五月二十四日朝來(A)町西端附近ニ陣地ヲ占領シアリ西軍第一師團(我戰時編制に準シ)ハ此敵ヲ擊攘スヘキ任務ヲ以テ(G)町方向ヨリ東進中ナリ

二、第一師團ハ本日午後一時頃其前衛歩兵ノ先頭ヲ以テ(E)村ニ達シ、前面ノ敵ヲ攻撃スル目的ヲ以テ前衛歩兵一聯隊、野砲兵一大隊ヲ基幹トスヲシテ(B)村附近、左側

衛歩兵一大隊ヲシテ(D)村附近ヲ占領セシメ、師團本隊ハ(E)村東方地區ニ開進ヲ命  
ス  
午後四時迄ニ師團本隊ノ開進ヲ終ル此時迄ニ師團長ハ敵情地形ヲ偵察シ、本夜午  
前二時ヨリ行動ヲ起シ、明拂曉前面ノ敵ヲ攻撃スルニ決ス  
午後四時ニ於ケル彼我ノ態勢別圖ノ如シ

### 第一問題

#### 一、師團本夜の給養法如何(大行李輻重の給養を除く)

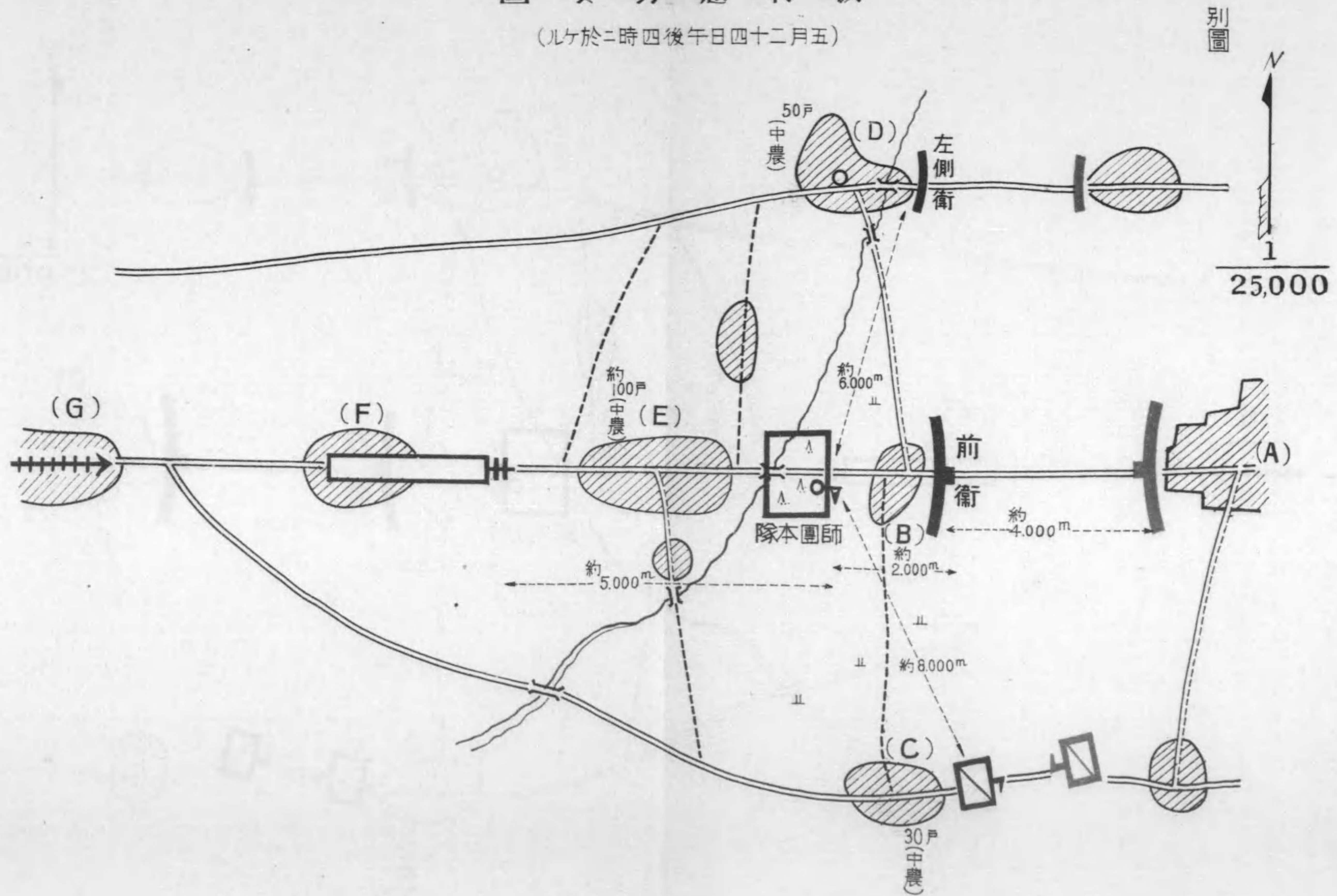
研究

本問に對し受験者の答解は左の各案に分れたり

- (一) 給養は現地の物資に依るもの
- (二) 同携帶糧秣に依るもの
- (三) 同大行李の糧秣に依るもの
- (四) 同(但し騎兵聯隊、前衛及右側衛は携帶糧秣に依る)
- (五) 同(但し騎兵聯隊、右側衛は部隊の直接購買せる糧秣に依る)

# 圖要勢態我彼

(ルケ於ニ時四後午日四十二月五)



- (一) 同携帶糧秣に依るもの
- (二) 同携帶糧秣に依るもの
- (三) 同大行李の糧秣に依るもの
- (四) 同但し騎兵聯隊、前衛及右側衛は携帶糧秣に依るもの
- (五) 同但し騎兵聯隊、右側衛は部隊の直接購買せる糧秣に依るもの

(六) 同(但し騎兵聯隊、右側衛は部隊の直接徴發せる糧秣に依る)

### 第一案

(イ) 前衛及師團本隊の位置附近の部落(B)(E)村に於て所要の集合物資を求め得へしと判斷するを得ざるへし而して各戸に現在する零碎なる物資を蒐集して、直に本夜の給養を行ふべく、時間の餘裕も存せざるべく、又之か爲多數の兵力を割くことも状況上一考を要すへし殊に師團本隊の位置は松林内にて(E)村は其後方約千米突に在るに於てをや

(ロ) 又物資の現在斯く貧弱なると、本日 of 如き戦況に於て尙給養方法決定は現地物資利用の主旨に悖らざること努むべきや、否戦術上の顧慮を主として定むべきや、本情況に於ては明日の爲戦闘の準備を缺かざる爲、簡易なる他の方法に依り給養を行ふを至當とすへし

(附言)

給養法としては「現地物資に依る」との名稱は不可なり。「部隊の直接徴發(購買)せる糧秣に依る」と示すか、又は「經理部の現地に於て調辨せる糧秣に依る」と示すを可とす

### 第二案

再審試験の研究

(イ) 敵と相距ること約四千米突而も未だ敵と眞面目の戦闘を交へざるに、早くも携帯糧秣を使用するは果して適當なりや否や

陣中要務令第三二〇(改正要務令第四三九)の趣旨も同一なり)に「携帯糧秣ハ他ニ給養ノ方法ナク已ムヲ得サル時ニ非サレハ之ヲ用フヘカラス」とあり本情況に於て果して他に給養の方法なきや否や

(ロ) 携帯糧秣を使用すと云ふも大部は(甲)を使用し、飯盒炊事を行ふこととなるへし

此場合大行李を招致し同しく飯盒炊事を行ふものに比し、戦備の度を缺く點に於て何程の差異ありや

木村主計監著作戦給養論第二卷一二五頁に

一携帯精米ヲ以テ飯盒炊事ヲ爲シ得ヘキ狀況ニ在リテハ、通常大行李ノ糧秣ヲ招致シ難キニアラス。故ニ携帯精米ハ慣用ノ主食タルト大行李ノ到着前ニ速ニ給養ニ就カシムルコトヲ得ル利益ヲ有スルニ過キス」とあり

(ハ) 午後四時大行李に分進を命せられたりとせば、日没前後には大行李は各部隊の位置に到着すべく、之か爲給養を遅緩する虞もなかるへし

### 第三案

第一、第二案に於て研究せし所に依り、本情況に於ては大行李糧秣に依り給養せんとするも可なり

但し右側衛も之に依らんとするは一考を要すへし

兩部隊の位置へは其道路の關係上大行李車輛を通せざるにあらずや(B)・(D)間は或る車輛通過を許すとすも、敵前側面行進を爲すこととなりて不可なるへし

(註)

駄馬と爲し前進するときは二回往復せざるへからず

### 第四案

(イ) 敵は今夜一部を以て夜襲を行ふことあるやも圖られず又前衛は又任務上至嚴なる警戒を必要とすへきに依り、第一線部隊は携帯糧秣に依るを可とすと云ふにあり

右の理由ならば携帯(乙)を使用するにあらざれば其主旨徹底せざるへし、本夜果して(乙)を使用する如き情況なりや否や將來是以上に携帯(乙)の使用を必要とする時期到来すへきことを考慮すること必要なり

(ロ) 又左側衛騎兵聯隊は大行李を進むるを得ず、現地に於て調辨も困難なるへきに依り、携帶糧秣を使用すと述ふるものあり  
左側衛は歩兵一大隊其兵額(大行李を除き)馬〇〇〇頭)にして(D)村五十戸(中農にて、調辨困難なりとの判断は適當ならざるへし騎兵聯隊僅か〇中隊)に就ても亦同様とす

第五案

大行李車輛は分進するを得ず携帶糧秣は使用の時機にあらず而して幸に現地に物資存在する以上、其利用は絶対の必要に基くものなり購買に依る時は人民之に應せざることあるへし  
而して此場合諾否を云はしむることなく、物資の提供を必要とするにあらずや故に給養を確實ならしむる點より部隊の直接徴發せる糧秣に依らしむるを可とす徴發とても陣中要務令第三二四第三項(改正要務令第四四三の第(三)項の趣旨も同一なり)に「時間ニ餘裕アル時ハ徴發隊指揮官ハ市町村吏不在ノ時ハ居留民中名望アル者ニ要求シ以テ所要ノ物品ヲ指命ノ地ニ輸送セシムヘシ」と示せるか故に溫和の手段に依

りて蒐集することを得べきなり

原案

給養は大行李の糧秣に依る但し騎兵聯隊及右側衛は部隊の直接徴發する糧秣に依るへし

理由

(イ) 現地の物資概して貧弱、集合物資を求むることを得ず而して情況携帶糧秣を使用すへき時機にもあらず尙將來に於ける携帶糧秣使用の場合を顧慮し、給養は大行李の糧秣に依る

大行李は直に命令せは日没前後には部隊の位置に到着し、給養を遅緩ならしむることなかるへし

(ロ) 騎兵聯隊及左側衛の位置には大行李車輛を通せず而して附近部落に於て給養品を調辨するには左して困難を感せざる情況に在り而して給養を現地物資に依ることは絶対の必要に迫りあると、一方住民の大部は現在せざるへきに依り、給養は部隊の直接徴發せる糧秣に依るを可とす

第二問題

## 一、大行糧秣補充ノ方法如何

研究

- (イ) 全員本夜中に補充する考案なり、常に給養の裝備を缺かさる點より特別の理由なき限り本夜中に補充を爲すは至當の意見なりとす
- (ロ) 大行李糧秣の補充を現地物資に依るとの意見あるも、大部の者は輜重兵中隊糧食の糧秣に依れり、已に述べたる如く(E)村に於て師團全部の集合物資はこれを求め得へしとは判断するを得ざるへし、尙大行李の糧秣は豫備品たるの性質上保存運搬に耐へ得るものを必要とするに依り、品種・梱包等に就ても顧慮を拂はざるへからず、果して此要求を満足せしむるや否や甚た疑はし
- 仍て大行李は本情況に於ては輜重中隊より補充を受くるを至當とすへし
- (イ) 補充の場所は(E)・(F)・(G)村等の各案に分れたり、戦闘間大行李の獨立して宿營する場合、糧秣交付所の位置決定には左の二要件を顧慮して定むるを可とすへし
- (い) 大行李糧秣車輛分進の命令を受け各部隊の位置に分進し、一方輜重兵中隊糧食は糧秣交付の命を受け糧秣交付所に到着し、糧秣の卸下を終れる時刻に前記大行李か輜重受領の爲交付所に到着し、直に補充を開始し得る如く其位置を定

むる時は交付時刻最も早く、大行李・輜重をして無益の勞力を費さしめざることなり、最も適當なる位置と見ることを得へし

其位置は通常戦闘間大行李・輜重の一般の停止位置にあるとき、大行李の獨立・宿營地附近となるへし、次に

(ろ) 輜重兵操典草案第三〇七(第二項)の主旨に依り、糧秣ノ補充ヲ分進ニ任セサル人馬車輛を以てする場合に就き研究するとき、其補充の地點は同大行李の宿營地附近を可とすることとなるべし

是に由れば大行李の獨立して宿營する時は兩者何れの方法に依るも其宿營地附近を可とすへし、故に本情況に於ても特別の事由なきに依り(F)村附近を可とすへく(E)・(G)村と爲すは何等理由なきものとす

原案

本夜午後〇時より(F)村附近に於て師團輜重兵中隊の糧秣を以て補充す

(附言) 時刻は前記(い)の方法に依り計算すれば之を求め得へし

## 第三問題



## 一、本夜ノ給養ニ關シ師團經理部長ノ特ニ爲スヘキ處置

## 研究

一、受験者の答解は左の各種に分れたり

(イ) 増加給を行はんとするもの

(ロ) 給養援助の爲右側衛騎兵聯隊に主計を派遣せんとするもの

(ハ) 前衛部隊炊事の爲師團大行李炊具を進めんとするもの

(ニ) 師團本隊の爲補足品を一途に調辨分配せんとするもの

以上の處置に就き研究するに

(イ) 加給は元來慰安の目的を以て支給するものにして、其品目は酒・煙草・甘味品を例とす、未だ主なる戦闘開始せられざるに、之を支給するも其效果甚だ薄かるべく、又本情況に於て現地に於て求むることも至難なるへし

増給は或は必要なるへし、然れども師團長として其都度命令することなく、左の戦例の如く豫め、之に關する規定を爲し、部隊長に一任し置くを可とすへし

(ロ) 騎兵聯隊の編制は已に述べたる如く、僅かに○中隊にて主計の配屬あり、騎兵隊は戦闘開始後獨立して宿營するは恒例のことに屬すべく、本情況に於て給養

上援助を要すとせば常に其援助を要することとなるへし

右側衛(歩兵一大隊)亦同し、況んや所要の物資は比較的容易に附近部落に於て調辨するを得るに於てをや

(ハ) 前衛部隊に炊具を配當するは一理あるか如く、其考案は決して不可なかるへし、然れども陣中要務令第三三〇(改正要務令第四四八参照)に「警戒隊等ニシテ合同炊爨ヲ必要トスルモノ」とあるは敵と甚だしく接近し、附近に於て全く炊事を行ふことを得ず(敵との距離七八百)遠く後方にて炊事を行ひ、一食にても温食を給せんとする場合を指すものと解す、本情況に於ては飯盒に依り炊事を行ふこと決して難きにあらざるへし、故に強ひて大行李炊具の前送を必要とせざるへし

(ロ) 補足品は經理部に於て一括調辨の上交付せんとするものあり、其趣旨は可なり、然れども其方法に於て野菜・干草・藁の如きを一箇所に運搬蒐集し、更に分配を行ふは實行甚だ困難なるのみならず、多くの時間を必要とすへし、故に此場合師團經理部としては

(イ) 先づ地區に依り調辨區域を配當す

(ろ) 物資の處在不平均なるものは彼此融通の方法を講じ

(は) 豫め物資の状況を調査して各部隊に其所在を示し  
 (に) 野砲聯隊の如き馬糧の所要大なる部隊の爲には經理部より援助を與ふ等の方法に依り其調辨を容易ならしむる如く努むるを可なりとす

原 案

- 一、前衛部隊給養援助の爲經理部員一を派遣す  
前衛司令官を補佐し、前衛各部隊調辨地區の指定其他給養の援助を爲さしむ
- 二、本隊の補足品は主として(E)村に於て師團統一の下に調辨を行はしむ  
必ずしも一途に取纏め調辨の上分配するを要せず但し大麥の不足一升は取纏めて調辨の上分配す
- 三、師團本隊炊事の爲大行李炊具を招致して配當す  
師團本隊は松林内一地に集團し炊事に便ならざる爲炊具を配當し主として(E)村に於て炊事を行はしむ

(附言)

大麥○升の不足は輜重兵中隊には大麥○升を積載する爲各部隊に於て調辨するを原則とす然れども本情況に於て各部隊の調辨困難なるを以て經理部一途に調辨の上交付するを可とせん而して其調辨も恐らく困難なるへきに依り、大行李の馬糧車糧(大行李の馬糧は○日分なり)を進むるを可とすへし  
 本試験には此點は特に質問を行はれざりき

以上は十三年度再審試験に關する研究なり、以下此機會に於て本想定の下に他の

各種の問題を提し各位の参考に資せんとす

研 究

- 一、部隊ノ直接行フ徵發實施ノ要領(騎兵聯隊及歩兵大隊)
- 二、部隊ノ直接行フ徵發ノ弊害及弊害ヲ最モ渺ナカラシムル方法
- 三、部隊ノ直接行フ徵發ニ依ル場合ト購買ニ依ル場合ト其實施方法ノ差異並利害ノ比較
- 四、補足品調辨地區指定ノ方法及補足品ノ調辨ヲ經理部ニテ統一シテ實施スル場合
- 五、大行李炊具ノ配當法、大行李炊具ニ依ル炊事實施方法
- 六、師團經理部ノ編制及任務分課ノ現況
- 七、大行李ノ獨立シテ宿營スル場合及給養法
- 八、大行李給養援助ノ爲派遣セラレタル經理部員ノ行動
- 九、戰間師團糧秣交付所位置決定ノ要領
- 十、大行李糧秣ニ依リ給養ヲ行フ場合
- 十一、部隊ノ直接徵發セル糧秣ニ依リ給養ヲ行フ場合
- 十二、師團經理部長トシテ糧秣交付所ニ派遣スル經理部員ニ示スヘキ事項
- 十三、戰間大行李輜重ノ停止位置
- 十四、大行李糧秣車輛ノ區分、分進及各隊ニ於ケル誘導ノ要領
- 十五、大行李トシテ糧秣補充ノ要領

再審試験の研究

- 十六、糧秣交付所ニ於ケル殘餘糧秣ノ處置
- 十七、大行李積載糧秣ノ種類及數量
- 十八、輜重兵中隊ニ積載スル馬糧大麥ハ〇升ナリ不足〇升ニ對スル處置  
(經理部ニテ調辨ヲ行フ場合共)
- 十九、師團輜重ノ給養法
- 二十、先進輜重隊ノ給養法
- 二十一、輜重空中隊ノ補充法
- 二十二、携帶糧秣ヲ使用シタル場合ノ補充法

## 其二、大正十四年度作戰給養問題

### 想 定

所要地圖

二十萬分一

宇都宮

- 一、下館附近の戦闘に於て勝利を得たる東軍第一師團は敵を追撃して五月二十六日午後四時追撃隊(歩兵一聯隊を基幹とし騎兵聯隊を屬す)を以て福居(太田東方約二里)に達せり  
此時迄に師團長は左の情況を知り本夜太田(追撃隊)及佐野(師團主力)附近に宿營し明二十七日早朝より更に此敵を追撃するに決す
1. 敵は巧に離脱し主力を以て已に高崎以西に退却せり
  2. 我騎兵隊は敵に追尾し高崎方面に前進中なり
  3. 師團大行李は午後三時頃結城附近に到着せり
  4. 太田、佐野町附近は概して平穩にして住民の大部は現在しあるも堅く門戸を銷して出す

(注意)

(イ) 戦地は敵地とし鐵道は目下運轉を中止しあり

再審試験の研究

- (ロ) 各自は目下携帯糧秣(甲)一日分を携帯しあり
- (ハ) 追撃隊と共に主計正一、主計二を先行せしめあり

### 第一問題

#### 一、師團本夜ノ給養法如何

##### 研究

本問に對し受験者の答解は左の各案に分れたり

- (一) 師團全部 部隊の直接購買せる糧秣に依るもの
- (二) 同 部隊の直接徴發せる糧秣に依るもの
- (三) 同 高級指揮官の一途に徴發せる糧秣に依るもの
- (四) 追撃部隊は携帯糧秣に師團本隊は大打行李の糧秣に依るもの
- (五) 追撃隊は部隊の直接徴發せる糧秣に師團本隊は高級指揮官の一途に徴發せる糧秣に依るもの

#### 第一、二案

1. 購買に依るや、徴發に依るや

陣中要務令第四四二に「地方糧秣ヲ蒐集スルニ方リテハ購買若ハ徴發ノ方法アルモ成ルヘク前者ニ依ルヲ可トス」とあり而して本情況に於て時間に多少の餘裕あり敵の顧慮亦少きを以て本條の趣旨に依り購買に依るを適當とすと云ふに在り然れとも戰地は敵地なり住民は平穩なるも堅く門戸を鎖して出てす物資の蒐集申必しも容易なりと云ふへからず一方大打行李は到着時刻の關係上之を使用することを得ず携帯糧秣は僅か一日分を餘すのみにして尙明日の追撃を顧慮する時は之か使用は避くるを可とし給養は作戰の諾否に關係なく現地の物資に依るの一方法あるのみなり此場合給養の確實を主とし購買を捨て徴發に依るを可とすへし

尙茲に一言せんとするは徴發必ずしも脅迫又強力を意味せぬ穩和なる手段に依り得ること之なり

(参照)

陣中要務令第四四三第三項(各部隊ノ直接行フ徴發)

時間ニ餘裕アルトキハ徴發隊ノ指揮官ハ市町村吏又ハ住民中最モ名望アルモノニ要求シテ所要ノ物品ヲ指命ノ日時地

點ニ於テ提供セシムヘシ

再審試験の研究

同第四四ノ第二項（高級指揮官ノ行フ徴發）  
此場合ニ於テハ特ニ地方官衙ヲシテ協力セシムルコトヲ努メサルヘカラス

### 2. 佐野町の物資蒐集

佐野町の物資蒐集を各部隊の直接徴發に委せんとするは一考を要す同町の物資の情況は追撃隊と同行せる部員より已に報告せられある筈と信す（或は豫め辨の容易なる如く集合物資は）依て部隊到着前更に經理部員を先行せしむる時は迅速に所要の物資を蒐集することを得へし又集合物資は概して一地に偏在しあるを常とするを以て此點より見るも經理部に於て一途に統一して蒐集するを適當とす

### 第三案

太田町追撃隊の分も師團經理部（先遣部員）に於て調辨し交付すとの考案あるも追撃隊の主なる部隊は歩兵一聯隊のみなり先遣部員に於て蒐集し更に交付するは徒に形式に止まるへし部隊をして直接調辨せしめ經理部員をして調辨を援助せしむる方法を採用するは反て實際的にして給養を迅速ならしむる所以なりと信す

### 第四案

追撃隊の給養は携帶糧秣に依り其補充は現地に物資に依るとの考案なり其理由は部隊到着後調辨を行ふ時は給養甚たしく遅延すと云ふに在り

陣中要務令第四三九に「携帶糧秣ハ他ニ給養ノ方法ナク已ムヲ得サルトキ部隊長自己ノ責任ヲ以テ之ヲ使用スルモノトストアリ」然るに今午後五時半頃部隊は太田町（人口五百）に到着し現地に於て所要の給養品を調辨し得る情況に在り此情況を以て尙他ニ給養ノ方法ナク已ムヲ得サル場合と見解するは一考を要すへし

使用後直に現地物資を以て補充を行ふと云ふも現在各自は僅に一日分を殘置し明日早朝より續て追撃を豫期する情況なるを以て其使用に關しては特に考慮を必要とすへし

師團主力の給養は大行李の糧秣に依らんとするものあり其理由とする所は佐野町の物資は師團主力給養に甚たく不足すと判斷せると豫定の如く調辨し得るや否や不明なるを以て給養の確實と云ふ點より多少時間は遅延するも大行李の糧秣に依るを可とすと云ふに在り

佐野町は人口一八〇〇〇（宇都宮は六三〇〇〇）にして住民は概して平穩なり師團本夜の所要糧秣の蒐集には不足なきものと判斷す

大行李の結城町に到着せるは午後三時なり(何等かの理由に依り行)佐野町に到着するは早くも午後十時なり然るに之を以て本夜の給養に充てんとするは給養を甚たしく遅延せしむることとなるへし明日の行動昨日来の戦闘の状況を顧慮し給養は成るべく迅速ならしむること必要なるへし

原案

追撃隊(太田町) 部隊の直接徴發せる糧秣に依る  
師團主力(佐野町附近) 高級指揮官の一途に徴發せる糧秣に依る

(参照)

陣中要務令第四四三、第四四四

第二問題

一、本夜ノ給養及爾後ノ給養ヲ顧慮シ師團經理部長ノ爲スヘキ處置

研究

本問題に對し受験者の答解は左の各案に分れたり

1. 増加給を支給す

- 2. 輻重を招致し携帶糧秣(乙)一日分の補充を行ふ
- 3. 將來の給養を顧慮し足利、桐生の物資調査を行ふ
- 4. 佐野町に師團野戰倉庫を設置す

以上の處置に就き研究するに

- 1 増加給を行はんとするは昨二十五日來の戦闘の状況を顧慮し其處置適當なり
- 2 携帶糧秣(乙)の補充を爲さんとするの著意は可なり  
但し大行李の情况より判斷するも尙其後方に位置する輻重(輻重に乙一日分)を本夜招致せんとする考案は一考を要す
- 携帶糧秣(乙)と雖其補充は必ずしも輻重に依らざるへからすと爲すは不可なり  
要すれば(乙)に代る代用品を以て現地に於て調辨補充し給養の確保を期すること必要なり

(参照)

獨逸連合兵種ノ戰闘及指揮第二卷第九〇三

携帶糧秣ノ費消ハ直ニ其直屬指揮官ニ報告シ以テ費消セル部分ハ成ルヘク永續保存ニ堪フル物資(罐詰ノ如キ)ヲ以テ補充シ置ク事肝要ナリ已ムヲ得サル場合ニ於テ他ノ給養品ヲ以テ補充セサルヘカラサル時ニ在リテハ輕量ニシテ且滋味ニ富ミ尙永ク保存シ得ル如キ給養品(罐製肉、乾燥腸詰、米麥粉、チョコレート)等ノ如キ)ヲ以テスルヲ適當トス

再審試験の研究

3 師團明日以後の行動を適當に判斷することなく漫然桐生、足利等の物資を調査せんとするは一考を要す

師團は明日高崎附近に進出するなるへし、さすれば同地附近の物資は或は兵站に於て利用することとなるへし、將來給養の爲師團に於て之れか調査を必要とするや否や目下の處不明なり

4 佐野町に野戦倉庫を設けんとする考案

師團明日以後の行動を判斷し尙野戦倉庫設置の場合、其場所に就き考慮する時は佐野町に之を設置せんとするは何等の意義なきものとす

原 案

1. 追撃隊と同行せる經理部員をして同隊の給養を援助せしむ
2. 増給及加給を支給す(師團長に意見具申す)
3. 現地物資に依り携帶糧秣一日分(乙)の代用を補充せしむ(同)
4. 足利、館林の物資を調査し必要に應し今夜の給養及携帶糧秣の補充に充てしむ本想定の下に他の各種の問題を提供し参考に資せんとす

研究問題

- 一、騎兵聯隊ノ給養ハ如何ニ實施スヘキヤ
- 二、増加給品支給ノ品種定量ノ決定ハ如何ナル標準又ハ方法ニ依ルヤ
- 三、師團經理部長トシテ佐野町物資蒐集ノ要領
- 四、部隊ヲシテ直接調辨セシムル場合ト高級指揮官ニ於テ統一シテ調辨セシムル場合
- 五、歩兵第一聯隊(追撃隊)高級主計トシテ本夜ノ給養ヲ最モ迅速ニ實施スル方法
- 六、追撃前進ニ先チ師團經理部長ノ先遣主計正(追撃隊ト同行)ニ與フル命令
- 七、佐野町、太田町ノ給養力判斷(人口、戸數ト給養力)
- 八、足利及館林ニ派遣スヘキ師團經理部員ニ與フル經理部長ノ命令
- 九、午後三時以後ニ於ケル師團大行李ノ行動
- 一〇、師團經理部長トシテ明二十七日師團經理部ノ行動豫定ノ大要
- 一一、野戦倉庫設置ノ場合及野戦倉庫ノ位置
- 一二、携帶糧秣補充ノ要領

附

錄



## 一、將來戰に於ける野戰軍給養に就て

本稿は大正十四年五月當校卒業式當日高等科優等學生の久邇宮殿下の御前に於て講演したるものにして之に參考と爲すへき二、三の説明及註記を加へたり

現時の戰爭は、國家の全力を擧げて之を行ふを常態と致しまして、戰爭の規模は大となり、營に、戰場に於ける兵力の増大致しましたはかりてなく、戰闘に靱強性を加へましたから、戰闘資材並補給等に關する諸般の施設には、國力と人智とを盡して、成し得る限り速に戰爭の目的を達することか必要となりました。之か爲め作戰は常に卓越せる統帥と敏活なる機動とを以て敵に對して主動の地位に立ち、最も有利なる條件の下に決戰を促し、勉めて短少の期間に於て戰捷を獲得するやうに指導せねばなりません。従つて迅速なる集中、果敢なる殲滅戰、猛烈なる追擊動作は愈々必要となり、且一方には進歩したる科學は遺憾なく戰場に應用せられまして、絶えず創意工夫により敵の意表に出つることに力めるやうになり、又後方勤務に於ける兵站の完否は益々軍の作戰を左右することか大て御座いますから一層完備せる組織を以て、其機能を十分に發揮せねばならぬこととなりました。

(参照)

統帥綱領

總則 第九、第一一

指揮 第二八

會戰 第六八、第六九、第八九、第九〇

兵站 第一八三

以上略述致しました作戦一般の趨勢に基きまして、將來戦に於ける野戦軍給養の勤務には種々なる着意が必要で御座います。以下各事項に就て申述へます。

一、現地物資の利用に就て

將來戦に於きましては、作戦の諸資材益々多きを加へるのでありますから、其整備及輸送は實に容易のことでは御座いませぬ。故に戦地に於て蒐集利用し得る諸資材は之を現地に求め、後方補給機關の負擔を軽減せねはなりません。特に東洋の戦場は、道路概して不良なる上、交通機關の設備も十分でない爲め、皇國の過去戦役に於きましては、追送補給共に非常の困難を嘗め、尨大なる國帑を費消して居りますから一層此の必要か御座います。加之本表の示す如く、皇國の食料資源は國民の需要すら充すに足らず、海外より輸入する情況でありますから、益々戦地

に於ける資源の利用に力めて國內資源の枯渴を防かねはなりません。

斯く現地物資の利用は、作戦上のみならず、國策上からも緊要で御座いますか、之を最も巧に、最も徹底的に利用致しまする方策は

イ、平時より將來戦地たるべき地方に於ける經濟的物資移動の情況、蒐集の方法等を十分に調査すること

ロ、代用品に充て得べき物資の範圍を研究すること

ハ、各部隊長の物資利用の權限を擴張して其品種、地域、機會を大にすること

ニ、徵發に依り得る場合を擴張すること

等其大要で御座います。尙現地物資の利用は、現在品の蒐集のみに止まらず、之を保護し、更に進んで其増殖を圖る爲め、兵站其他の後方機關に於ては、農耕、漁業、食品の製造等を奨励して戦地資源の開發に力めねはなりません。

(参照)

木村主計監著作戦給養論

物資調査ノ適確

(第二篇、第二章、第一節、第二節)

代用品使用範圍ノ擴張

(第二篇、第四章、第三節、第七節、第八節第四)

將來戦の野戦軍給養法

- 現地物資利用ノ勵行 (第五篇、第二章、第二節第二)  
 徴發ノ擴張 (第五篇、第二章、第二節第三)  
 部隊長自己調辨ノ擴張 (第五篇、第二章、第三節)  
 給養品現地製造ノ研究 (第七篇、第一章、第三節)  
 追送品ノ節約 (第七篇、第三章、第一節)  
 地方車輛使用ノ統一 (第七篇、第三章、第九節第二)

## 二、給養裝備に就て

將來の戰爭に於きまして携帶糧秣使用の場合には益々増加するものと考へねはなりません。従つて其携帶使用に便にして一層よく體力を維持せしむる必要上、種の改良、定量の増加、携帶法等の研究を要します。又各部隊の給養を一層迅速確實ならしむる爲には佛、獨陸軍の如く軍隊に近く跟隨せる小行李に一部の糧秣を携帶させ又大行李の能力、積載品種、編成等の研究及飯盒の改善、野戰炊事車、沸水車の携行も必要と存します。

## 三、航空機の發達に伴ふ給養に就て

航空機の發達に伴ひまして、給養上諸施設は、大に顧慮を要する事となりました。炊事場の位置は森林及屋下に選定し、燃料は此處に御座います無煙、無火の燃料即

ち木炭、固形酒精を用ひ情況により煨性石灰に依る無火加熱の方法も必要で御座います。

給養と直接關係を有する大行李輜重は、其行動を秘匿する爲め夜間の行動が益々増加致します。晝間行動の場合には、地區地物の陰翳を利用し、又偽裝等により遮蔽の方法を講ずる必要がありますから、行動に種々の制限を受け補給を適時適當なる地點に於て行ふ事はなか／＼困難となりました。

糧秣交付所の業務も、夜間に行はるる事か益々多くなります。日中に授受する場合は森林、村落内等を利用することとなりますから、地積狭く障碍多き地點に於て混雜なく迅速に完了する方法を研究せねはなりません。又軍が一地に止まる時は、敵眼を避くる爲めに、時々交付所の位置、時間等を變更せねはなりません。

野戰倉庫は、其位置に依つては、我軍の兵力配備等敵に偵察の端緒を興ふる事となります。又野戰衣糧廠は、兵站に於ける他の補給諸廠と共に軍需品補給の根源を爲すもので御座いますから、敵は屢々之か爆撃を企てる事となります。故に此等の位置を選定する際は、著明なる地點を避けねはなりません。糧秣の集積は分置の方法に依り、又倉庫の形態は陰翳を生せしめざるやう注意し偽裝を施す必要か

御座います

(註)

一、無煙、無火炊事

(今次歐洲戰に於て佛軍が陣地に使用したる例)

(イ) 木炭及骸炭

戰爭の當初には之を金屬製器具の廢品陣中鍋の廢品(放棄せられたる使用に堪へざる鐵壺等)に多少の孔を穿ちたる急造焔爐にて燃焼し温食給養と煖室との目的に使用せしか換氣不良なる掩蔽部に於て中毒を惹起せんとしたり

(ロ) 凝固酒精(乾燥「マルセーユ」石鹼末三〇瓦を温めた)之を罐詰用のものと焔爐に充用し得るものとあり何れも飲食物加温用として最も簡便なり二〇〇瓦入のものは燃焼二時間に互り飲食物「六リットル」を十分沸騰せしむる力を有す石鹼は燃焼することなく残渣となる

(ハ) 煖性石灰

通常金屬製内箱(木製外箱を附し兩箱間に)内に厚さ一乃至二仙米突の層に敷き次に飲食物を盛り密閉したる器を其上に置き更に該器の四側に煖性石灰を詰めたる後石灰に水を注加し(水は重量にて石灰二に對し一の割合とす)金屬性内箱及木性外箱の蓋を施すに在り此装置にて煖性石灰五吉瓦と水一七五吉瓦を用ひ六リットルの飲食物を三時間に互り百乃至九十七度に保持するを得尙飲食物は十二時間後六十度を保つと云ふ此方法を一層簡單ならしむるには土坑を穿ち藁(厚さ少くも)を敷きて其内に金屬製内箱を入るるにあり

二、行李、輜重の行動と敵飛行機(輜重兵操典草案)

(敵飛行機に對して行李、輜重の行動上留意すべき條件に關し操典に左の如く記述せられあり)

(イ) 行李、中隊は敵の飛行機に好目標を呈し、時として攻撃の機會を與ふるのみならず、延いて軍の企圖及行動を察知せしむるの端緒となることあり。故に情況之を許せば夜間を利用して其行動を秘匿掩蔽し、特に拂曉又は黄昏に於て其終動又は初動を發見せられざるを要す(第二六七)

晝間に在ては天候、地形又は陰翳等を利用し、其行動を秘匿掩蔽することに著手するを要す

(ロ) 行李、中隊の指揮官は敵の飛行機に對して依然行進を繼續すへきか、或は一時停止して掩蔽を求むへきかは、當時の情況に應じて速に決心せざるへからず。而して後者の場合に在りては、所要の命令を下して適宜掩蔽せしむ此際各級指揮官及班長も亦現在地の情況に應じて速に決心を爲し、最も沈着に動作せざるへからず(第二六八)

尙敵飛行機に對する行李、中隊の指揮官の處置を新に記述し、且敵機の攻撃を受くる顧慮ある場合の處置を示されたり

(ハ) 大行李、中隊の地に停止する場合は常に敵航空機に對する顧慮を以て其位置を選定せざるへからず。然れども徒に掩蔽を求めんとしつて爾後の行動に支障を生ぜしむるか如きことあるへからず。故に己むを得ず暴露する時は樹枝・草葉等を以て偽裝を施すを有利とす。又開進に際しては不規則なる隊形を取り、或は分隊、要すれば班毎に適當の距離、間隔を存して點在せしむること必要なり(第三六九)

(ニ) 飛行機の攻撃を受くるに際し、自衛隊を集合して後之を射撃せしむるか如きは時機を失し、又一部の自衛隊を以て射撃するか如きは其效果を求むるに足らず。故に敵機の來襲を受くへき顧慮あるときは、行軍間に於ては概ね小隊毎に、停止間に在りては中隊全部の自衛隊を豫め集合せしめ置くを可とす(第三七〇)

三、航空機に對する倉庫其他の防護要領(附大行李輜重の行動)

(1) 高射砲、機關銃の配備、監視哨(又は觀測團)の配屬、展望臺、通信網、探照燈、消火設備(ガソリンポンプ)

將來戰の野戰軍給養法

等を爲す

(2) 偽装により自然と調和することに努む

イ、物體自己の蔭影を作らぬ様爲す

ロ、彩色法の採用

ハ、偽工事、眞菰網等の採用

(3) 倉庫の設備、糧秣の集積

イ、倉庫の大き、配置を適當にす(倉庫は幾何學線を作らざる如き形體とすること、建物は小にし其配置は成るべく不規則なるを理想とす)

ロ、各倉庫は分置(倉庫間三〇〇—四〇〇米突)し一ヶ所の集積量を小にし又混合格納法を採用す

ハ、糧秣の集積は林縁、樹林下及在來建物を利用して上空に對し遮蔽す又現資の整理梱包は屋下内に於て行

ふ野積は上部は土色に著色したる雨覆、樹枝を以て被覆す

(4) 大行李、輜重の行動

輜重兵中隊は日没後宿營地を發し倉庫に來り卸下し退出す

大行李は日没と共に宿營地を發し所屬部隊の位置に至り交付したる後歸行し倉庫に於て補充を受けて宿營に就く

蒐集現地物資の搬入も成るべく夜間に行ふ斯くの如くして晝間は倉庫附近に一車輛をも停止せしめす

(5) 倉庫に於ける動作

倉庫に於ける行李輜重の進入、退出及諸動作は晝間に於て豫め計畫を爲し幹部は倉庫を踏査し夜間混雜、錯誤なく行動し得る如く準備す

#### 四、自動車の利用に就て

倉庫に於ては大行李に交付すべき糧秣を交付に便なる如く大體の區分を爲し置き迅速に交付し得る如く準備す  
夜間燈火は屋下に於て點火し大行李、輜重には提灯、懐中電燈にて用を便せしむ  
尙糧秣の卸下分配は小口に行ひ、使用する空地面は之を偽裝し、轍跡(水のたまらぬ様)を作らざる如くす

倉庫勤務員に對し次の諸項に就き規定す

1. 命令なくして出入せざること(特に道路上に出でざること)

2. 外部に出つるときは外被を使用すること

3. 火氣、發煙に注意すること(燈火は所定以外の場所に移すことを禁す)

4. 金物、木材等の運搬を注意すること

航空機の發達、兵器の進歩、兵力増大等の結果は、自動車の利用範圍を益々擴大することと考へます。是は歐洲大戰の例に徴して明かて御座いました。佛、獨兩軍のみにも合計二十萬輛を使用して居ります。今給養上に於ける利用の範圍を擧げますれば、兵站の輸送機關として將來盛に利用せられ、又騎兵旅團、獨立師團、追擊部隊に對する補給其他兵力の移動轉用の場合に軍需品の輸送に使用せられます。又之を利用して現地物資蒐集の範圍を擴張し、其結果倉庫數を減少することともなります。又後方よりの生肉等の補給が容易になるので御座います。其他野戰

炊事車、沸水車にも之を採用するやうになることと考へます

(註)

歐洲大戰に於て聯合軍、同盟軍の戦場に使用しある自動車の数合して三十萬臺に達し更に其数を増加せんと努めつつあるを見る其開始前並現在に於ける数を擧ぐれば左の如し

國別	開戦前		現在
	前	後	
露英佛伊白塞羅	三、五〇〇 二、五五〇 一四、五〇〇 四、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一、七〇〇	二〇、〇〇〇 二五、〇〇〇 八〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一〇、三〇〇 一、七〇〇	
獨逸	八〇、〇〇〇 二二、四〇〇 七五〇	一〇〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇 七五〇	
計	一三九、八二五	二七八、一七五	

五、毒瓦斯に對する防護に就て

將來戰に於ては、毒瓦斯か益々猛威を逞くすることと存します。歐洲大戰の際獨

軍の毒瓦斯は、野戰糧食と水とに對して絶大なる脅威を與へた事は何人も知る處で御座います。依て將來の野戰軍給養に就ては、携帶口糧は勿論、追送食品の製法、梱包、集積、調理方法に就て根本的研究の必要かあります外に、之か豫防、有毒、無毒の鑑別、除毒法等に關して平時より研究を遂けて置かねはなりません

(參照) (大正十四年三月主計團四月第一八一號摘錄)

毒瓦斯戰と野戰糧食とに就て

(丸本主計正)

將來戰に於ける毒瓦斯の猛威實に測り知るへからざるものあり。従つて將來の野戰糧食に關しては特に此點を顧慮し、製法、梱包、集積、輸送、補給及調理法等に就て根本的研究を遂げざるへからず

大戰に於て獨軍の毒瓦斯は野戰糧食と給水とに對して、絶大なる脅威を與へたり。即ち毒瓦斯に侵されたる麵麩及水は兵卒の胃腸を糜爛し、劇烈なる吐瀉を起さしめ、志氣を沮喪せしめたること甚大なりき。之か爲め各國軍は各種の防護法を講し、其結果油布或はタール紙の被覆は有效なるを認めたるも、一般原則として罐詰或は壘詰類の如き絶對密封せられたる食品に非らされは安全を得ざることを明にせり

將來戰の野戰軍給養法

作戦上絶大の威力を認められたる毒瓦斯は、列強に依つて戦中戦後多大の努力を拂つて研究せられ、其進歩著しく今や毒瓦斯弾は普通爆弾の二十五%乃至四十%の比率を以て整備せられんとする情況にして、將來の發達は豫測すべからざるものあり。特に米軍に於ては特に顯著なる進歩をなせりと信すべき理由あり。

大戦に於ける獨逸投下毒瓦斯の記録に依れば、低溫潤地に在りては炸裂點より二十米突以内は生物は一分乃至十五分にして死し、風速八米以下の場合に在りては、五十米中徑の圏内は死し、百五十米突中徑の圏内は有毒作用を受く。又専門家の説に依れば七十二噸の瓦斯劑を以ては八百米四方の市街の周圍に中毒作用を起さずして通過し得ざる幅五百米突の瓦斯幕を作成することを得べく、之か爲めには飛行機百四十四機にて足り、爆撃一箇聯隊にて十分なりと稱せらる。

以上の如き情況なるを以て、吾人は將來戦に於ては劇烈なる瓦斯戦を豫想せざるべからず。従つて此作戦に應じて給養すべき野戦糧食に關し、毒瓦斯安全の方法を講せざるべからず。之か爲め吾人は平時に於て十分の研究を遂げ戦

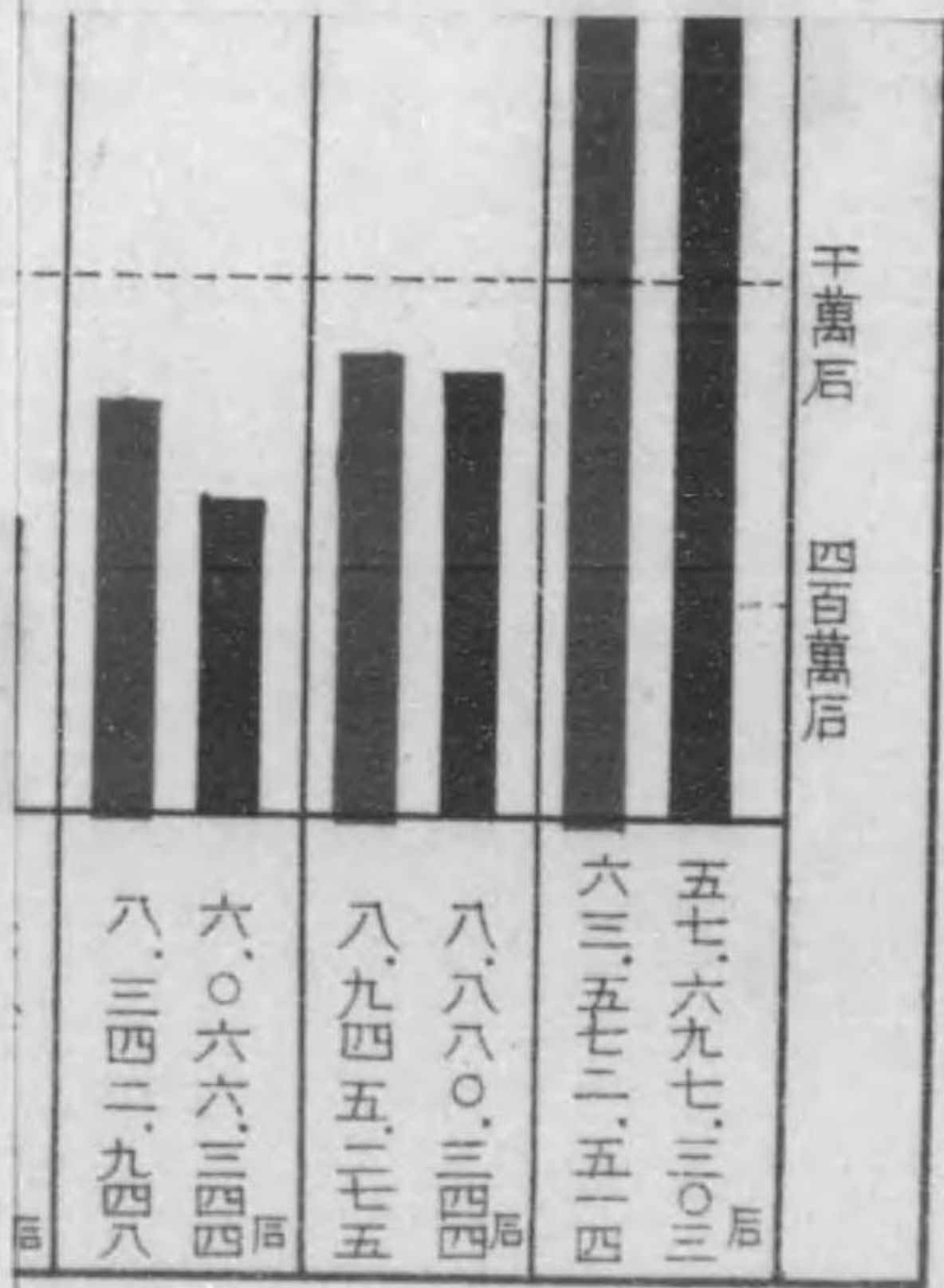
時の施設に遺漏無きを期せざるべからず。而も新毒瓦斯其自身の發見は容易の業にあらず。之を當該研究當局者に信頼すべきも、吾人は須らく之と連繋して、

- (イ) 毒瓦斯の種類
  - (ロ) 其食品に及ぼす效力程度
  - (ハ) 毒瓦斯豫防の方法
  - (ニ) 毒瓦斯感觸食品の除毒法
  - (ホ) 有毒無毒の鑑別
  - (ヘ) 毒瓦斯を避けて實施すべき野戦調理法
  - (ト) 追送食品の製法梱包法
  - (チ) 集積及補給法等
- に關し新に具體的研究を開始せざるべからざるなり

#### 六、戦費の節約に就て

過去の戦役に徴しますれば、皇國の陸軍戦費は、本表の通りて御座います。日露戦役には總戦費十二億八千三百萬圓て、内糧秣費は二億七千萬圓、運搬費は一億九千萬圓、西伯利戦役には總戦費五億七千萬圓て、内糧秣費は九千六百萬圓、運搬費は九千萬圓て御座いました。即ち糧秣費は戦費の最多額を占め、又之と密接の關係ある運搬費は其次位で御座いまして、兩者の合計即ち軍の給養に要する費用は殆ど戦費の三分の一に相當して居ります。

將來の戦争は、作戦の趨勢及物價の關係上莫大の經費を要するのであります。到底國內のみの資力に據ることか出来ませぬ。仍て勉めて軍費を節約し、軍資金及此等經費の運用現地物資の利用、追送糧秣品種の選擇糧秣諸品の保護に大なる注意を拂ひ、極力冗費を省くと共に、最も有效に軍費を運用せねはなりません。以上列擧致しました通り、御座いますから、是等作戦行動に伴ふ給養及補給の方法も亦愈々複雑となりまして、給養官の責務の重且大であることを感ずるので御座います。



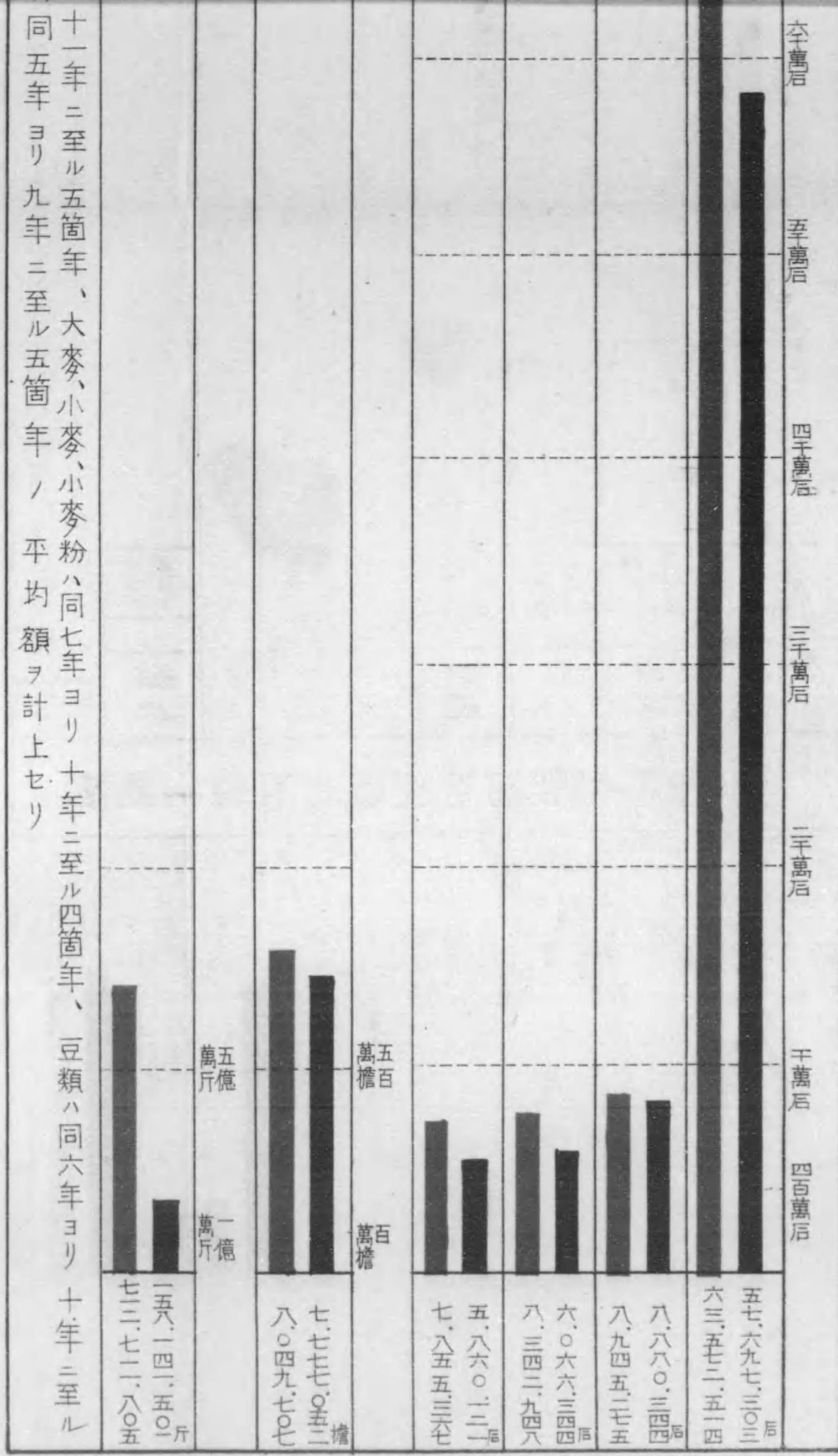


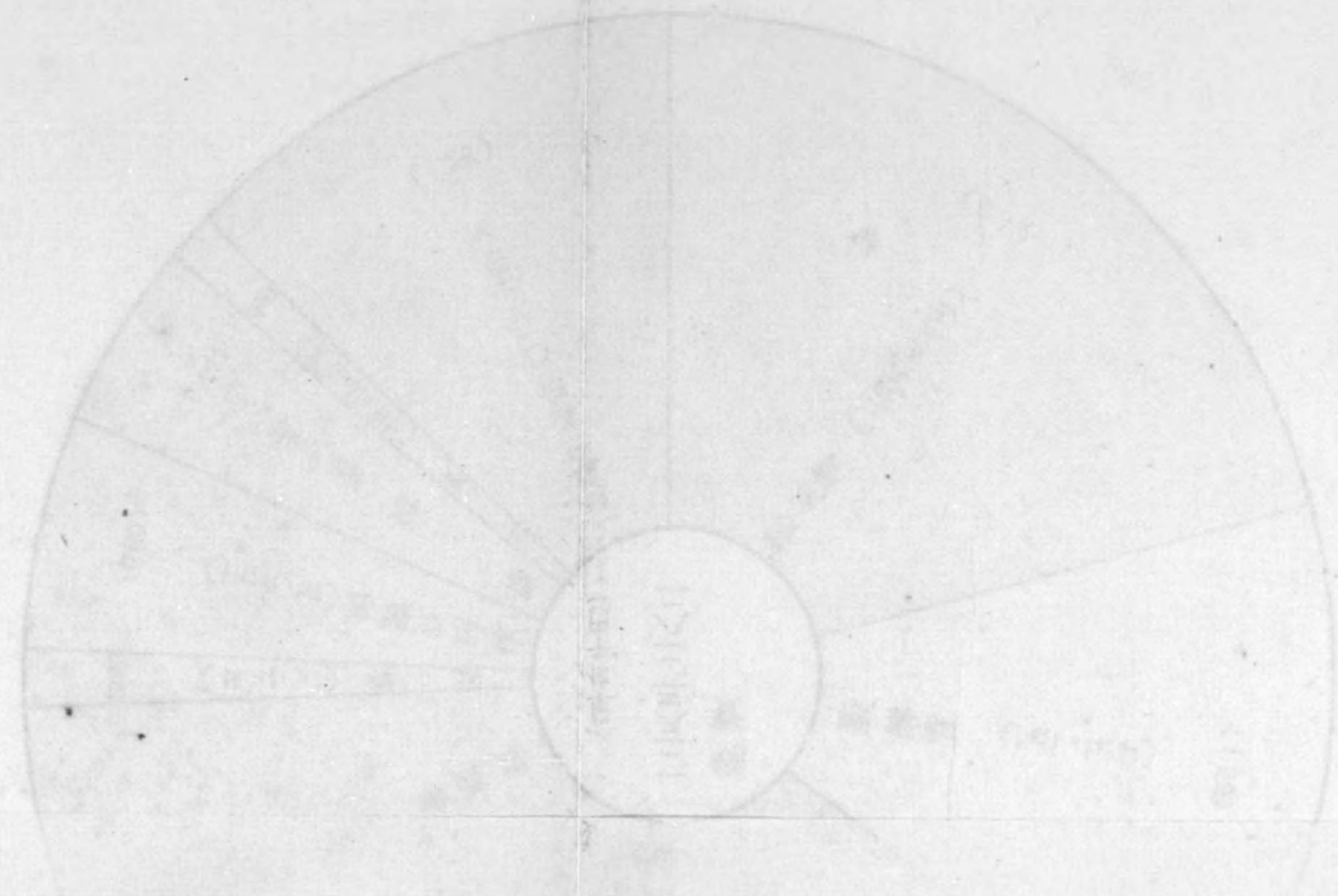
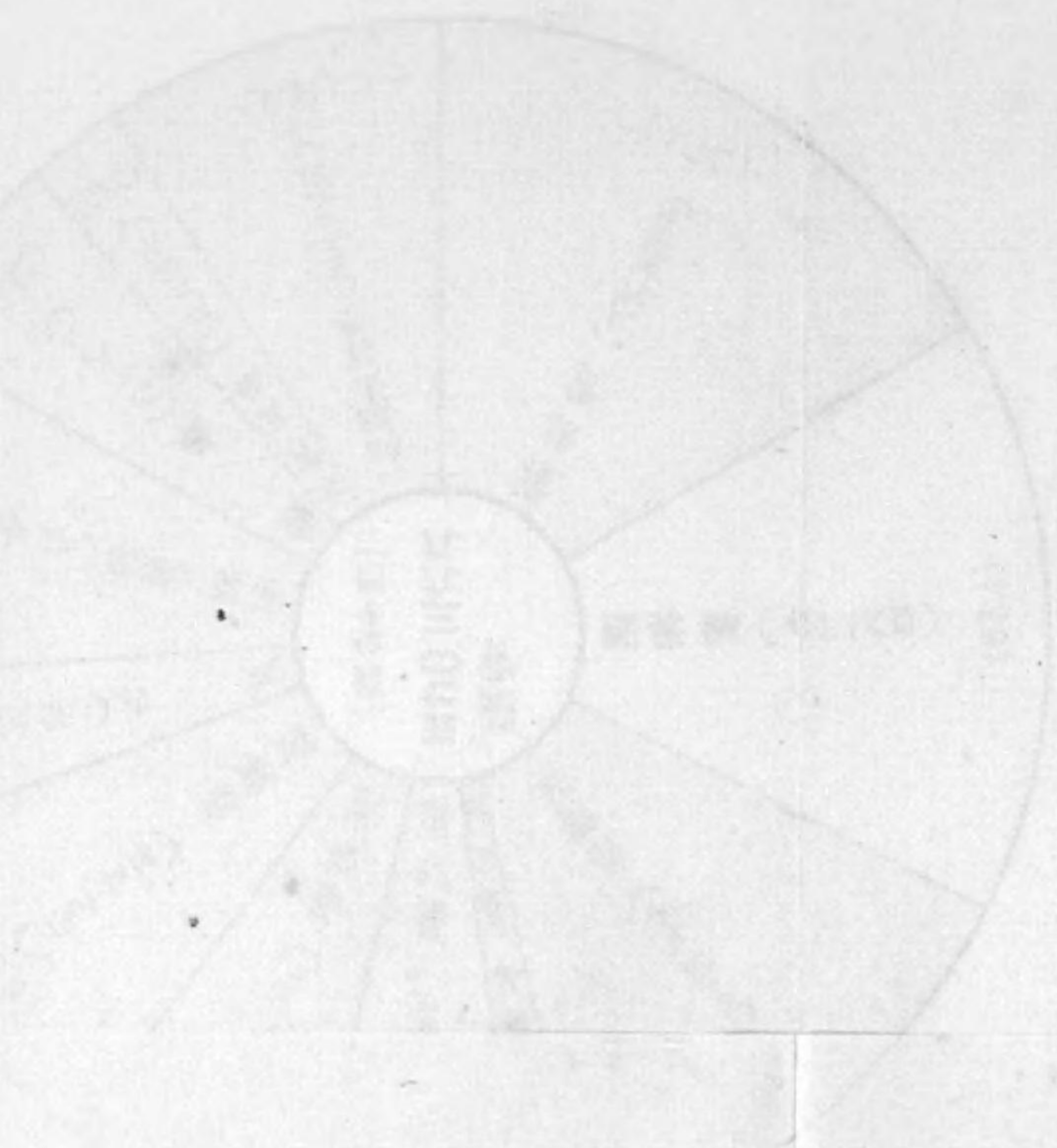
表覽一較比高費消及產品料食要主

考備	砂糖 斤	小麥粉 擔	豆類 后	小麥 后	大麥 后	米 后	品目	
							單位	數量
	生產高 消費高	生產高 消費高	生產高 消費高	生產高 消費高	生產高 消費高	生產高 消費高	生產高 消費高	生產高 消費高
一 米 五 箇 年 、 砂 糖 八 同 五 年 ヨ リ 九								
八 大 正 七 年 ヨ リ 十 一 年 ニ 至 ル 五								



將來の戦争は、作戦の趨勢及物價の關係上莫大の經費を要するのであります。到底國內のみの資力に據ることか出来ませぬ。仍て勉めて軍費を節約し、軍資金及此等經費の運用、現地物資の利用、追送糧秣品種の選擇、糧秣諸品の保護に大なる注意を拂ひ、極力冗費を省くと共に、最も有効に軍費を運用せねはなりません。以上列擧致しました通り、御座いますから、是等作戦行動に伴ふ給養及補給の方法も亦愈々複雑となりました。給養官の責務の重且大であることを感ずるので御座います。

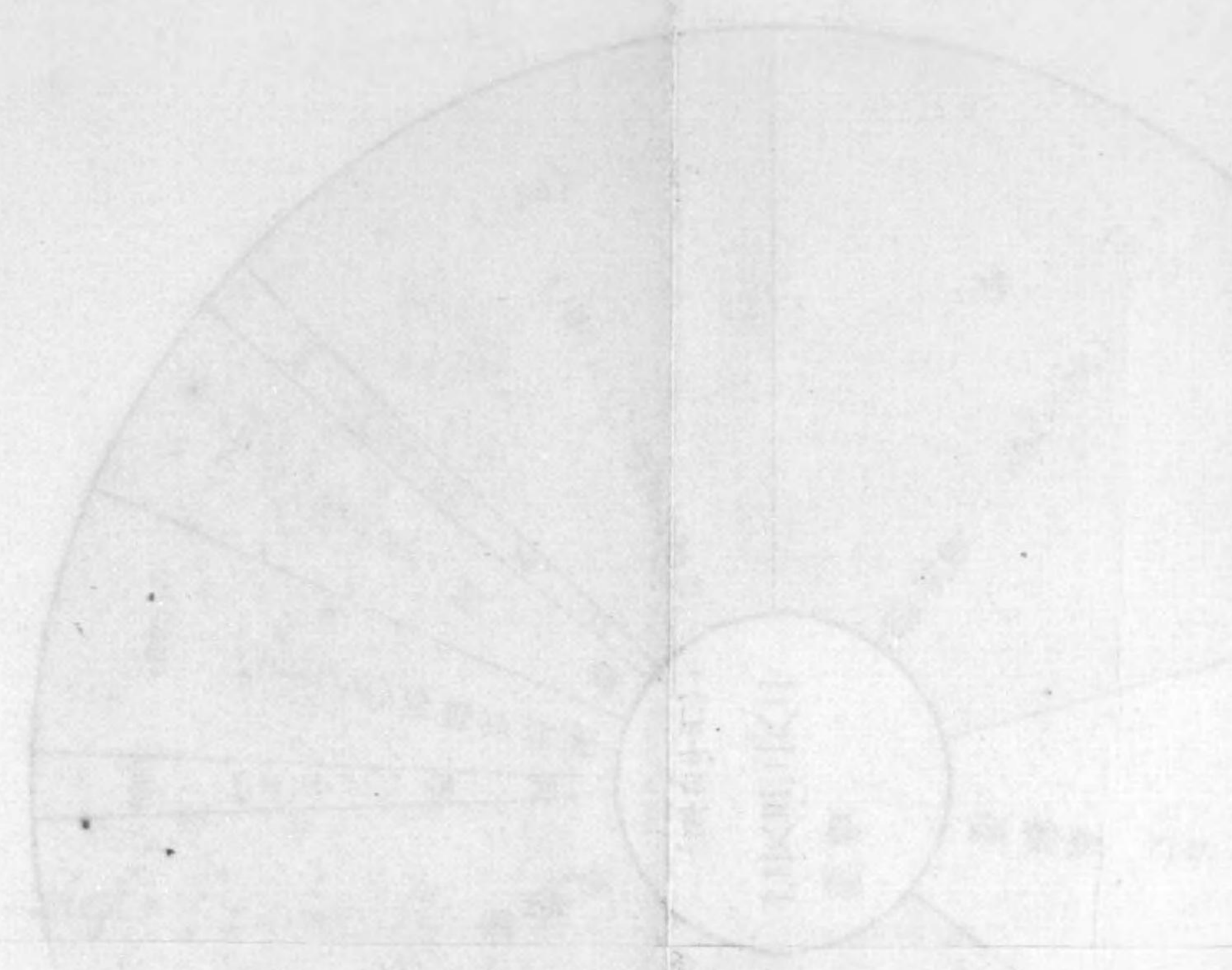
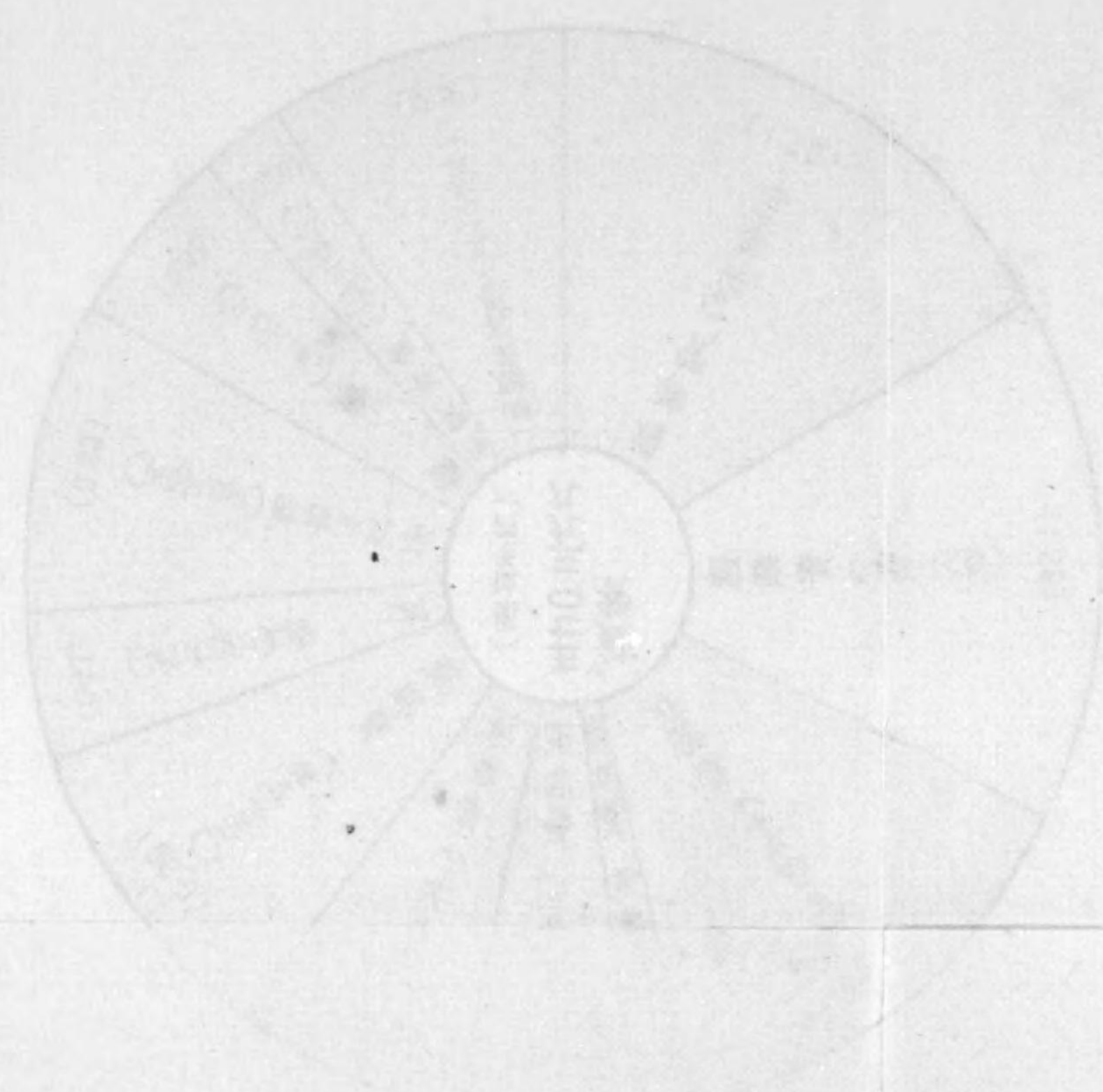




表圖況狀ノ費戦ルケ於ニ役戦去過

役戦年四三正大

役 戦 露 日



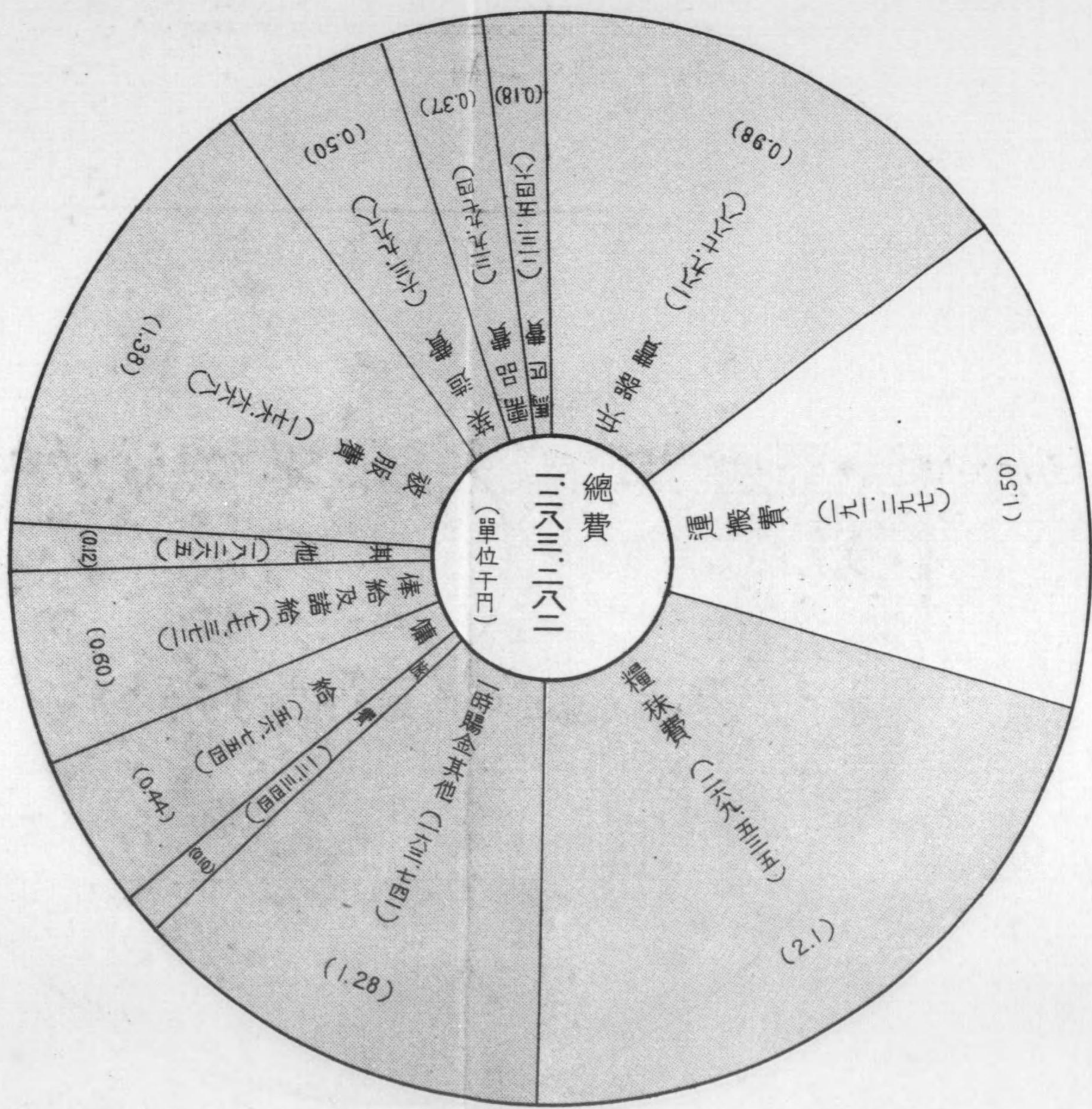
表圖況狀ノ費戦ルケ於ニ役戦去過

備考  
 亞利比亞數字ハ  
 對スル割合ヲ示

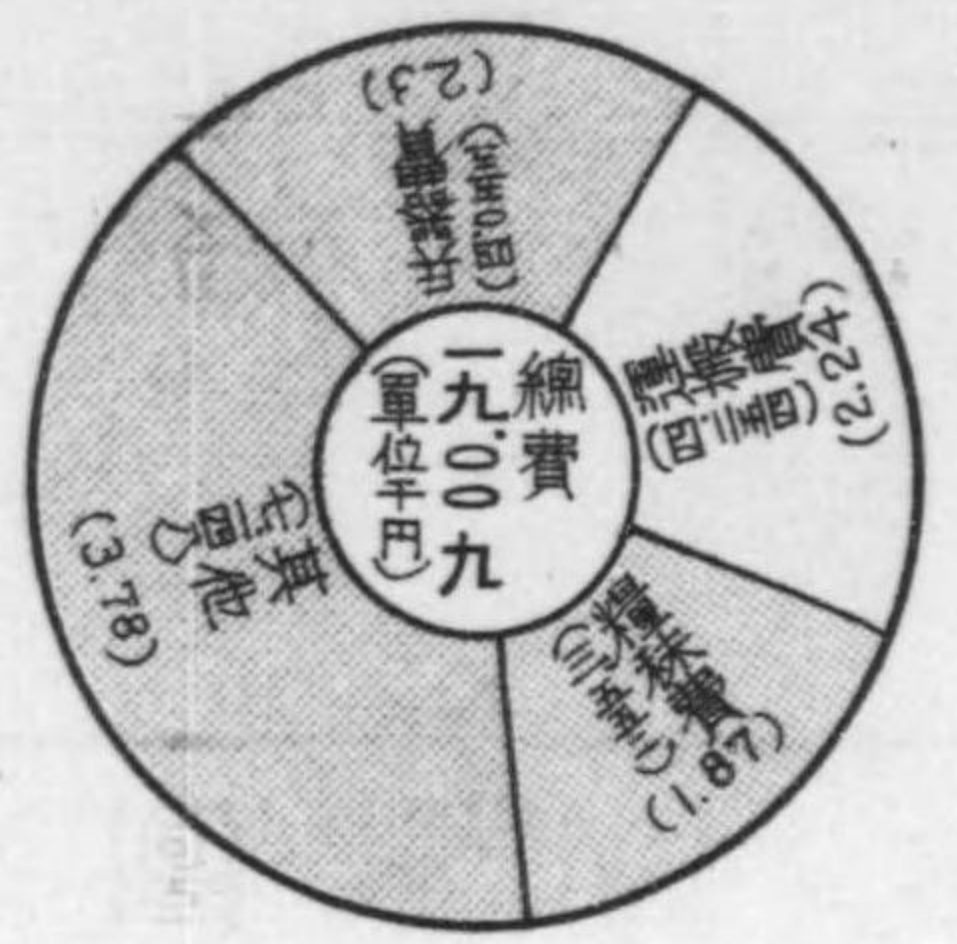
大正三年四月戰役

日露戰役

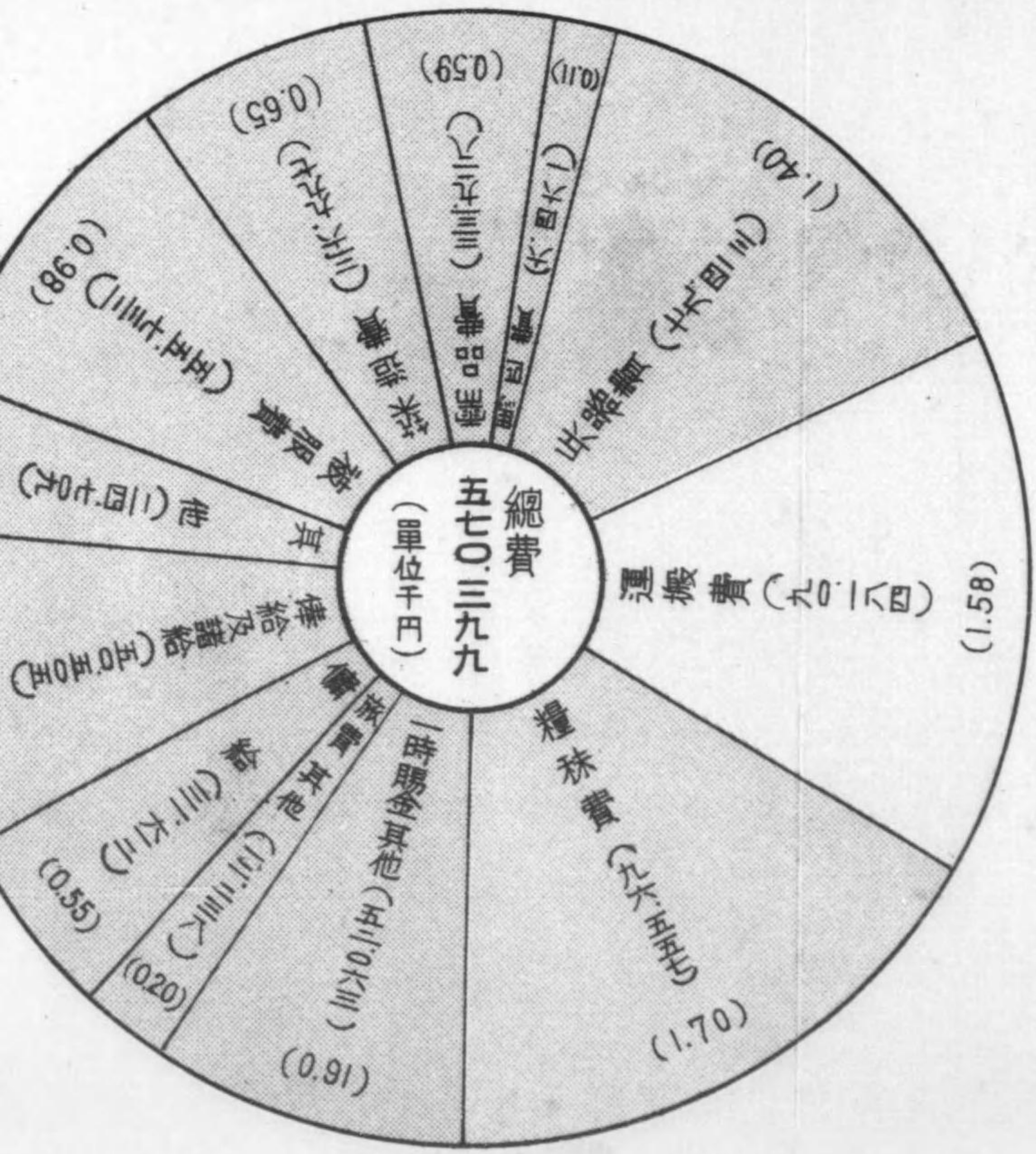
日 露 戰 役



大 正 三 四 年 戰 役

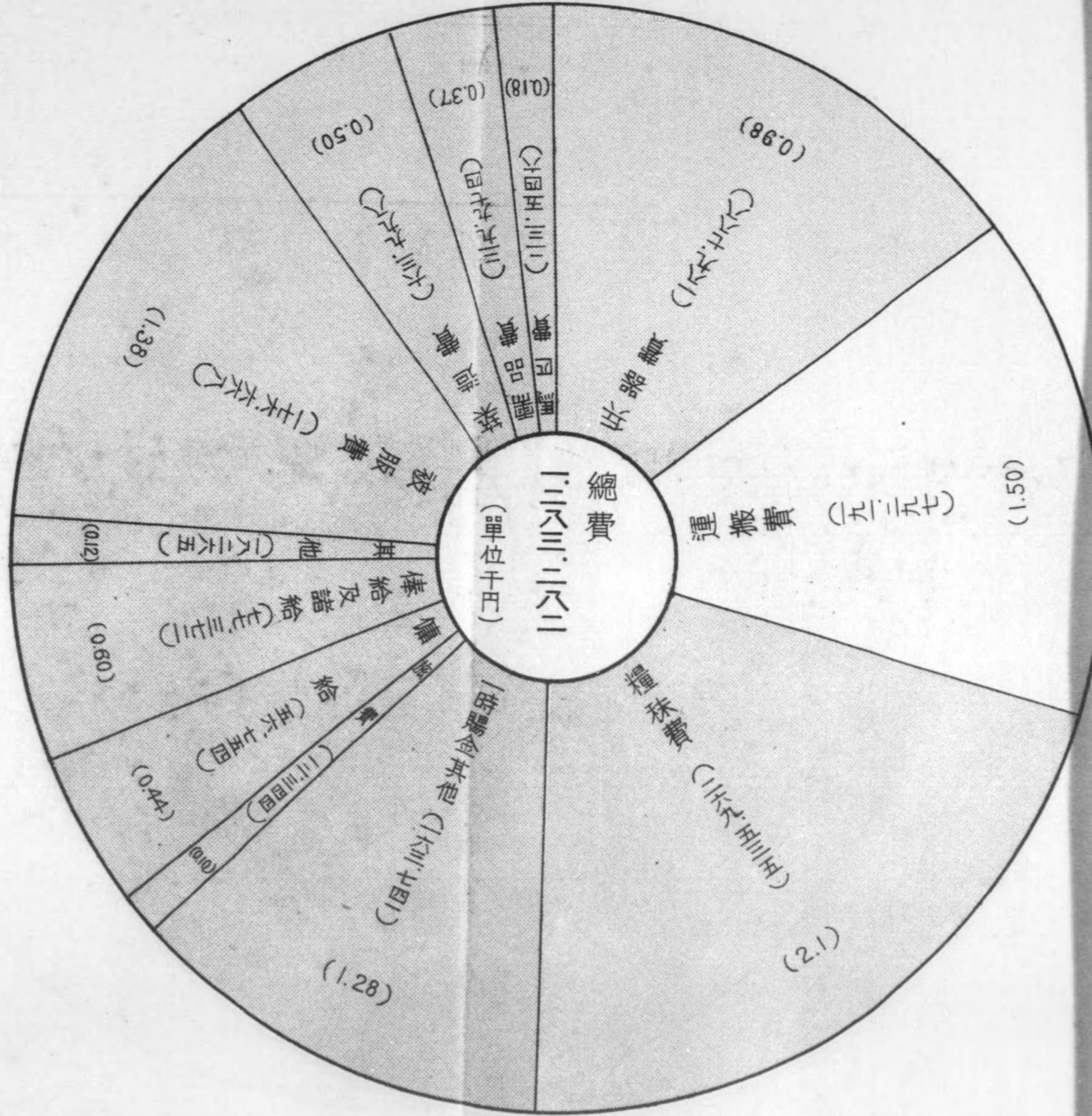


西 伯 利 亞 戰 役



利比亞數字ハ總額ニ  
ル割合ヲ示ス

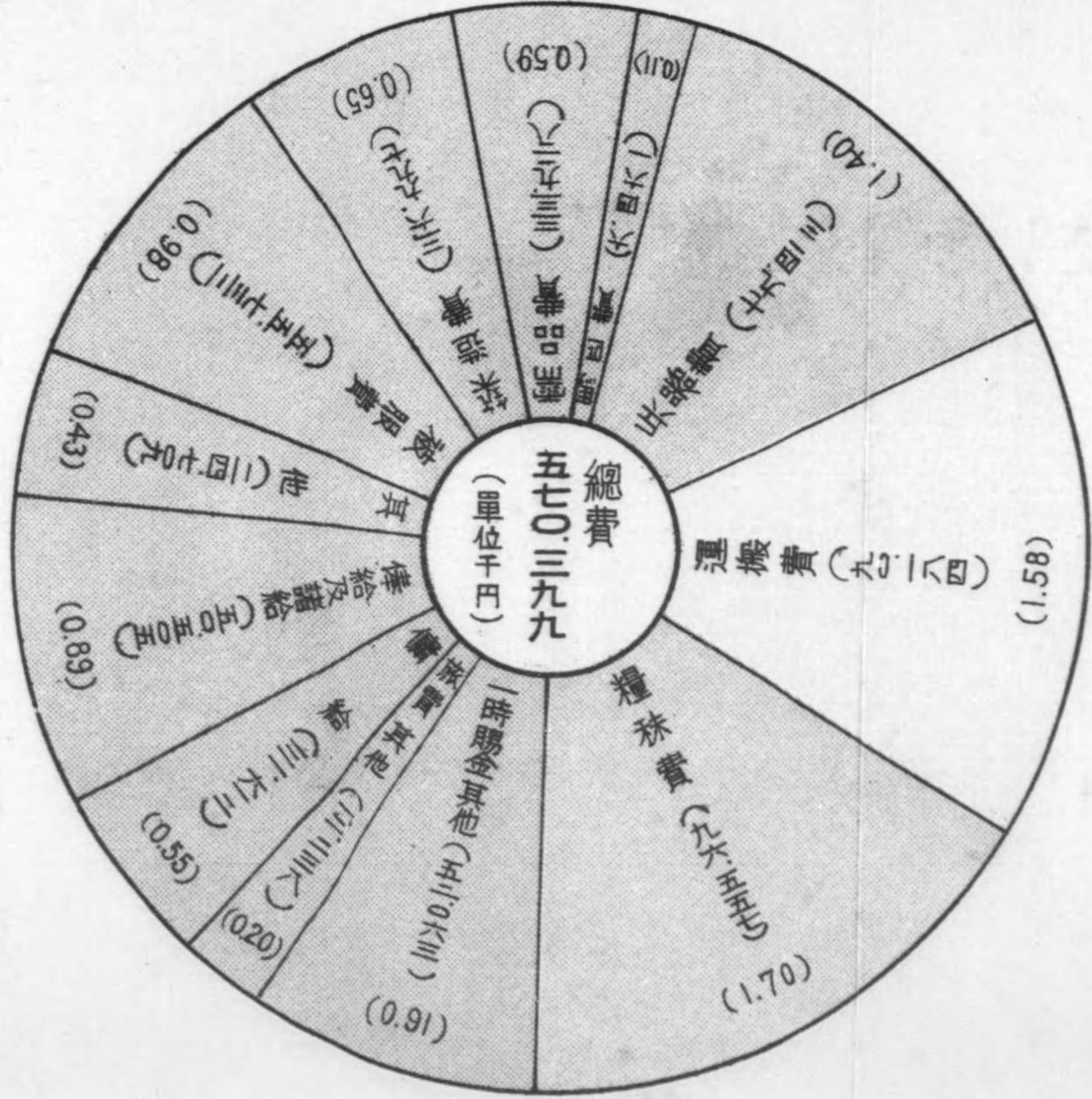
日露戰役



大正三四五年戰役



西伯利亞戰役



利比亞數字ハ總額ニ  
スル割合ヲ示ス

## 二、作戰給養研究參考書類

(公判のもの  
のみを掲ぐ)

- 一、大正十四年訂作 戰給養教程 (大正十四年二月 陸軍經理學校發行)
- 二、木村主計監作 戰給養論 第一卷より (大正七年六月 陸軍經理學校發行)
- 三、平山主計正 日露戰爭より得たる野戰給養勤務上の教訓 (大正四年四月 陸軍主計團記事發行部)
- 四、平山主計正 各戰より得たる野戰給養上の教訓 (大正十年六月 陸軍主計團記事發行部)
- 五、佐々木輜重兵 輜重勤務講授錄 附圖 (大正十一年十二月 陸軍大學校發行)
- 六、大正十二年八月訂作 戰給養作業の參考 (大正十二年八月 陸軍經理學校發行)
- 七、大正十三年十月訂 戰術作業の參考 (大正十四年二月 陸軍士官學校發行)
- 八、作 戰 給 養 圖 例 (大正十三年九月 陸軍經理學校發行)
- 九、高等司令部演習記事 (大正十二年六月 偕行社發行)
- 一〇、大正十三年(乙)參謀演習旅行演習記事 (大正十三年十月 偕行社發行)
- 一一、航空戰術 原則の部 現地部の部 第一卷及第二卷 (大正十二年四月 陸軍航空部)

作戰給養研究參考書目

- 一、第十六師團 鐵道船舶幹部演習記事 (大正十一年十一月發行)
- 二、第七師團 上陸作戰現地戰術記事 (大正十二年九月)
- 三、大正十二年 輜重兵幹部練習記事 其一 其二 其三 (大正十二年六月)
- 四、大正十三年 第二期高等科學生野外作業記事 (大正十三年七月)
- 五、大正十三年 陸軍主計團記事發行部 (大正十四年二月)
- 六、大正十三年 陸軍主計團本部第二次野外作業記事 (大正十四年二月)

大正十四年十一月十日印刷  
大正十四年十一月十五日發行

定價金 參圓



著者  
發行所

東京府豐多摩郡杉並町字阿佐ヶ谷十七番地  
二瓶貞夫

發行所

東京市牛込區河田町陸軍經理學校內  
陸軍主計團記事發行部

印刷者

東京市本所區番場町四番地  
守岡功

印刷所

東京市本所區番場町四番地  
凸版印刷株式會社分工場



319  
450

終